

第三十九回国会 参議院 社会労働委員会 會議録第五号

昭和三十六年十月十七日(火曜日)
午前十時三十五分開会

委員の異動

十月十二日委員徳永正利君辞任につき、その補欠として小沢久太郎君を議長において指名した。
十月十三日委員小沢久太郎君辞任につき、その補欠として徳永正利君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 谷口弥三郎君
理事 鹿島 俊雄君
村山 道雄君
坂本 昭君
藤田藤太郎君

委員

勝俣 稔君
紅露 みつ君
徳永 正利君
吉武 恵市君
横山 フク君
相澤 重明君
久保 等君
小柳 勇君
藤原 道子君
相馬 助治君
村尾 重雄君
石田 次男君

国務大臣

厚生大臣 灘尾 弘吉君
政府委員 警察庁刑事局長 新井 裕君

厚生政務次官 森田重次郎君
厚生省医務局長 川上 六馬君
事務局側 常任委員 増本 甲吉君
会専門員

説明員

警察庁保安 小野沢知雄君
局保安課長 黒木 利克君
厚生省医 務局長 木村 四郎君
労働省職業安定 局雇用安定課長 金成甚五郎君
参考人 日本盲人会 連合副会長 大島 功君
日本聾話学校長 日本肢体障害者連合会長 豊江 広吉君
日本患者同盟事務局局長 長 宏君
国井社会保障研究所長 国井 国長君

本日の会議に付した案件

- 社会保障制度に関する調査(病院の管理及び看護に関する件)
- 身体障害者の福祉に関する件
- 国民年金法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
- 年金福祉事業団法案(内閣送付、予備審査)
- 児童扶養手当法案(内閣送付、予備審査)
- 通算年金通則法案(内閣送付、予備審査)
- 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(谷口弥三郎君) それではただいまから本委員会を開きます。

開会前に申し上げますように、理事會におきまして第一番に、病院の管理及び看護に関する件について質疑がございまして、それからそれに続きまして、ただいま出ております五法案の提案理由の説明を聴取いたします。これは提案理由の説明だけにとどめておきたいと思ひます。それから次いであん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案の質疑を続行したいと思ひます。それからその後、午後社会保障制度に関する調査、身体障害者の援護及び福祉に関する件、これを参考人から意見を聴取するという話の取りきめになっております。

○委員長(谷口弥三郎君) それではただいまから第一番に、社会保障制度に関する調査の一環として、病院の管理及び看護に関する件を議題といたします。御質疑のある方は、順次御発言願ひます。

○坂本昭君 いわゆる三案病院の事件について伺いたいと思ひます。御承知のとおり、看護婦勤務室に寝かされていた生後二日の赤ちゃんがさらわれた、略取された事件であります。被疑者小吉某女が赤ん坊の略取を

計画して、幾つかの病院を实地見聞し、最後に三案病院を選んだ、すなわち病院から赤ん坊を略取することについて、いわば難易、あるいは可能性、こういうことについて警察当局としては被疑者を十分調べたところと思われまして、被疑者がこの計画をする上について私の聞き及んだところでも、幾つかの病院を見聞しているようでありまして、被疑者がどういふふうに見聞した結果病院の管理について見ているか。その事実を簡明にひとつ御説明いただきたい。事件の全貌とか、いろんなことについては要らないのであつて、被疑者の面から、赤ちゃんを略取するについて各病院を見聞した、その被疑者の病院管理についての見聞の所感と申しますか、それを通じて私は、今回の事件の病院側としての管理の問題をひとつ今日は審議してみたい、そう思うのであります。どうか警察当局は簡明に一つ御説明いただきたい。

○政府委員(新井裕君) ただいまお尋ねのございました略取事件について、お尋ねのあつた点について御説明を申し上げますが、この被疑者は結婚をいたしておられますけれども、自分は妊娠できないといふことを知っておりまして、まあ何とか子供がほしいといふので、妊娠婦の手帳をだまし取りまして、妊娠しているように装つて、いよいよ生まれるといふことになつて、母親と、必ずしも十分相談をした上ではないといふのでありますけれども、上京い

たしたわけでありまして、そのときの状況については、被疑者は赤ん坊をもらおうか、あるいは流産したと言つてだまそうかといふようなことを考えて上京した、こういうふうな供述をいたしております。十月の八日から三案病院のすぐそばにあります山の上ホテルに泊りまして、十二日までの約束で泊つたのであります。ただいまお尋ねのありましたように、そんなに確固たる意思もなく、何とか赤ん坊がほしいという程度のこととございまして、順天堂病院とか、慶応病院等を回つたといふことを自供いたしておりますけれども、たまたま十月十日三案病院に行つたところが、第二病棟の二階の保育室に赤ちゃんが四人おつて、二人が保育器に入り、二人がベッドにおつたといふことで、その一人をとつた間に略取して逃げたといふことでございまして、ただいまの状況でお尋ねになりましたような、三案病院だけが非常にねらいやすかつたといふふうには必ずしも看取できないのでございまして、たいへん簡単でございしますが、以上のとおりでございます。

○坂本昭君 そうすると、たまたま被疑者が上京して山の上ホテルに泊つた。その場所が三案病院に近かつたといふことが、三案病院がねらわれたというところであつて、三案病院自身の管理上の非常な欠陥といふふうには警察としては考えていない。たまたま偶発的なことであるといふふうに見えておるわけなんです。ほかの病院をずっと

回って、今の話だと、慶応だとかその他回っていますね。そのときにもやはり略取しようという意思を持って回ったんだが、略取の暇がなくて、余地がなくて略取しなかった。そういう供述はなかったですか。

○政府委員(新井裕君) ただいままでの取り調べでは、そういうふうな感じはしていません。おそらくもう少し落ちついて供述をしてくれば、もっと正確なことはわかると思いますのでありますけれども、たまたま三葉病院の保育室に人がいないというときに彼女が行き合せて、そこでとっさの間に取って行ったというふうに見受けられるのでございます。

○坂本昭君 それでは、次には厚生省と、それからこれは警察当局にもお尋ねしたいのですが、赤ん坊は、当然病院で保護されなければならない。その赤ん坊が略取されたという事は、当然病院管理の責任だと思ふのですが、一体今回の事件の責任はだれにあるか。この点について厚生省と、それから警察当局の見解をひとつ承りたい。

○政府委員(川上六馬君) 御承知のように、病棟の管理の責任は、これは看護婦にあるわけですが、病院全体の管理は院長が管理者になっておられるのでございます。さらに、その上の監督は、厚生省自身がいたしておられるわけでありまして、私どもの責任としては、指導監督が不十分であったということ、この点は遺憾に思っております。

○政府委員(新井裕君) この発生から届出までの状況を見ますと、比較的早く発見をして早く届けておりますから、病院としてはいへん抜かっておったというふうには、私どもは見受けら

れないのであります。そういう点におきましては、根本的な管理、その他について私どもの関知するところではございませぬけれども、非常に犯行が行なわれてから発見までがおそかったという点であります、われわれとしても、若干問題あると思ひますけれども、そういう点ではむしろ早い届出だったというふうには聞いております。

○坂本昭君 あつたいろいろとお尋ねしたいことがありますが、責任問題は一応この際は省略して、原因がどこにあると考えられるか。これは厚生省と、それからまた、警察当局としても非常に届出が早かつたと言つても、しかし、これは犯罪が行なわれているのだから、あまりはめることではないので、やはり原因——今後こういうことは起こり得ると思うので、厚生省は医療を管理する最高の監督機関として、行政機関としてお答えいただきたい。また、今後この種の犯罪が起る可能性のもとに立つて、警察当局としては原因がどこにあるか、その所見を一応述べていただきたい。

○政府委員(川上六馬君) 今般の事件は、看護婦詰所にさような新生児を置いておつたということで、看護婦詰所に一般外来者が出入りができるといふようなことで、犯人の方からいいますと、さういふやつたということが言えると思ひます。もし、これがいわゆる新生児室というふうなものが設けられて、そうしてそこへ一応一般の病棟から隔離されているような状態で、特に厳重な監視が行なわれているといふような、看護が行なわれているといふような状況であれば、さういふことはなかつたと思うのであります。それか

ら面会人、あるいは面会時間というふうなものについても、三葉病院として一応の規定は持っておつたわけではございますが、こういう点がいささカルーズに流れておつたということも、その原因であつたらうかと思ふわけでありまして、看護要員についてもいろいろ調べてみましたけれども、看護要員の不足というところは特になつたわけではございません。たまたまこの場合におきましては、二人の助産婦さんがその詰所をあけたというふうなこともその原因になつたらうかと思ふわけであり

○政府委員(新井裕君) 私の方からさし出がましく言うべき限りではないと思ひますけれども、新生児は一般の病気に感染しやすい状態にあるといふ意味から言つても、ある程度は外界から隔離されている方が、管理上も理想的だと思ひますので、もしいろいろの規則でそういうことが許されるならば、もう少し隔離された状態で、容易に近づくとがでできないといふところに収容していただければ、今後こういう犯罪は封じていけるのではないかと

いふように考えております。

○坂本昭君 ではこれからあとは病院管理の問題になりますから、警察当局の方にはお尋ねいたしません。

で、今医務局長の説明を聞きますと、どうもまだ合点が十分いきません。お尋ねしたいのですが、三葉病院の実態について十分な調査をしておられるか、特に産婦人科の病棟について調査せられて、そうして、どういふふうにか、看護力も十分であるか、今の答弁だと、二人もおつた、その二人がおつたけれ

ども盗まれた、これでは盗まれたといふ一つのいまわしい犯罪の事件は、これは十分な看護が行き届かなかつたといふ証拠に達しないのですから、今の御答弁では私たちが納得できない、さらにその点について実際に調べられた調査の内容を簡単に説明していただきたい。

○政府委員(川上六馬君) さつそく私の方からも人を派遣をいたしまして調査をいたしたわけではございますが、第二病棟の産婦人科の病棟におきましては、これは一応ベッド三十ほどありまして、そうして患者が二十二人、その中に十一人が産科の患者でございまして、それから新生児がそのほかに十名、未熟児が二名、合計三十四名といふような患者の当時の状態でございまして、それで看護婦は六名、一応日勤が五名、準夜勤が二名、深夜勤が二名、ほか一名の交代要員がいるわけ

でございます。ただいま申しましたように、この二名の中の一人が分べん室にお産をした褥婦を迎えに行つておりました。もう一人は他の病棟に用足しに行つておりました。その間にさらわれたという事件が起つたわけでありまして……

○坂本昭君 不可抗力だというわけですか。

○政府委員(川上六馬君) いえ、それはさうじゃありません。やはり管理不十分だつたといふように、かように感じております。

○坂本昭君 三葉病院の管理が特に悪かつたといふふうには私思ひませぬ。むしろ三葉病院の実態は、一般の病院に比べたならばかなりレベルの高い看護をやつてゐるのです。やつてゐる

にもかかわらず、こういう事故が起つたといふことは、これは日本のほかの施設についても引き続いて起る可能性が十分にあるといふことを示唆しているものであつて、それに対する対策を私は考えていただきたいと思ふのです。今、局長の説明された数は現実の数ですが、大体あつた三葉病院は、産婦人科の病床は三十床で、産科と婦人科と半々なんです。そしてたまたまあの事件の日は二十二名ですけれども、もっと多く入る場合もある。そしてもう一つ重大なことは、新生児が十名に未熟児が二名おつた。つまり産科といふところは、患者さんといひますか、看護の対象が倍加されているといふこと、特に未熟児とか新生児の看護といふことは非常に手がかる。そういう点ではこの産婦人科の、特に産科の病棟に対する看護婦の配置——あなたの方では一応基準は四対一という基準で示しておられるけれども、そうしてこの三葉病院では当時二・二人に一人、非常な基準よりも上回つたように見えてゐるが、なおかつこういう事故が起るというところに私は問題があると思ふ。で、この三葉病院全体のベッド数は二百二十七で、外来が六百ぐらいですから、これからいひましても、これに対する職員の数が約二百七十名だといふのです。こういう病院はほかに全国でもありません。よ。ベッドが二百二十七で職員定数が二百七十、看護婦さんの数が約百名なんです。さういふふうな病院はおそらくほかに僕はないのぢやないかと思ふ。さういふところで、なおかつこういう事件が起つた。大事なことは、先ほど警察当局は、新生児のための保

育室を別に作っておけばこういう事故は免れたであろう、まあなかなか的確な指示をしていましたが、ああいうりっぱな病院で、古い病院であるにかかわらずそういうものがなかったという事、これは病院管理を監督する厚生省としては非常な私手振かりだと思ふ。さらに基準を上回るところの看護要員を持ちながら、実際は看護婦側からは、あと四名の増員をかねがね希望しておった、要望しておった、そういう事実がある。その四名については、具体的には分べん当直の助産婦制度をやつてもいい、そのためには四名をひとつふやしてもいいという事が要望されておつて、そうしてそれが果たされていなくて、こういう事故が起つたわけで、あなたの方のように、基準看護を上回る十分な看護だということで見のがすわけにいかないのです。施設が不十分だから、それだけにこの四名の増員を要求しておる。そういうことが果たされなかったというところにも私は非常に原因があると思ふのです。そこで、きょうは特にその看護の問題に話を集中して、いろいろお尋ねをしたいのです。三案病院のように、看護婦が相当多いところでも、なおかつ看護婦は四名の増員を、この産婦人科においても要求しておる。一体この日本の一般的な看護婦の数、あるいは看護業務の実態というものは、外国に比べて十分だとあなたたちは考えておられるのか。外国の実態を調べて、厚生省はどういうふうに見ておられるか。このごろは日本も所得倍増とか何とか言つて、だんだんと先進欧米並みになってきていると言つておられますが、

これはいろいろな面において倍増していかなくちゃいけないので、医療の問題についても先進国並みにならなくちゃならぬ。そういう点で、まず外国と比べて、あなた方は一体日本の看護の実態をどう見ておられるか、これをひとつ伺いたい。同時に、これは結論としてはもうわれわれとしてはわかっていることで、今ある医療法に基づく看護の基準の点から言つても、現在看護婦は相当に欠員の状態でありまして、したがつて、この今日の日本の看護婦の欠員の状況について、数をあげて一つ御説明をいただきたい。

○政府委員(川上六馬君) 外国と日本の比較でございすけれども、これはいろいろ外国の状況も調べておるわけでございますけれども、まあ看護婦制度がいろいろまちまちでございまして、いわゆる正規看護婦あるいはその看護助手というような、あるいはその中間の看護婦というようなものもございまして、数々を比較してみますと、もういづいぶん各国の数の整理の仕方が違ふものでありますから、非常に大きな相違を示しております。一がいこれに比較することはできないわけでございますが、しかし、われわれといたしましては、決してまあ現在の日本の看護婦制度というものがこれでよいのだというような考え方はいたしておりませんのであります。医療法にいうところの四対一にいたしましても、これでは足りない——現に看護協会あたりは三対一にするような要望も出されておるわけでありまして、今後医療の内容、したがつて、看護の内容などもどんどん進歩して参りますので、それに対応して、看護要員も増

していかねばならない、あるいは質をよくしていかにやらぬというような考え方を持っているわけでありまして、現在、ただいまお話がありましたその病院における看護職員の数、需給の状態を申し上げてみますと、看護婦さん——これは医療法に基づいて一応計算いたしますと、その看護婦さんの必要数というものが——この資料、お手元に配つてございすか。……それによつてちよつと御説明申し上げますと、この順序によりまして、保健婦さんから申しますと、保健婦さんの必要数、これは人口五千人に一人ぐらゐの保健婦さんが要するだろうというところで算出したわけでございますけれども、現在ではおそく七千五百人に一人ぐらゐになつておるわけでございます。この基準で計算いたしますと、保健婦さんは一萬八千六百六十一人必要だ。それに現在就業しているものが一萬三千十人でございすから、差引五千六百五十一人不足いたしておる。その充足率は六九・七〇に当たります。それから助産婦さんであります。この助産婦さんの必要数は、ここにも書いておられますように、現在この産婦人科を標榜する病院のうちに、分べん室を持つておるもの、これは二千五百三十三施設ございまして、それにおのおの三交代の関係で三人を置くという計算にいたしますと、病院だけでは七千五百九十九人、それに保健所にも助産婦さんが一人ずつみな置くという計算をいたして、合計いたしたものが必要数として八千三百九十四人になっております。しかし、現に就業している方は、病院では四千二百七人、保健

所を入れますと四千四百一人というところになりまして、差引三千九百九十三人、これは五二・四〇の充足率にすぎないというところになっております。さらに看護婦につきましては、医療法の基準によつたものでございまして、それはこのあとに算出の基準を一応あげておきました。この算出基準によりまして計算いたしますと、看護婦、准看護婦を含めて病院に必要な定員というものは十四万七千五百六十六人になるわけでございます。しかし、助産婦さんや看護婦さん、さき申し上げましたような計算で差し引きしますと、カッコ内のような一萬三千九百……十三万九千五百五十七人というところになるわけでございます。就業率も、同様な計算によりまして十二万九千七百八十八、それから助産婦さんを差し引きしますと、一十二万五千五百一十一人、差引七万四千四百八十八……一萬七千四百四十八人、助産婦さんを差し引きしますと十四万……一萬四千五百六十六人の不足というところに相なるわけでございます。この充足率が、下が八八・一〇、上が八九・九〇というところになりまして、現実におきましてはいふん不足をいたしておるような状況でございます。○坂本昭君 医務局長はときどき単位が万になったり十万になったり、もっと看護婦さんがどれくらい足りないかくらいはつきりつかんでおかないか困りますよ。今、保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦合わせて厚生省の把握だけでさえも二万三千人くらい足りないんです。この二万三千人という数は、私はうそだと思ふんです。もっと足りませんよ、実際は。たとえば、この中で出て

いる保健婦は五千人に一人というところの数自身でも非常に不足な数なんです。しかし、一応これを認めるにしても、なおかつ現実には、私が自身自身で歩き回つてみた印象では、二万そこらの看護婦の不足数ではない。もう東京都内の開業しているお医者さんの友達あたりからは、いなかには女の子がおるだらうからひとつ連れてきてくれというふうなことを再三再四頼まれている。したがつて、看護婦不足というものは、局長の考えるようなまやかしなものではないという段階にきている。たとえば、病院の実情を見ても、たとへば、病院長の武蔵野けれども、慈恵医大とか日赤の武蔵野病院のようなりっぱな病院でさえも、重症患者の便器交換やその介助は一日に二回と大体きまつておる。それ以外、のときにおしつがしたいといつても、だめです、時間外ですと、おしつをさせてくれな。一体こんな看護というものは世界じゅうどこにあるか。それほど日本の代表的なりっぱな病院でさえもそこまで追い詰められておる。また、癌研究所の附属病院あたり、彼女たちがコバルトやあるいはエキス線、そういうものに照射されて、白血球がひどい人は三千台に下がつておる。普通もう五千ぐらいに下がつておる。普通の看護婦の実態だそうである。こういうふうには、看護婦は、結局足りたために、非常な過労もあれば、またこういう限度以上に放射能にさらされて自分のからだ自身をいためている。こういうのが実態なんです。そういう非常に追い詰められた看護婦の実態を十分に認識せられない。かつ

また三葉病院のように、妊婦だけが対象じゃない、それにもう一人ずつ赤ちゃんという手のかかる人たちがおる。それに対する看護の基準も作られていない。こういう状態では、今後の日本国民の皆保険というものはできたけれども、これを果たしていくための医療サービスというものは十分でできない。先ほど局長は、看護制度が外国と日本では違う、特に外国でもそれぞれ違っておって比較はできぬと言っただけでも、私は制度のことを聞いているのじゃなくて、一人の患者さんがどういうふうに見護されているかというその実態を私は聞いているんです。ものによっては看護婦さん自身が全部当たらずにいて面がたぐさんありますよ。しかし、看護力というのは、正規の看護婦さん以外にほかの補助的な手段によってもあるいは機械設備の手段によっても充足することができる。だから、そういう点を含めて私はお伺いしたんだけれども、あなたは制度が違ってから比較はできぬというようなそういうことで逃げてしまっている。これは全く無責任きわまることだと私は思うんです。そこで、とりあえず、あなたの今お話を伺っても、二万三千人足りないんですよ。そうして、保険婦さんも助産婦さんも、みんな看護婦という一つのコースを経なければ資格を獲得できない。一体この不足をどういうふうにしてあなたは補おうとされているのか。それからまた、患者サービスをどういうふうによくして、赤ちゃんが盗まれたりすることはもちろん防ぐだけじゃありません、赤ちゃんをりっぱに育て、さらに患者さんをおなす、そういうために具体的計画

をどういうふうに持つておられるか。この計画の内容については当然数の問題、それから教育施設の問題、それからそれに伴う補助金の問題、こういう具体的な問題があると思います。特に去年は病院ストライキの中で日赤の問題はこの委員会ですら議論したんですよ。そうして日赤が法律によって天変地異に對する救急の要員を育てなければならぬ。その育てるために一億五千万円もかけている。その一億五千万円というのは全部医療費の収入でまかなっている。そういうばかことは野党みんな一致した見解を出した。そういう病院ストの去年のあの事実に基づいて、今後は一体この教育について、あるいはまた数について、補助金について、具体的な数をひとつお示し願って、厚生省の御方針を明らかにしていただきたい。

○政府委員(川上六馬君) 看護婦の足らない対策といたしましては、これはやはり養成施設を足らないところに設けていくということが一つ大事なことでと思います。相当年々養成施設はふえておるわけでございますけれども、なお、地域的に見ましてやはり不足なところがございますので、そういうところはやはり必要な個所に施設をふやしていくということ。一つは、現在養成所が相当ございますけれども、定員どおり養成していないというような事実があるわけでございます。そういうような状態でございますので、定員を充足して運営できるような工合に助成措置をやはり講じる必要があるだろうというような考えを持つておるわけでありませう。特にまた、奨学資金なんか

設けまして、そうして、貧しくとも看護婦を希望する人が入れるように、そういうような措置をひとつ講じたいというところで、来年度の予算にもそういう要求を実はいたしておるようなわけでございます。

○坂本昭君　その具体的な資料をなんならこの際皆さんに配って下さい。抽象的なことで今さら聞いたってしょうがないから、もっと具体的な数をひとつ皆さんに配付していただきたい。これは与党の方だって野党だって問わないですからね。それでもうちちょっと、そんないいかげんなことでなく、具体的な説明をして下さい。

○相馬助治君　議事進行上も、そういう的確を欠く冗漫な答弁しておたらあとのほうの審議に差しさわりがあるので……。

○政府委員（川上六馬君）　資料を全部持ち合わせておりませんから、具体的に御説明申し上げますという、こういう状況でございます。保健婦の養成施設は三十五ありまして、定員は千人で、定員に対する入学率は六八％、助産婦の養成施設が二十三ございまして、定員が四百九十五名ございますけれども、これが五一％、それから看護婦の養成施設が七百三十八ございまして、その定員が四万四千三百六十ございしますが、それに対する入学率というもののは八七・五％というような状況でございまして……。

○坂本昭君　だからどうするかということですよ。

○政府委員（川上六馬君）　したがいまして、その看護婦の定員を充足して運営できるような工合に、公的医療機関に対するとこの助成を行ないたいと

いうことをひとつ考えているわけでございます。

それから、先ほど申しましたように……。

○坂本昭君 助成の内容、金額……。○政府委員(川上六馬君) 助成の内容は、来年度の運営に対する助成でございますが、これは公的医療機関が設置いたしておりますところの看護病棟の養成所、これは二百五十二校ございまして、その定員が一万二千七十七人でございますが、それに対して国とそして府県でもって運営費の半額を補助している。つまり国が四分の一、府県が四分の一という計算でございます。これが全体といたしまして二千九百五十八万九千円という補助金を要求いたしているわけでございます。

それから、保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦養成所に対する改正の補助金を考えておるわけでございまして、これは原則といたしまして、看護病院が八〇％に満たない、そういう府県をおきまして、一人三千円という三分の一、府県が三分一を持って国が三分の一、府県が三分一持つというところで、千八百四十八万の補助金を考えておるわけでございます。

○坂本昭君 議事進行について。

今の数はプリントにして資料として渡して下さい。

ただ大事な点は、今御説明を伺うと、公的医療機関の作るところの養成所に対する補助金であつて、実際上の、たとえば准看護婦の養成は年間二万八千人程度養成しておつて、そのうち一万四千人、半分程度は医師会がやっているのですよ。その、いわゆる民間における医師会のこの准看の養成

施設に対しては補助金は全然出ていない。一番数の多い所に対して全然出さないということ、こういうふうな看護婦、准看護婦の不足している場合に、なぜそういう方針をとっておられるか、その一点だけひとつこの際御説明いただきたい。

○政府委員(川上六馬君) 現在公的医療機関の看護婦養成所の状況を見ますというと、大体自分のところで養成した看護婦の半分がその付属している病院に参りませんで他のほうに就職しているような状況でございます。それから私的の養成所は、これはもちろん自分のほうの病院なり診療所に看護婦を確保したいという意図から大体行なわれておるわけでございまして、これを他に供給するというような建前になつておりませんので、そういう点では私的医療機関に補助をするということとはそういう点では少し無理があるのではないかと。むしろ公的医療機関が単に自分のところの看護婦を確保するというにとどまらないで、やはり県内なら県内の看護婦の一応計画に基づきまして、そうしてそういう官公立あたりで養成して他のほうにも供給するということのような工合にやつてもらふということを考えておるわけでございます。

それから一つは、私的のそうした教育機関に対して国なり県が補助するということにつきましては、憲法上にも問題があるというように聞いておりますので、少なくともさしあたりは、公的医療機関の看護婦養成所につきまして補助をいたしたいというように考えております。

○坂本昭君 ただいまの御答弁では納めたい。第一、私的医療機関が

医師会に委託をして看護婦の養成をやる。それはみんな自分のところの官利のためのことであるから、そういうものに対して国が補助金を出すというのはおかしい、まあ、そういうふうにはうかがえたのですけれども、一体、患者に対する責任というものは、これは一個人の病院に委託するものであるとは言いながら、今日健康保険、国民健康保険というものが維持されている以上は、そこで治療を受ける、看護を受ける患者さんに対する責任は、何個人も個人の病院がもうけるためにやるというふうなそんな考えであつてはならないので、当然私は患者さんに対するサービスをよくするという意味においては、国が私的医療機関の、特に医師会が養成する看護婦養成所に対して補助金を出すということは私は当然の義務だと思ふ。特に今あなたの言われたのは、憲法八十九条との関連だと思ふのですけれども、しかし、現実には私立学校に対して国が補助金を出しているばかりではありませんか。あるいは私立の保育園に対しても措置費という格好でもって現実に補助金は出ているじゃないですか。いわんや人間の命に関係する一番大事な医療の問題、その完全医療というものの中心をなすのは看護婦なんです。その一番大事な看護婦が、今でさえあなたの発表でも二万三千人足りない。私はこの数倍足りないのではないかとさえ思ふ。しかも、外国に比べてたぐつとまたレベルが低い。だから、私はもう看護婦の養成に對しては全面的に責任をもつてやっていただきたいと思ふ。たとえばきょう一番初めに問題を出した三養病院――

三養病院は看護婦の養成をやつておつた。やつておつたのですけれども、この二年はやめてしまつた。私はこうした公的医療機関ですらもなかなか運営が困難だから、これにたつた四分の一くらい出すというふうな手ぬるいことでは、これはどういふ間に合わないのです。第一、この二千九百万円という運営補助費あるいは奨学金というふうなことで一千八百万という金、これはまたさらに大蔵省にたつたをふられて削られるのではないかと思ふのです。こんなことで、今日、皆保険になつた日本の医療の一番大事な看護婦を解決できると思つたら、私はとてもない大間違ひだと思ふ。そういう点で、私は今の局長のそういう御答弁では納得できないし、ことに、一体、先ほども看護婦の入学率などの数をあげておられましたが、ずつと落ちてきているのです。これはことの春、さらに来年になると、もっとひどいと思ひますよ。来年になるともっと看護婦さんの希望者がなくなつてくる。看護婦という業務に対する魅力というものは失われてきた。去年の病院ストはよかつたと思ふ。私も応援しました。なぜよかつたかという、低賃金の看護婦さんは、大体都内では一万円内外上がつていったのです。こういう点では私はよかつたと思ふ。こういうように、労働条件を直していく、労働時間労働賃金、こういうことに――一体、厚生省として具体的に何を取つ組んで来ているか。医務局長は積極的に全然こういうことを考えようとしていない。医務局には国立病院と国立療養所という課がありますね。そうしてもう一つおまけに管理課なんといふ課がある。私は管理課などという課はつぶしてしまつて、あそこの仕事は国立病院と国立療養所に課をくつつけてしまつて、そのかわりに私は看護課というものを設置すべきだと思ふ。だから、ことに病院スト以来、看護婦の問題というものは非常に重要なことになつてきている。だから私はそういう行政的なこと、さらに看護婦を希望する人をたくさんふやして、魅力ある業種とさせるためには一体何を考へておられるか。今まで聞いたところではどうもそういう魅力というものは出てこない。もう少し責任ある答弁をいただきたい。

ひとつ、次官。あなたは一体今日のこの看護婦の行き詰まり、非常に看護婦さんが足りない、これは一体、どういふふうな処理されようとしておられるか。それに希望者が減つてきている。ひとつこれをどうしようとするのか。ひとつ次官の決意を伺つて、それから今の行政機構のこまかい問題などについてはひとつ局長から答弁をいただきたい。

○政府委員(森田重次郎君) お答えいたします。

ただいま局長から今までの看護婦等の不足であるという結果の報告もあり、厚生省では来年度はこういうような計画を立てているんだというふうな答弁がありました。まあそれに対して、ただいまの御意見なんですけれども、私もあちこちを回つて参りました。病院経営のうちに占めてある看護婦の立場というものの非常に重要なものであるということがわかると同時に、その待遇の改善の問題と、また、数の不足であるということについて

は、各所でその現実的な事情等も聞いておるので、そこでただいまの局長の答弁に対しての御高見、すなわち、これに對して積極的に厚生省では具体的な対策を立てて、この不足を補つておる看護婦の数の充実をはかると同時に、看護婦になりたいたいのという希望を持つておる者に、何か魅力のある施設をすることが必要じゃないかという御高見に對しては、全く同感であります。

実は、これはここで申し上げたいことかわからないのでありますけれども、この間ナイチンゲール記章というものを授与する式典に大臣代理として参列したのであります。その場の空氣から察知いたしました。何かそこに晴れ晴れしい、われわれも将来あつたものをほしたいのだというふうな空氣が、当日参列しておる看護婦さんたちの顔の上に現れていないかということを直観いたしました。これはおかしいじゃないかというふうなことを、私は政治家の一人として実は考へて参つたのであります。そこで、ただいまの御高見に對しては私非常に共鳴を覚えるのであります。しかし、これは厚生省としては、なるほど今憲法上の問題等もちよつと調べてみるという、これは厚生省の態度は必ずしも間違つていたとも言えないような節もあるようであります。しかし、今のようない現実的な要求があるのではありませんか、私はやはりこの現実の要請にこたへるのが政治でなければならぬというのを考へておるものでありますから、これらの点は責任ある立場から十分検討いたしました。て、御高見におこたへたいといふ考へておる次第でございます。

○藤原道子君 局長にお伺いしますが、今、政務次官からいろいろ御答弁があつて、そうやってほしい。しかし、今のようない対策で、いつになつたら看護婦の充足ができるのですか。充足できるというお見通しを持つておいて下さい。こんなわずかな補助金なんか出したつて――今のままでいつになつたら看護婦の充足はできるのか。

○政府委員(川上六馬君) 今の医療法によるところの基準を充足していくというところにつきましても、年次計画でやるよりいいのですが、一方におきましては、御承知のように、基準看護をやらぬ病院というものがまだ七割ぐらゐるのです。現に、そういうこととで現在、先ほど申しましたような趣旨で病院に相当の不足をいたしておるますけれども、これは看護助手なんかで現状は補なっているような状況なのであります。したがつて、われわれが一応医療法でいうところの基準を充足するということにつきましても、病院が同時にその考へのもとに定員を確保するといふ考へ方になつてもらなければならぬというふうにも思ふわけでありませう。

○藤原道子君 そこで、どうしたら充足できるか伺いたい。

○政府委員(川上六馬君) それは看護婦の養成所を増していくとか、あるいは看護婦を定員どおり養成していかないのではありませんか。定員どおり養成できるように助成していく。それから私的医療機関などの看護婦の待遇がよくないものでありますから、看護婦の給与というものをよくしていくというふうなことを待遇をよくしていくというふうなことを

も大事だと思ひます。さらに、病院の計画、将来の病院の整備計画あるいは看護婦制度そのものの改善というような問題になりますという、これは医療制度の基本に関するような問題になりますので、これは臨時医療制度調査会にもはかつて今後善処をしていくという考え方がなっているわけであり

ます。それから、このくらいの予算でということでごいますけれども、これは一応来年はひとつ初めてそういう助成の予算を——助成をしたいという、こういう考えで出しているものでありますから、今後の看護婦の需給対策につきましましては十分検討いたしまして、必要な予算をさらに要求したいと考えております。

○藤原道子君 聞けば聞くほど不安になつてならないのです。ちつとも自信のある答弁じゃない。一体日本の医療をどうしてくれるのです。大体においてどういふふうな労働条件の改善を考へておられるのか。大体今、中学卒業でも、一般のところに就職しても一万円なんです。ところが、看護婦さんは、中学を卒業して二年行つて看護婦、高等学校を卒業して、さらに三年行つて、看護婦になる。それで今の待遇が妥当と考へて、そういうところに魅力を感じて来るでしょうか。この間私の知つてゐる子が、看護婦になりました、病院へどんな状態か見に行つた。看護婦さんがぞうきんバケツを持って飛んで歩いてゐる。その辺をこんなものを持って掃除して歩いてゐる。それを見て、看護婦になるのがいやになつたと言つて、やめてしました。今の看護業務のあり方自体にも問題がある。こういうことについて、看護業務の確立、これによつて、看護婦がせつかく看護学院で養成されてきたんだから、看護業務は看護業務でびたつとやらしていただく。それ以外の雑役さんで済むところ、補助婦で済むところは、これは分離して、看護婦には誇りを持って働けるような態勢を作るということではなればならない。待遇の点についてもまたしかりだと思ふ。これについて待遇改善が必要だと思ふ。あなたが考へておいでになる待遇改善、この問題についてのお考えを一応聞かしてもらいたい。

○政府委員(川上六馬君) 従来看護業務といわれたものの中には、今お話のように、必ずしも看護婦の資格を持つた者だけがやらなくてもいいものもあるわけでありまして。そういう点では確かに、現在の看護業務というものを分けたらいいと思ふ。看護婦の資格のある者がやらなければならぬ、そういうふうな、いわゆる看護業務を確立していくということにしたいと思つております。今のお話のように、看護業務といふものを確立しなければならぬと考へております。

それから看護婦の待遇でございますが、これは御承知のように、人事院の今般の給与の実態調査に見ましても、必ずしもよくない。ことに最近では、一般の景気がいいものでありますから、そのほうとの関係、それから看護婦は、御承知のように、相当の折れる仕事でありまして、そうして勤務時間なんかも、他の業務に比べますと、相当長いものでありますから、そういう点で確かに看護婦になる魅力というものがだいぶ薄らいできておると思つて

あります。そういうことで、私もやはり看護婦の待遇というものはよくしなければならぬと考へておるものであります。現在、人事院の調査、あるいは看護協会あたりで調査をやられたような結果を見ましても、いろいろ病院によつて違つておりましたが、ことに私的な病院は、待遇がだいぶ悪いというのが多いのであります。こういう点は、少なくとも国立の看護婦さん並みにひとつ引き上げていかなければならぬ。こういう点では、今度私のほうでも指導課を作つたわけでありまして、指導課が病院の実態の調査などをやることにいたしておりますので、指導課で指導して待遇改善もやつていきたいと思います。それにはやはり医療費の問題に、せんに詰めればまた戻るわけでございますが、先般も医療費を値上げをいたしておりますし、また今回も、近い将来に緊急正も考へておりますので、そういう点でも自然にそういうことはなされるようにしていきたい、こういうふうな考へております。

○横山フク君 局長の答弁時間が十二時までですから、もう少し簡単に要領よくやつて下さい。それで待遇改善ですけれども、待遇改善をするように骨折つてゐるということですが、一体人事院とどういふような過程で、どういふときに、何回、どういふふうな交渉したか、その人事院と話し合つた過程を明細にこどもつて報告していただきたいと思ふのです。

○説明員(黒木利克君) 人事院のほうは公務員の給与についての報告でございます。先般の給与の報告に基づきまして、看護婦につきましても七〇余りのアップになることになっております。が、実は昨年の人事院の報告に基づきまして、公務員たる看護婦につきましても、人事院の報告の線に近いもののアップをしたわけでございます。交渉は、医師及び医療関係者の給与の改善、公務員の給与の改善につきまして、たびたびやつておりますが、先ほど申しましたように、昨年報告をいただきました。本年におきましても、公務員の医療関係者につきましてもベース・アップの報告をいただいたような次第でございます。

○横山フク君 それは一般論だと思ふのです。七〇のベース・アップも一般論だと思ふのです。看護婦の待遇改善あるいは助産婦の待遇改善、これは一般論にプラス・アルファするものでなければならぬと思ふのです。看護婦の実情あるいは助産婦の実情、それを勘案して、その技術者としてのプラス・アルファについての交渉を、これは一般公務員でなしに医務局として、どういふ形でそれを話し合つたか、それを伺いたしたいと思います。

○説明員(黒木利克君) 昨年の人事院の報告におきましても、実は人事院が実態調査をしました結果を見ますと、民間に比べて看護関係の職員の給与は、公務員の方が上回つておるような次第でございます。(坂本昭君) それは国立病院と養護所だけだと述べたが、いまして、人事院の報告におきましては、民間との差を縮めるということ、が主体のようでございますから、その意味では、主として医師なり歯科医師なりそういう医療関係者が民間よりも悪いということ、医師、歯科医師の民間との格差を縮めるということに重

点を置いておるわけでございます。ただ、助産婦等につきましてもいろいろ実態調査をいたしました結果、特に助産婦においては、一般の看護婦に比べてその職務の性質からやはり相当の待遇をしなくちゃならぬということを認めまして、いろいろこれは検討をいたしておりますが、実は職制の関係にも関連をいたしますので、その辺まだ結論は出ておりません。が、しかし、最近の病院勤務の助産婦の実態調査の結果、助産婦の身分上の問題あるいは待遇上の問題について、やはり思い切つた改善をする必要があるという結論に達しつゝありますので、そういう結論が出次第、人事院と折衝を始めたいと考えております。

○横山フク君 一般の公務員のベースは、一般の中小企業あるいは五十人程度のところと合わせるのです。ところが、一般の企業というのは、営利会社ですから、利潤があるから高くなるのです。それで公務員も上がるということがいえるのですから、一般の民間のに合わせる、引きずられるという形が公務員にあると思ふのです。ところが病院関係においては、これは発達の過程からいつてもおわかりでしょうけれども、むしろ国立病院の方がベース・アップして、それによつて民間のベース・アップを促すという形にならなければいけないと私は思ふのです。それを一般の民間の病院がベースが低いから、それとの格差を縮めるため

にこゝでステップするのだなんというのじゃ、それは逆だと思ふのです。それじゃいつになつても待遇はよくならぬですよ。民間との格差を開かせないためというなら、医務局は必要がな

点。これを置いておるわけでございます。ただ、助産婦等につきましてもいろいろ実態調査をいたしました結果、特に助産婦においては、一般の看護婦に比べてその職務の性質からやはり相当の待遇をしなくちゃならぬということを認めまして、いろいろこれは検討をいたしておりますが、実は職制の関係にも関連をいたしますので、その辺まだ結論は出ておりません。が、しかし、最近の病院勤務の助産婦の実態調査の結果、助産婦の身分上の問題あるいは待遇上の問題について、やはり思い切つた改善をする必要があるという結論に達しつゝありますので、そういう結論が出次第、人事院と折衝を始めたいと考えております。

いのです。医務局が必要があるのは、一般の民間のベース・アップを促さなければならぬし、促すためには、国立病院等のベース・アップが必要だということになるのです。で、特殊事情なんです。一般公務員と一般の企業との工合を見て、民間の病院のほうに給与が低いから、国立の病院の看護婦のほうに給与をいくらいだから、むしろ一般の給与を上げるほうが先だとおっしゃいますけれども、一般の病院の給与を上げるために医務局でそれだけの力があるにしろ、それを伺いましょう。

○説明員(黒木利克君) 説明が不十分なために誤解をしておられるのじゃないかと思いますが、公務員の看護婦と民間の看護婦との給与の問題を今申し上げたのでございまして、公務員の看護婦と一般の民間の看護婦の給与との差を申し上げたのではないのであります。看護婦のうちで公務員と民間に勤務しておられるとの差が、たとえば人事院の調査によりますと、公務員の看護婦の平均給与が一万八千円余り、民間の給与は一万五千円余りということ、二割程度公務員の看護婦のほうが処遇がいいわけでありまして、たとえば初任給といたしまして、民間の看護婦より助産婦の給与は、公務員の関係の給与にできるだけ近づくと、たとえば医療費の改正のたびごとに、私たちは保険局に要求なりしておるのでございまして、問題は公務員たる看護婦の給与というものが、民間の看護婦よりも二割程度低いという現実でございまして、公務員の看護婦の給与をさらに特別に上げ

てくれということとはなかなか言いにくくて、一般の公務員のベース・アップに応じて上げてほしいというような要求の程度にいたしておる次第でございまして。

○相馬助治君 今、議論されておるとはきわめて重大だと思えます。何としても私はさつき政務次官が率直におっしゃったことに敬意を表します。そこへすわると、えてしてござんたのいいかげんなことを言う人が多いが、森田さんが言うように、看護婦さんが将来に向かって明かるい希望の目を持っていないと僕は直観した、実に重大な発言であり、傾聴に値する発言だと思えます。そこで問題は、今、待遇改善のことが問題になっておりますが、その待遇改善について国会で議論しているのは、官公立の看護婦さんだけを議論しているのではなくて、民間の看護婦さんとのことを議論するのだけれども、その手始めとして、そこから改善されなければ民間の問題が片づかないから、議論をそこに一応焦点を合わせておるんです。それを民間のほうに気がねがあるから官公立の看護婦さんの給与改善についても、他の官公吏にも気がねもあるから特殊の要求でございという言ひは、厚生行政をあずかる者として根本的な認識の不足というよりも、量的な問題でなくて、質的な問題であるということ、私は第一に指摘しておきたい。

第二は、この看護婦さんの場合には、私は待遇改善だけでは——もちろん待遇改善は大切だが、待遇改善だけでは解決し得ない問題を含んでいる人と思う。医療業務に従事している人

は、お医者さんと言わず、あるいはまた、その他いろいろ民間で療術的な行為をしている人と言わず、かつ看護婦さんと言わず、一種の誇りを持って、人の命を救う、人の健康を守って、その職業を、収入は少なくても一種の誇りを持って、その看護婦さんとしての誇りを何かの形で保つてやるといったような社会的な身分的なそういう考慮を厚生省が積極的に最近何も考えていない。たまたまナイチンゲール賞をもらいうような人は四十年間も一生を独身のまま犠牲にして看護婦さんになってがまんしてきた人だということの表彰は、こればかりでも、一般の看護婦にとってはちよつと手の届かない話なんです。そういう意味で私は、この際、厚生当局から特に政治的な問題だから厚生次官からびたつと承りたいことは、待遇改善の問題について積極的な事を進めるといふこと、もう一つは身分上、制度上抜本的にこの際助産婦、看護婦さんというふうな人に対して方策を講じなかつたらばこれはたいへんに重大な問題が出てくる。御案内のように、中学校の卒業の女子で、特にいなかの人たちが看護婦さんの出てくるのは供給源だったと思う。ところが、工場が各地に分散されますものだから、中学を終わつた女の子でもほとんど就職できず、片方では看護婦生というふうなことで、中学を終わつて二年間もまるで徒弟的に使われて、そしてどうなるのか、わけのわからぬようなことで収入もまた確保されない。そうして白衣の天使というふうな昔の言葉で薄

きたない白衣を着せられてぞうきんがけをさせられる。これではまったくもたないの、私はそういう今の需給関係から言っても厚生省はおざなりな答弁をここでして、おられるのじゃないか、抜本的に考えるべきだと思つて、厚生大臣がいけないので、特に私は厚生次官の御見解を承り、その見解でその下僚の官吏を指導してやっていただきたい。

○政府委員(森田重次郎君) お答えいたします。まあ要するに、この今までの制度で大体適応できるのだというふうな考え方がまずあると思うのです。ところが、ただいまの御説のとおり、時代は非常な急テンポで展開しつつあり、しかも、国策の所得倍増論を中心として工業中心に切りかえられて、ひとり看護婦ばかりではない。農村に至るまで努力が非常に不足しているといふことなどでありまして、ここにあらゆる制度がこの急テンポに調子を合わせるにはどうすればいいかというところは各角度から検討を要する時代がきたのだと思つておる。そのつまり問題の一端として、ただいまの看護婦に対する問題がここで御議論になっておるのだと思つておる。御指摘の点と今の社会の急角度の動きとの調節をこの看護婦という、今取り上げられている問題とどう調節するかというところに、この新しい研究の問題が私は出たのだと考えておるのでありまして、ただいまの御答弁等を聞いておりました、同じ厚生省の内部でありますけれども、どうもこれはもう少し考えなければいかぬというふうな感を実はいたしたのであります。それでありますから、これは率直に申し上げまして、こ

の問題は十分省内で問題として取り上げまして、そして時代の要求に沿うよう最善の努力を捧げたいと考えている次第でございまして。

○藤原道子君 私は、政務次官のその御決意には敬意を表する。だけれどなかなか容易じゃございせん。それで先ほど局長がせめて国立病院並みにしたい。黒木さんも国立病院の待遇が二割もいい。こういうことばかり答弁していらつしやる。不満でございまして。

そこで伺いたいです。これは私は政務次官に伺いたい。今まで国立関係の看護婦さんは一週四十八時間働かされている。それがやつと四十四時間働かされる長い間の要求で実現することになった。ところが、これによりまして、大體約千八百名分の労働者が不足してくる。これに対して厚生省もたしか千何百人を要求したはずなんです。ところが、大蔵省で切られてたつた三百六十六名七名の増員でちゃんとやれる自信はないが、一応実施してみても状況によつてあとを考へる。こういう答弁があつたわけなんです。ところが、実施してみたら結果は非常な過重労働、看護婦さんの患者サービスなんという、そんなものじゃない。結局夜間の看護単位などは患者が百人から数百人まで看護婦が一人か二人でやられている。だからこの間のような急に悪くなった場合、看護婦さん一人ですんでんやわんやしても患者さんが死んでしまふ。こういう事件も起きるのです。これに対して足らないということが明らかにしたのだから、これに対してこの看護婦を充足する御意思があるかどうか。それから時間がございませんで、個条

書きで御質問をしたい。その結果、四四制がやれるようになってから待遇が、権利が獲得されているか、守られておるかという調査になりますと、今までとれていた生理休暇がとれなくなつた。これが九三％になつておる。年休がとれなくなつた。昼休みをとつておるかどうかというアンケートに對しましては、とつておるといふ者は四一％、昼休みすらとれないといふのが五九％、こういう数字になつておる。千八百名も足りないのが、三百七名で無理押しにやつてきたという結果は、職場の看護婦の上に過重になつて現われておる。それから看護婦さんたちでも、むしろ四十四時間制になつてからのほうがきつい、こういう訴えがあるのです。これに對して厚生省は、やつてみてやれなかつたら増員するという大臣の言明があるわけでございますから、やつてみてやれない。実際には看護が低下している。患者さんたちに会つと、夜中なんか不安でたまらない、こういうことなのであります。これに對して厚生省の考えを伺いたい。

それから私も入院したときに、九十床に對して看護婦が一人でございまして。国立病院です。昼間は家族が来てくれておりますからまだようございまして。夜中は一人なんです。こういう状態、医療行政——国立関係がまだ民間よりいいのだ。給料がわずかいけれども、足りないけれども、それはいいのじゃないか、まだ低い、民間のほうがより低いということなんです。こういうことに対して大体どう考えておられるか。今政務次官は経済の急速な成長に伴つて追つけないのだ、他産業

もそうだけれども、私は医療というものは、他産業に比べて云々というやうななまやさしいものではない。命を預る、ここに問題がある。したがって、私たちが口をきわめて看護婦が足りないで、これに對して厚生省はどうするのだというところは、きょう本日取り上げておるわけじゃない。しばしば取り上げたけれども、そのつど答弁を何とかかんとかだらりだらりとごまかしてきておる。私たちここで言うのは与党も野党もない。日本の医療をどうするか、日本の社会保障をどうするかという点では、私は与党も、野党も同じ気持ちだと思ふ。これに對して厚生省がしっかりと下さなければならぬ。医療に對してのしっかりした御答弁を大臣に伺つて私は伺いたい。現実にはここに数字的に表われている。これに對しての御所見を伺いたい。

○政府委員(森田重次郎君) 具体的な資料をひきさげての御高見、傾聴に値すると思つて敬意を表します。しかし、今ここでこの問題に對して具体的にこういう答弁をしつとつしやられても、今それはいたしかねますが、しかし、きょうの御高見に對し、十分事務のほうに検討させまして、適当な案をもつてお答えいたしたいと思ひます。きょうのところはこの程度にひとつ。

○藤原道子君 私は、事務の検討々々で今までのずるずるで、現実に看護婦が足りない。志願者がなくなつたのです。それとあわせてこの点次官も考えていかなければならないのは、このころ保育さんが足りなくなつた。たいへんな問題です。そこで頭の切りかえを

願ひたいのは、国立は待遇がいいといふけれども、高等学校出て三年行つてゐるのです。それで今の給与が他産業の他の職種に比べていいかどうかを檢討してもらいたい。私はたいへんだと思ひます。事務の問題じゃない。これは政治の問題、池田内閣として医療に對しての御熱意のほどをこの委員会を通じて示してもらいたい。先ほど政務次官が、ナイチンゲール賞受賞の式に行かれて、希望を持たない顔を見てびっくりした。私も昔は看護婦を八年ばかりやつた。昔は誇りを持って働きました。今の看護婦さんたちはやむを得ず引きずられて、だらだらやつておるやうな、患者からは、このごろの看護婦は官僚的になつたといふ攻撃を受ける。けれども、走り回つていてもなおかつ仕事ができないやうな状態に置いておるということ、これをひとつ十分御検討願ひたい。まだ看護問題はいろいろあるのですけれども、きょうは時間がないうでございまして、事務の問題でなく、内閣全体としての御検討を私は心から希望いたします。

○政府委員(森田重次郎君) 先ほど、私根本態度について申し上げたとおりであります。あの態度を堅持して、そしてそれにおこたえするやうな答案を出したいという意味でありますから御了承願ひたい。

○藤原道子君 期待して待つています。

○横山フク君 政務次官からたいへん熱意をお示しの答弁をいただきました。しかし、政務次官、今に始まつたことではない。前の厚生大臣も、今政務次官のおっしゃつたと同じか、あるいはそれ以上の熱意のあるお話を

しゃいました。あるいはその前の大臣もおっしゃつたし、政務次官もおっしゃつた。しかし、相変わらず同じことを繰り返しているのが委員会の姿だと思ひます。ですから私は政務次官がここでござつたことがどのくらい事務当局のほうに浸透するか、その結果がどのくらい出るかということが私たち全委員が、これは与党、野党を通じて非常に興味ある問題だと私は思ふ。これははっきり言い切れます。それでお願ひしたいと思ふ。これは結論でございます。

それから私はもう一つ触れたいと思ふのは、新生児室が無理だということのはっきりわかつてゐる。看護婦の足りないといふことも、また、看護婦の待遇が悪いこともわかつてゐる。いつも同じことを繰り返して質問してゐる。ここは繰り返しの場所ではない。前進する場所です。それがいつも繰り返してゐるのは遺憾だと思ひます。それで先ほど待遇の問題も実際は聞き違つてゐるとおっしゃつたけれども、速記録をくらんになったら、私は聞き違つておりませんし、あなたの答弁も私と同じことになつてゐるのです。よくお調べいただきたいと思ひます。

これは私はあの問題も厚生当局は人事院に看護婦の状況といふことを説明足りてないと思ふ。あるいは医療行政を担当する人たちに對しての十分な理解が人事院にないと思ふ。そして民間とのバランスをとるという形を言つていますが、形は違つてゐると思ひます。むしろ看護婦が、内容がどういふ状態にあるかといふことに對してもっと詳しい説明があつていいと思ふ。ところが、そういう説明等は今までやつてお

られぬと思ふ。でありますから、これをやつていただきたいし、やつた結果を詳細に報告願ひたいと思ひます。私も人事院に行つて調べてあります。どういふ形でどういふことをおっしゃつたか。で、私はここで申し上げるのです。

それからもう一つの問題は、新生児室の問題です。私は皆さんがお調べになつたと思ふ。新生児室を持つてゐるところの、新生児としての特別の看護婦の割当をしてゐるところが、日本全体の病院で幾つありますか。お調べになつたことがありますか。私は日本の病院勤務助産婦の実態調査をもちつたのでありますけれども、もちつたところが、新生児に對する助産婦の割當をしてゐるところは全体の幾つおありになると思ひますか、伺いたいと思ふのです。

○説明員(黒木利克君) 実は新生児につきましては、現行医療法上患者とこれを見ていないのでございまして。したがつて、医療法上は、これについて新生児室を設けなければならぬとか、その設備構造をどうしなければならぬとか、そういう基準を設けないのでございまして。したがつて、横山先生御指摘のとおり、大きな問題点でございまして。で、実は患者と健康人の中間に位置するやうな地位を医療法上新生児にやはり与えるべきじゃないかという議論がございまして、せつかく医療制度調査会で御審議を願つておる最中でございまして。確かに御主張のやうな問題がございまして、現行法ではどういふことであるかは調査も行き届いておりません。

○横山フク君 時間がございませぬので私は簡単に言ひます。新生児は病人

と見てない。こういうお話、あるいは健康の人と病人の間の、中間にあるのじゃないかというお話、しかし、これはおかしい。新生児の問題は私はきょう初めて言うのじゃない。私は二、三年前から言っている。それに対して看護婦の割当をつけるべきだ。たとえば脳溢血の半身不随の人、その人よりもっと始末が悪いのです。自分でもって飲み食いできない。だからあなた方は新生児室をこらんなったことがありませんか。みんな乳首をくわえておる。それをふとんで動かないように押えている。それで物だから、人間じゃないから、勝手に飲ませるものは飲ませると、犬ネコよりもっとひどい状態においておる。だから三葉問題が起るのはいくらもです。日本全体の中で、新生児に対して看護婦の割当をしているのは、日赤の中央産院以外にないということがある。それについて、そんなばかなことはいいわけでありまして、私はそれを特に直していただきたいし、それは保険の単価の問題からいって、これは病人じゃない、健康人とのその中間だからというの、あなた健康保険の対象としておっしゃっている。医務局の対象としては、これは完全に一人立ちのできない、病人としての扱いを行なわれないと思う。それを考え方が違っていると思う。私はそれを何回もついている。それに対する看護婦の割当がないから、助産婦の割当がないから全体のしわ寄せがいつているから、なお二重なんです。私はもう時間がないから申し上げませんが、三年前に看護婦の実態調査をやった、その結果が資料として出てこない。これを私はつきたい。全く不十分

です。もっとデーターをほかの角度からとればあの資料も出ると思いますけれども、これを抜きにいたしまして、三年前に看護婦の実態調査をなさった、その結果をどこで、どういふふうにおまとめになったのか、その結果をどういふふうに見て取り上げたか、その点に対しては今御答弁は要りません。その結果も取り上げてないからおできになりませんし、私は御答弁を要りません。しかし、私は、調査をするのが主ではございません。調査をした結果がどういふことになっているのかを見きわめて、その結果についての対策を練るのが厚生省の仕事だと思ふ。調査をするカードを配って、それを集めるというのが厚生省の仕事ならば、民間や隣組にまかせればよい。その結果を取り上げてやらない。ここに私は根本の問題があると思ふ。助産婦の教育制度も変えなければならぬ、あるいは看護婦の教育制度も変えなければならぬ。今そういう曲がりかどにきている。この時期をはずしたならば、三年後、五年後には助産婦も看護婦も、医者も行き詰まりの時期が来ると思ふ。それを解決する対策を練るためには、あの調査の結果をどういふふうに取り上げて、どういふふうな対策を練ったか、それは予算ばかりの問題ではないと思ふので、それをもうちょっと真剣にお考えになって、その結果をこの次の委員会に御報告願いたいと思ふ。

もう一つの問題は、四つのベッドに対して一人、四十のベッドに対して十人の助産婦、看護婦、その看護婦は、四、四、二になっております。実際にその人たちがどれだけ実働しているか、私たちが看護協会からの調べによりますと、あれは六人しか常時働いておりません。実際、六人が三交代している。それが新生児になったら今の倍になりますから、三人しかいない。それは昼間ですよ。夜はなおさら、先ほど藤原さんのお話のとおりです。こういう問題もありますから、それは実態調査の結果で出ているのですから、集めてあるはずで、それを私たち委員会でも、これは吉武先生が委員長のところ私に要求して、吉武先生のほうではあなたの方のほうに下さると同時に、その結果からどういふ対策を立てたか、これでどうかというところをこの委員会に諮り下さいますことをお願いいたします。私は質問を終わらせていただきます。

○相澤重明君 ちよと関連して。これは政務次官に、やはりきょう御答弁いただかなくてけっこうです。日本看護協会の人たちが出ている、看護人という名称がある。これは前の安藤君が政務次官のときに、秋ごろには検討してお答えができるだろうと言った。いろいろ看護婦さんとか、助産婦さんとか関係がありますから、十分研究を必要としますから、私はただそのままでいいということではなくて、しかし、たとえ何人であろうと名称変更を要求しておる人たちがおるわけですから、金もかかるわけじゃない。やはり人道的な立場で名称変更について政府も考えるべきだと思ふ。したがって、関係者とよく相談をされて、政府としても今の時代にふさわしい名称を、もう人なんていうのは法律の上からいっても、ないので、看護人だけで。こういう意味でひとつ研究して、次の機会には、政府から報告のできるようにしてもらいたい。これは私が春要求したこと。今はおそろく知らぬでしょう。わかれば答弁願うてけっこうだ。

○政府委員(森田重次郎君) あとで調べて答弁いたします。

○坂本昭君 関連質問が非常に多くて、しかし、非常に有益な各党各派にわたる質問でございまして、結論としては、看護問題というものはまだ未解決の問題が非常に多いのでなくて、今日は厚生省当局、特に医務局の怠慢が各党各派全員から指摘されたということ、この点はきょうはつきりひとつ次官も認めておいていただきたい。特に次官は事務局と事務的にいろいろと検討したいと言われていました。もう事務的な折衝の段階ではないので、非常に深刻であって、これは政治的な解決の必要な時期にきています。ですからそういう点では、今までの大臣あるいは次官と同じような考えで進まれていると、これは大きな社会問題になるということは、ひとつ申し上げておきたい。

今国立病院、療養所の看護婦さんの問題がまた出ましたが、私の見るところ、これは国立病院、療養所に勤務する職員による労働組合、全医労の今から十数年前の戦いを通じて、看護婦さんの給料がずっと上がってきた。私はそう見えています。ですからあなたの方でいろいろな逃げ口上を使つて、国立はもろん民間の人にも給与を上げないというならば、われわれはどうしてもこれは実力行使によってでも上げさせる。そうしなければ、実際言

いのです。そのことをよく御認識いただきたい。

特にきょうは私は、看護課のことにしても質問したいけれども、次官もそれから局長もまるで触れようとしてない。これは看護協会の決議でも行なわれたことであるし、看護問題が去年以来これほど重大な問題になってきているときに、これについて一言も触れないということは、まことに看護諸君を侮辱するもはなはだしいと思ふ。私は今答弁を要りませんが、あなたの方のそういう態度は看護諸君に対して大きな刺激を与えると思ふ。さらにひとつ根本的な問題は、国立病院、療養所のあり方について、賢明なる次官、ひとつ根本的に考えていただきたい。特に看護婦の給与を上げる。定員を増す。そうすると病院管理がむずかしくなる。経営が困難になる。そうすると、今のようないくつかの採算制ではやっていけない。少なくとも国立病院は私は根本的に行き方を考えるべきとき、政治的な判断をなすべきときだと思ふ。きょう各位の御質問も次回にということでありまして、この看護婦の問題については今のような締めくくりを申し上げて、十分責任のある御研究をした上で、次回にひとつ御答弁いただきたいと思ふ。きょうでこの問題が終わったということではないということだけを申し上げて、きょうの私の質問を終わります。引き続きまた、この問題はやるということだけは確認しておいていただきたいと思います。委員長に特別にお願いしておきます。

○委員長(谷口弥三郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(谷口弥三郎君) 速記をつけ下され。

本件に対する本日の質疑は、この程度にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ないと認めます。それでは午後は一時から再開することにいたします。

ただいま坂本委員の説明などに対して厚生省もどうぞ十分お考えになって、さっそく対策を考えていただくようお願いいたします。

それでは一応これで休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時二十二分開会

○委員長(谷口弥三郎君) これより休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

社会保障制度に関する調査の一環として、身体障害者の福祉に関する件を議題といたします。

本日は、本件に関する調査上の参考にするため参考人の御出席を願っております。

この際、委員長として参考人の方々に一言ごあいさつ申し上げます。

参考人の皆様には御多忙のりから御出席下さいまして、まことにありがとうございます。

身体障害者の方が現在生活する上において多大の御不便と困難を感じられておられることは申すまでもないことでございます。身体障害者福祉法において、また、雇用や年金などにおきましても種々対策が講ぜられてはおりますが、なお不十分な点も多々あることと

思われますので、本日は各方面を代表する方々に御出席をいただき、身体障害者の方々の現状とその将来に対する対策などについて隔意のない御意見を拝聴したいと存じます。何とぞ当委員会の意のあるところをおくみ取りいただきまして、おのの立場からその実情と御意見を述べ下さいませようをお願いいたします。

なお便宜上、最初参考人の皆様から御発言を願ひ、これは都合によりまして御一人一人十分程度にお願いいたします。

から、次に委員からの質疑にお答えをいただきますよう御了承を願ひます。

本日参考人としてお見えになっておられます方々を御紹介申し上げます。

左のほうから申し上げますと、左の方は日本盲人会連合副会長金成基五郎さんであります。

次は日本聾話学校長大島功さんであります。

次は日本肢体障害者連合会長蟹江広吉さんであります。

次は日本患者同盟事務局局長長宏さんでございます。

次は国井社会保障研究所長国井国長さんであります。

それでは参考人、日本盲人会連合副会長金成基五郎さんからお願ひをいたします。

○参考人(金成基五郎君) ただいま御紹介にあずかりました日本盲人会連合副会長の金成でございます。

身体障害者の一般的な福祉問題について意見を求められているわけでございますが、私は団体の代表といたしまして、主として盲人の問題について、

盲人の立場から考えていることを申し上げたいと、こう思っております。

身体障害者の福祉が旧憲法の時代に比べて比較にならぬほどの進歩を遂げておりますことはこれは申すまでもございませぬ。私も身体障害者、特に二十二万人の盲人は、この新しい時代、民主主義の時代に生まれ合わせたことをよなく喜んでゐる次第でございます。

しかし、一般社会から見ても、また、皆様から見ても身体障害者福祉法が制定されて以来、国民年金法のうちには障害福祉年金の制度が設けられ、またさらに、昨年においては、雇用促進法が制定され、日本の身体障害者が非常にしあわせに、しかもそのしあわせは各障害者がそれぞれよくくしあわせを受け取っておられるよう

にお考えになっておられると思うのであります。多分に一般的な福祉として、確かに昔に比べて福祉が向上して参つたことはこれは疑い余地もございませぬ。しかし、この身体障害者の種類と申しましようか、大体目あるいは耳のない者、手足のない者、この種類の障害者がそれぞれよくしあわせを受けておるか、あるいはこれらの障害者の程度に応じて重い者は重いように、軽い者は軽いように、それぞれ適切な補助と援助が与えられているかどうか、という点については、これは一応検討を要する問題だと思つてお

ります。皆様のお考えからすれば、また私どもの期待から申し上げますと、身体障害者の福祉法を初めこれに

関する政策というものは、障害の程度の重い者はどの援助保護が厚く施され、その程度が軽い者はどの援助は

薄い、いわゆる障害の程度に応じて援

助保護の厚薄が決定されているように

お考えであらうと思つております。

事実これは全く反対でありまして、この点を私は特に申し上げたいと思つてお

ります。身体障害者福祉法の上で

身体障害者に与えられる援助、援助、保護と申しますと、まず第一、補装具

の交付あるいは医療費の交付、こういう形でなされております。これの大

体各障害別に割り当てられたものを考えますと、ここに非常な違いがあることを私どもは感じなければなりません。昭和三十四年度の厚生省発表によりますと、目の悪い者に対して支出された国費、特に補装具あるいは医療費として支出された国費は一千八十六万円、万以下の数字は略します。それに対しては耳の悪いいわゆる聴覚障害者に対する国費は四千八百七十三万円になつておる。なお、手足の不自由ないわゆる肢体不自由者に対する国費は二億四千四百六十一万円、こういう形になつております。視力障害者なわち盲人に対しては一千八百六十六万円、ろうあ者に対しては四千八百七十三万円、手足の不自由な肢体不自由者に対しては二億四千四百六十一万円、こういう金額になつておるのであります。これをパーセントに直しますと、盲人に割り当てられておる金は総額の三・六%、耳の悪いいわゆるろうあ者に割り当てられておる金額は一四・五%、手足の悪い人に割り当てられたものが大体八〇・五%、こういう割合を示しております。なお、これを金額にいたしますと、盲人に対しては一人当たり四十九円四十銭になります。また、耳の悪いいわゆるろうあ者については二百九十九円という一人当たりの

金額になる。肢体不自由なわち手足の不自由な人に対する一人当たりの割り当ては四百三十二円、こういうふうな数字的な違いがあるのであります。

この点は一般社会から見ても盲人は身体障害者の中でも特に不自由で国の援助や保護を特に厚く施されておるだらうと考えられておるように思われますが、事実はこのようにわずかに、パーセントでいえば三・六%、こういうことであるのであります。しかし、

こういうふうな差額が来ること、これは決して行政的な手落ちあるいは不手際からこうなつたというのではもちろんございませぬ。こうなるべき必然性が身体障害者福祉法そのものの中にあるということを私は申し上げたいのであります。いわゆる身体障害者福祉法の持つ性格といひますか、あるいは目的、そういうものの中に、当然こういうふうな結果をもたらすべき一つの不備な点を持つておる、こう考えられるのであります。こういう意味から申し上げます、私も盲人の立場から申し上げますと、盲人の福祉を高めるためには、今日のいわゆる現行法のそのままだでは、これはとうてい期待することがむずかしい、これを適当に改正して、最も不自由で最も困難をきわめておる盲人に対する立法的なあるいは政策的な配慮が特に必要であることを私は申し上げておきたい、こう思うのであります。

第二点の雇用問題であります。これにつきましても、現在私どもの団体で問題になつております点が二点ございませぬ。第一には職業雇用法の問題、第二にはあんま業優先の問題、この二つの点があるのであります。職業雇

用問題については、現在私どもの団体で問題になつております点が二点ございませぬ。第一には職業雇用法の問題、第二にはあんま業優先の問題、この二つの点があるのであります。職業雇

用問題については、現在私どもの団体で問題になつております点が二点ございませぬ。第一には職業雇用法の問題、第二にはあんま業優先の問題、この二つの点があるのであります。職業雇

用問題については、現在私どもの団体で問題になつております点が二点ございませぬ。第一には職業雇用法の問題、第二にはあんま業優先の問題、この二つの点があるのであります。職業雇

用問題については、現在私どもの団体で問題になつております点が二点ございませぬ。第一には職業雇用法の問題、第二にはあんま業優先の問題、この二つの点があるのであります。職業雇

用問題については、現在私どもの団体で問題になつております点が二点ございませぬ。第一には職業雇用法の問題、第二にはあんま業優先の問題、この二つの点があるのであります。職業雇

用問題については、現在私どもの団体で問題になつております点が二点ございませぬ。第一には職業雇用法の問題、第二にはあんま業優先の問題、この二つの点があるのであります。職業雇

用問題については、現在私どもの団体で問題になつております点が二点ございませぬ。第一には職業雇用法の問題、第二にはあんま業優先の問題、この二つの点があるのであります。職業雇

用問題については、現在私どもの団体で問題になつております点が二点ございませぬ。第一には職業雇用法の問題、第二にはあんま業優先の問題、この二つの点があるのであります。職業雇

用法が制定されてしまし、私どもの職業的分野が広く開けたように思われますけれども、事實は開けておられない。これは詳しく申し上げる時間がありませんが、から省略いたしますが、とにかく職業雇用法によって盲人の受くる利益はきわめて少ないというのを申し上げておきたい。したがって、盲人——私どもが生きていくためにはどうしてもある一つの職業を確保しなければならぬ、そういう意味から歴史のあるいは伝統的に継続されているあん摩、マッサージ業というものを盲人の手にどうしてもこれを確保しておきたい、こういう考え方であん摩業盲人優先の問題をお願いしているわけでありませう。

なお、詳細につきましては御質問に應じてまたお答えをいたしたい、一応これで終わりたいと思います。(拍手)
○委員長(谷口弥三郎君) ありがとうございます。

○委員長(谷口弥三郎君) 次に、参考人、日本聾話学校長大島功さんにお願ひいたします。

○参考人(大島功君) 諸先生方のこの問題に関する平生のなみなみならぬ御尽力、御努力に感謝と敬意を表させていただきます。

盲人とろうあ者ということが対句のように言われておりますが、今金成先生のお話のうちに、盲人二十万といふことがございました。私はよく多くの方々に盲人といわゆるろうあ者といふことが多くとお考えになりますかというのを伺うわけでありませう。これはこういう所であつたことはなほだ失礼かと思ひますが、釈迦に説法のようなことであるが、私が申し

上げるまでに御回答を胸の中に御用意願ひたいと思ひます。この盲人の数もそうでございますが、ろうあ者の数という問題についてははいぶんいろいろの意見がございます。また調べがございませう。詳しいことを申し上げる時間がございますが、私は十萬から二十萬の問題と考えていくべきものであると思ひます。昭和二十二年に国勢調査が行なわれましたときには十三萬三千何人、昭和三十三年の厚生省のお調べによりますと十四萬六千何人がございますが、これはいづれも両方の資料を勘案いたしましたとしても決して足りない、こういうふうに思ひます。おそろく諸先生方も盲人の方が非常に多いというふうにお考えになったのじゃないか、しかし、實際は同じであるか、あるいはその差はわずかである、どうして盲人のほうが多いという印象をお持ちになるかという、申すまでもないものでありますが、目の不自由な方は電車の中に一人おりましたもわがりますが、耳の不自由なろうあ者が電車の中に何人おりましたもそれだけではわからない、したがって、特別に近くにおしがいたというのを経験なすつた方以外には普通ろうあ者に接触なさる機会が非常に少ない、それで私は今日ここで御研究をなさつていらつしやる先生方にいろいろのことを申し上げますよりもうろうあ者といふことについてのことを少しく申し上げて、その他のことに戻りたいと思ひますのでございませう。ろうあ者といふ言葉を申します、これは申すまでもない、文字のままで申し上げると、つんばとおしといふことではございませう。つんばとおしといふのはどういふものなのであろう

か、同じものであろうか、別のものであろうか、これは同じものであると申してよろしいと思ひます。つまりヘルン・ケラーが来られましたときに、三重苦の聖人と申しまして、耳が聞えず、目が見えず、口がきけずといふことを申しました。その場合に、目が見えないといふことは、目、視覚といふ感覚の障害でございませう。耳が聞えないといふことは、聞くといふ感覚の障害でございませう。しかし、口がきけないといふことは、口といふ、もしししゃべる感覚と申してよろしいならば、ししゃべる器官の故障ではない。すなわち舌が短いか声がでないといふことではございませう。耳が聞えないために言葉のあるといふことを知らない。したがって、言葉を習得すべき幼少のときに、それを習得することができなかつた。その結果としておしになつたといふことでございませう。これも諸先生の骨折りによりまして、盲人、ろうあ者の教育が義務教育になりましたのは昭和二十三年でございませう。ちょうどそのころ、学校教育法が改正になりました、施行されました、それによりまして、学校教育法上の学校の名称が、従来は盲学校、ろうあ学校と申しておりましたものを、ろうあ学校といふことになりました。その際にも、ろうあ学校といふことは困るのではないかと。ろうあが、ろうあもいるが聞えないのではないかと。すなわち耳が聞えずもししゃべれない者がいるのではないかと。御意見がいろいろございませう。もちろんそれはそういう者もございませう。現に厚生省のお調べの中には、言語障害、それから平衡感覚障害といふふうな分野も含めてお調べ

になつてゐるものが多いわけではございませうが、言語障害と申しますものは、耳はそれほど不自由ではないが、にもかからず口がきけないという者でございませう。そういう人たちが確かにございませう。これはきわめてわずかでございませう。従来は通念によるおしといふものとは別でございませう。したがって、従来おしといわれていた者は、耳が聞えない結果といつてよろしい。したがって、それに対する方法も、おしに対するすなわちろうあ者に対する対し方と、言語障害者に対する対し方と、いろいろの意味で、教育的にも社会的にもあるいはその他の雇用条件から申しましていろいろの差がございませう。したがって、私が今申し上げておりますいふゆるろうあ者と申しますものは、耳といふ感覚の欠陥、その結果として口もきけないといふことになつてゐる人たちでございませう。

で、そういう不自由を持った人の数がおそろく十五萬から二十萬と考へるべきであらうと存じます。男女の比率から申しまして大体同じでございませうが、男のほうが少し多い、五四〇と四六〇といふような違いでございませう。そういうふうなことでございませう。自由といふことから口がきけなくなつてゐる者でございませうが、これは必ずしも耳が聞えないければ必然的に口がきけなくなつてゐるものではないと考へます。最近少し教育方法が変わつて参りまして、耳が聞えずとも口がきけるようになって参つております。そこで私どもの問題は、ろうあ者といふ言葉の中へ含まれておりますものがますますいろいろのものが加つてきてゐるということではございませう。すなわ

ち耳が聞えずで、その教育あるいは成長の過程においても言葉を習得する機会がなかつた人たちは、耳が聞えず言葉がしゃべれません。また理解できません。したがって、そのコミュニケーションは身ぶり手ぶりによつて行なわれるものであります。あるいは筆談でございませう。それから耳が聞えずでも幼時に適当な教育を受けまして、言葉を述べ、言葉をしゃべることでございませう。なりましては、その発言は必ずしも良好ではございませうけれども、言葉をもちて交信することができるともございませう。そういう人々の中にも含まれておりますことを御記憶を願ひたいのでございませう。さらにろうあ者の起ります年令によりましてもう一つの複雑さが加つて参ります。すなわち、言葉を覚える時期には耳が聞えていた、しかし、言葉を覚えて後に耳が聞えなくなつた場合がございませう。そういう場合には、耳が聞えませんが、ほかの人の言うことを耳をもつて理解することは困難でございませうけれども、自分自身は言葉を覚えておりますからしゃべることができるともございませう。したがって、相手様には筆談をしていただくが、自分にはしゃべるといふことが起るわけではございませう。こういう場合を私たちは中途疾患者あるいは後年ろう者と申しております。すなわち、生まれつきあるいは幼少のときから耳が聞えずで、その結果として口もきけなくなつた者と、そういう者ではあるけれども、口がきけるように教育をされた者、それから口がきけるようになってから聞えなくなつて、しゃべることは

になつてゐるものが多いわけではございませうが、言語障害と申しますものは、耳はそれほど不自由ではないが、にもかからず口がきけないという者でございませう。そういう人たちが確かにございませう。これはきわめてわずかでございませう。従来は通念によるおしといふものとは別でございませう。したがって、従来おしといわれていた者は、耳が聞えない結果といつてよろしい。したがって、それに対する方法も、おしに対するすなわちろうあ者に対する対し方と、言語障害者に対する対し方と、いろいろの意味で、教育的にも社会的にもあるいはその他の雇用条件から申しましていろいろの差がございませう。したがって、私が今申し上げておりますいふゆるろうあ者と申しますものは、耳といふ感覚の欠陥、その結果として口もきけないといふことになつてゐる人たちでございませう。

できるけれども聞くことができなくなつた者、これがほんとうのろう者と
いうべきでございましょうが、そうい
う種類がございます。

さらに問題を複雑にいたしますことは、これはどの障害においても同じであると思ひますが、聴力の障害の程度
の差でございます。聴力の障害と申し
ますことを詳しく申し上げるいとまが
ございせんけれども、私もは少な
くとも耳は悪くはないとお互いに考
えておりますが、私などもだいが悪
くなつてゐるのでございます。諸先生
の中にはあるいは私よりもつと悪い
方もいらつしやるかとも思ひます。二
十才くらいの人たちの正常な耳の人
たちがこれ以上小さくすると聞えない
という音を一つの標準といたしまして、
それをゼロと考えまして、その方面
の、デシベルという度盛りを使ひまし
て、正常な耳の人がこれ以上の大きな
音を聞くに耳が痛くてたまらないとい
うところが一三〇デシベルくらいにな
ります。だんだん年をとるに従ひまし
てその聴力が悪くなつて参ることはこ
れは御承知のところでございますが、
私は五十才をこえておりますが、この
五十才ころになりますと、大体一五デ
シベルくらいになつて参ります。さら
にだんだん年をとつて参りますに従つ
て、音の高いほうに聞きにくくなると
いう現象が起つて参りました。二
〇、二五というふうなことになるて参
ります。三〇くらいになりますとも不
自由は感じません。四〇くらいになり
ますと多少耳が遠いかなという気が持
たいたします。五〇となりますと、これ
は明らかに耳が遠いということになつ
て参ります。補聴器を近來お使いに

なる方が多くなつて参りましたが、四
〇、五〇というふうな方は補聴器をお
使いになりますと非常に楽におわか
りになります。ろう学校におります者
の中の最も聴力の多い者が六〇デシベル
くらいのものでございます。そうして
悪いほうは一三〇近い者があることと
思ひます。であります。これはやは
り少数でございまして、ろう者の大部
分はその目盛りで申しまして九〇から
一〇〇というふうな、八〇、九〇、
一〇〇というふうなあたりでございま
す。六〇くらいは聴力を持っております
と、耳の訓練の結果によりましては
電話を使うことができるようになります
す。電話を使つて話ができる、すなわ
ち、耳だけで話ができるようになる、
それくらいは聴力が六〇ということ
でございます。したがつて、この問題
のろう者の中にはそういういろいろな聴
力の者が入つてゐるわけでございます
て、福祉その他の関係に大いに關係が
あるわけでございます。

それから原因から申しますなら
ば、これは厚生省のお調べになりました
ところによつて申し上げますと、先天
性といわれるものが三六％、それから
いろいろの病氣によつて耳の障害を起
こしたものが三九・五％、その他が二
四・四％でございまして、その他と申
しますものの中にはやはり不明という
者がずいぶんございまして、これらは
大体において先天性と考えられるもの
が多いようでございます。しかし、普
通考えられますように、ろう者はすべ
て先天性だということではございませ
ん。今申したことでもおわかりのよう
に、三九％、四〇％近くは病氣によつ
てなつております。生まれたときから

なつております者と、病氣によつてな
つた者を大体半々と大ざつぱに考へて
みますならば、その生まれたとき
に、すでに耳が悪いという先天性の者
のうち、遺伝の者は、多く考へてもそ
の半分、すなわち、全体の四分の一ぐ
らいかと考へられます。その他の四分
の一、すなわち、生まれつき悪い者の
うちの半分ぐらゐは、母体の妊娠中の
何らかの障害による者が多いようであ
ります。この間問題になりました
RHマイナスというふうな問題によつ
て起る者もございまして、あとの半分
は遺伝と考へられるわけでございます
が、したがつて、もし、この母体の保
護ということが十分に行なわれま
すならば、ろう者の数を四分の一は減らす
ことができるというのを考へること
ができます。また、生まれてからあと
の原因による者は、大体一才までの病
氣の者が大部分でございまして、一
才まで子供が病氣をしないことになり
ますと、ろう者の数をまた半分に減ら
すことができます。これは現にフランス
などの発生率から見ますと、五十年前
はわが国の現状と同じくらい、あるい
はもう少し低いくらいでございまして
が、現在はわが国の半分ぐらゐになつ
てゐるわけでございます。そういう
ことからも察せられるのでございま
す。

たいへんいろいろ長く申しまして、
その他の申し上げることが申し上げら
れないうちに時間になつて参りました。
今申し上げましたような事柄か
ら、福祉その他の問題についても、い
ろいろ問題がございまして、御質問
によつてお答え申し上げますと存じ
ます。(拍手)

○委員長(谷口弥三郎君) ありがとう
ございました。

○委員長(谷口弥三郎君) 次に、参考
人日本肢體障害者連合会長蟹江広吉さ
んにお願ひいたします。

○参考人(蟹江広吉君) ただいま御紹
介にあずかりました日本肢體障害者連
合会の蟹江でございます。私はお見
かけがた立つておるのには感念なしに
立つておる、こういう一種二級の障害
でございまして、その肢體障害者の理由
を長々説明いたしますと、われわれが
平素考へてゐることが一切この十分間
に話すことができない、こういうよう
な結果になりますので、まず身體障害
者全部にわたつた実態調査を敢行して
ほしいというのを要望いたします。
これは肢體障害者が五十六万六千だ
と、こういう三十六年の三月を期して
の推計がこういう数字を出してござ
いますけれども、これは実際の数字では
ございません。こういう問題を厚生省が
身體障害者のみ実際に内容的に研究さ
れて調査をしたことが現在までに何回
あるか、ただの一回だけ、あとはござ
いません。こういうことでは、まず身
體障害者の施策がどうかと私は考へる
のでございまして、その中で肢體障害
者は五十六万六千、推計でございま
すが、毎日こうして委員会を開いてお
つても、交通事故がひんぱんに起る。
各県々々問い合わせますと、たい
へんな数字で、肢體障害者が増大して
いるというのでございまして、この増
大している肢體障害者をどうすればい
いか。何ば新道路交通法によつて嚴罰
主義でいつても、障害者はなくならな

いのでございまして。特に肢體障害者製
造新道路交通法という、こういうよう
な結果になつておるといふことを御了
解を得たいと思つてございまして。そ
ういふところから、まず私たちは、肢
體障害者、手足の不自由な者が、これ
は一級から六級までございまして。全
部でございます。盲人のほうでは四級ま
で、ろうあの方では三級まで、こう
いうような状態になつておりますけれ
ども、肢體のほうでは六級までござ
います。この六級までの間に、それだけ輕
度の者、重度の者——輕度の者が私は
多いように現在までは考へていたんで
すが、輕度の者は、ある程度障害者福祉
法によつて、よるかよらないかとい
う問題は、特に慎重に考へなくちゃわ
かりませんけれども、あまり法にたよ
らずに更生していくという部類が多い
のでございまして。これは更生法によつ
て身體障害者福祉法の二十二条から二
四条、専売法の売店設置の条例ができ
て、法ができておりますけれども、た
ばこの小売人の申請をしたつて、まず
例をとつてみるならば、京都ではただ
の一軒しか許可がおりていない、おり
ないのです。こういう売店設置とい
つて更生せよという法律がありながら、
使ひものにならない売店設置法にな
つておるといふことをひとつ御了願
いたしたいと思います。

そこで、もう一つは、われわれの肢
體障害者というものは、重い者を一体ど
うするか。軽い者は、ある程度自治の
道を開く数が非常に多い。しかし、重
い、手足の不自由な重い者といひま
す、全く畳の上になつてございまして、
起き上がることもできませんし、もう
ほんとうの要介護者、きたない話です

が、便所さへも行くことができない。便までとってやらなければならぬ。そういう人が一軒のうちにいるために、一家が生計困難になって生活保護にかかったり、また、その本人がみじめな死に方をしなければならぬというような現状が非常に肢体に多いということであり、くその中でころがって寝ておられます。こういう惨状を私はありありと見ております。何とかこの重度の手足の不自由な障害者を助ける方法はないのか。福祉法には、そういう人々には手帳もやらぬでもないというようなきめ方になっております。そういう人々をほっておいて社会がよいのであろうか、私は痛切に訴えたのでございます。そういう重い人たちが完全に救えるための方向にこれを何とか処置をとってもらいたいと思うのであります。まず、そのような重い人であるならば、施設を作つて、何とかその一家からその重度の障害者を救出するならば、一家も生活保護法にかからずして、平安な生活が送れる。重度の障害者がいるために、その一家が崩壊のどん底に一生目の目を見ずに終わってしまうという現状が肢体障害者の世帯にはものすごく多い。こういう点を、そうすれば、施設の設置、身体障害者の設置費を一応現在の状態をお話するならば、身体障害者の施設を作るのに、これは地方公共団体が作る場合です、身体障害者には木造だけで、坪三万六千円だけ出そう、それでは児童施設は木造で四万円出そう、ブロックでは六万円出す、鉄筋で七万五千円、児童の施設についてはこれだけの坪単価の予算を組んでおる。身体障害者は木造しかまかりなら

ぬ、坪三万六千円、こういうふうな実に厚生省は差別的な取り扱いをしておる。生活保護の施設の問題を考えてみますならば、木造は生活保護でさえも三万八千円、身体障害者より二千元上です。ブロック四万四千円も組んでおります。身体障害者は木造しかできない、三万六千円より以上は国からの負担はしない。地方公共団体が作る場合でも、このような身体障害者に差別的な取り扱いをしておる。何がゆえに、身体障害者の施設を作るために、どうしてこういう差別をつけるか、もつとどの児童もかわいければ、身体障害者もかわいくないか、同じ国民でございませう。こういうような行き方をしておりますために、身体障害者の施設を作ろうと思つても、なかなか予算が捻出ができません。きないために、身体障害者の施設の、全国どの施設より一番少ないということをお断言しておきます。ある県においては、一カ所もございません。一カ所もない県がたぐさあります。あつてもほんの一部、申しわけない施設があるのみだと、こういうことをお聞きとめ下さいますようお願いを申し上げます。

それにもう一つは、民間施設、それは地方自治団体が作る場合、それは民間施設を作る場合どうか、これは補助は一銭もくれません。何にも認めおられない。それでは自分の浄財を全部民間が集めて何とか作つて、さあ、それに対しての新築、増改築、こういう経費も、これは一つも見ぬ。勝手に作つて勝手にやらないといふようなやつてばち的な民間障害者の施設の運営形態になっているといふこともよく考へていただきたいと思ひます。それに

児童の問題、生保の問題、こういう施設の問題は民間施設を作るならば新築の場合にはないけれども、増改築の場合には政府が補助をして増改築をしないといつて予算をくられております。身体障害者の場合は皆無でございますから、こういうところに大きな身体障害者の福祉事業の発展しない理由があるのではなからうかと私は考えます。それにまあ、職業の問題に、時間がございませんで飛びますけれども、昨年の七月二十五日身体障害者雇用促進法、まことにけつこうで、われわれは喜んで次第でございませう。官公署においては、一・五〇雇用せよ、百人中一人半使つてやれ、また、一般事業所においては、一・三、百人中一・三また百人中一人、この率でもつて使つてやれ、こういう法律を作つていただいたのはたいへんけつこうでございませうが、官公署においては、現在調べてみますとすでに一・六〇は使つておるという現状でございませう。それでは一・五〇のこういう法律を作つてももつとひとつ入れて何とかしてやろうというふうな気が持た起らないといふことであります。うちにはもう一・六〇でございませう。それ以上はできないのだ。それにもう一つは一般事業所といふものとたいへんまず言うならば小企業——中小企業ならぬ、小企業しか雇用をしないといふこと、大企業にまずこの身体障害者を使つていただけたらどうかの何となくいいシステムを作つていただかないと、身体障害者浮かぶ瀬がないといふこと。小企業の月給たるや月六千円、六千五百円です、平均。そのくらいのもをもらつて、身体障害者がどうして生計を営むことができません

う、配偶者をめとることがどうしてできません、更生意欲をわかつことがどうしてできませんと私は訴へたいのでございませう。何とか大企業で健康保険あり、厚生設備あり、また、身体障害者が配偶者をめとつてもやすやすと生活ができるような腕があれば技術が覚えればそれ以上の技能を習得することができるとございませう。それをもつと生かしていただくように、この雇用法で何とかそれを善処していただくよう要望したいものであります。その雇用法たるや三十五年京都府の状況から言うならば、雇用法に五千二百五十円は事業主に補助する。本人に交通費として千二百五十円出す、合計六千五百円出すという、適法訓練の間はそれを六カ月間出す。こういう問題になつておりますが、その問題でも三十五年に京都は一万八千人から二万一千人という身体障害者がいる。それだけに七人だけやれといつてこの予算をくれているわけです。三十六年にも七人だけ更生しなさいといふこととであるわけです。七人、七人で去年と法律ができた現在とで十四人。それだから京都府においてはそれだけの数のみをとらえて安閑として雇用法だといふような顔をしていられるといふ現状でございませう。各県これは共通の問題だと思ひますので、こういう全く形あるのみ、内容のないような雇用法ではわれわれが生きていけないのだ。もう少し十分に考へていただきたいといふことをお願い申し上げたいと存ずる次第であります。また、それに伴つて指導員たるや、かけもち、一重人格、身体障害者の担当、それにはまた係長、こういうものが二重人格で、京都の例を言うならば、専任という指導官が一人もないといふこと。京都府に私はそれを申しましたならば、政府が何もしないで送つてくれぬとこれをやれと言われたらどうにもならぬ。人が足らぬからどうにもならぬとこう言つてはつきり言つていられるということでありませう。こんな水くさい雇用促進法であるならば私は先を憂えて歎き悲しむのであります。何とかこれを、促進法を作つた以上、実のある方途に前進するように努力していただくことを要望申し上げたいと思ひます。まだまだこれ十項目から上がつてわれわれ肢体障害者といつたしましては、たくさんの方案を持てきやうは参りましたけれども、まずこの核から一応申し上げた次第でございませう。十二分にお取り上げ下さいまして、今後本問題を特に慎重に御検討あらむことを切にお願ひを申し上げます。私の説明にかえる次第でございませう。

○委員長(谷口弥三郎君) 次は、参考人の日本患者同盟事務局局長長宏さんに。○参考人(長宏君) 適用の問題だとか、その他身体障害者雇用法の中にいろいろの不備の点について、先ほどの参考人の中から出された意見のうちで私も同感の点が幾つかあるわけですが、その点を省いて特に二つの点から申し上げてみたいと思ひます。先ほど紹介がありましたように、私は日本患者同盟という組織に所属しております、私の所属している組織は主としてその大部分が結核患者の入院

している結核患者の自治会の組織であります。したがって、そういう観点から同じ内部疾患の問題について主張するにしても、特に結核患者の面での意見を申し上げてみたい、このように考えるわけです。

特に第一点の問題としましては、この雇用法それ自身の精神においてはよろしいかと思えますけれども、特に先ほどの参考人も言われたように、名はあっても実はないと申しますか、そういう点でたとえ第三條にしても、求人への申し込みを受理しないことができるとか、あるいはまた第四條にしても、指導を行なうことができるか、こういう表現はきわめてあいまいではなからうか、もっとほんとうに促進しようという法律にするならば、こゝらあたりが規制的な拘束的な内容を持つていいのじゃないか、このように考えるわけですね。そういう点で全般を通じてきわめて恣意的であつて義務的ではない、このように考えるわけです。したがって、これからのこの促進法に対する理解といひますか、これをまたさらに審議を重ねていく中では、どうか実のあるものにしていただいて、雇用者に対する拘束規定、その規定を守らなければ罰則を設けるというふうなくらいに内容を高めるべきではなからうかというふうに考えます。

それから第二番目の問題としましては、この七月、昨年度三十五年の七月二十五日にこの法が成立したときに付帯条件として特に結核回復者などの内部障害者、精神薄弱者それから原爆被災者、これらの内部疾患を適用するためにはすみやかに実情を調査して、そして就職促進のための施策を行なうと

いうような付帯条件がついているわけですが、今日まで約一年何カ月かたっておりまして、それがどうなっているかというのを私たちは耳にしているわけですね。実際に適用が進んでいるならば当然のこと、われわれの耳に入り喚起しているに違ひないのです、依然としてこの問題が具体化されていない。この点について特に審議会がもっと積極的にこの問題を取り上げて、そして実現されるように希望したいというふうに考えるわけですね。聞くところによると、この六月あたりから専門部会を持つて、内部疾患について何部かの専門部会を持つて検討しているというのを聞いております。したがって、若干の努力は認めますけれども、もっともっとすみやかにその基準だとか、その他の問題についての検討を進めてほしいという事です。特に内部疾患の問題についてこの法の中では、昨年度の附帯決議で、非常にこちらかというといふ点で取り上げていない問題について内部疾患がどうして必要であるかと、それを適用の中に含めることがどうして必要であるかという、そういう点から私どもは意見を申し上げてみたいと思つております。御存じのように、現在結核患者の要医療者というのが、これは二、三年前の厚生省の調査によるものですが、三百四十万人といふふうにいわれております。大抵、識者の意見によれば、この一割、約三十三万、まあ内部疾患として、低肺機能者として内部疾患の内容に含まれるべきではなからうか、こういう意見でございますけれども、最近ある病院で、国立の二つの療養所とそれから私立の五つの療養所を調査

いたしました、就業不適格者調査という調査をやった結果、その中ではつきり出てきているのは二千二百八十一名のうちで約三百四十一名が就業不適格者である、こういう結論が出ています。そのうちでも、特に約二、三割が三十才から四十才、いわゆる現在の社会の中心的な働き手、こういう人たちがその対象になつていて、こういう憂うべき状態があるという点、この点から申し上げてみても、先ほど三百四十万人のうちの三十万人が内部疾患の対象になる、こういう見方が正しいのではないかと、こういうふうに考えるわけですね。さらに申し上げますと、この二千二百八十一名中の三百四十一名といふこの就業不適格者、この人たちのうちでも特に肺活量は千五百あるいは千以下、こういう人たちが非常に多いといふことです。そして、千五百の肺活量を持つていて、千五百の肺活量に、たとえば、なぜかでもひき、肺炎でもなつたら非常に危険な状態に置かれますし、さらに肺活量が千以下の人といふことになることはもう救いがたい、こういうようなことが言えるのではないかと思つております。それはもちろん、その場にいろいろな特効薬があったり、お医者さんであるとかあるいは酸素吸入の設備があるという場合は別ですが、しかし、家にいたり、あるいは職場にもしいた場合にはこういう人たちの生命は非常に危険な状態にあるといふ点を特につけ加えておきたいといふふうに考えます。特に強調しておかなければいけないことは、先ほど来の参考人の方々のいろいろな目と、あるいは耳とかそういう肢体の不自由な方々に対して、積極的なこれに

対する援護を国がやらなくてはいいなと思ひます。その点に対して、われわれは全く同感なものであります。と同時に、結核患者の回復者、いわゆる低肺機能者は外見上往々にしてわからない点があるわけなんです。その点には非常に内部疾患が監視されているといふ原因にもなつていて、ではないかといふふうにわれわれは考えております。ので、特に外見はいかに、たとえば足がないとかあるいは手がなくなつたと違つて、弱い感じがしても大したことではないだろうといふふうに見受けられがちなんです。今申し上げましたように、肺活量が非常に低い、あるいはまた、肺活量が低いといふことは、ただ単に低いといふことでなくて、肺機能がさらにそれにプラスアルファして悪い。こういう点もそれにつけ加えられていくわけなんです、その点をどうか慎重に御検討をいただきたいといふふうに思つております。まあただいま申し上げました肺活量の低いあるいは少ない、こういう人についても、これは大きな手術をやつたり、それからまた、さらには長い間療養して、こういう人たちの現象的な問題と考へていいのではないかと考へます。約一〇〇に当たる膨大な回復者の回復者が現在それではどういふような条件のもとに、どういふ生活をしていくかといふことになつてくると思つております。この点が非常に大切な点ではないかと思ひます。一つは、これは非常に恵まれている環境にある人としては、いろいろ家族の庇護のもとに何とか生活をしていく、こういうことが言えるのではないかと思つております。これは非常に恵まれた状態の場合に兄弟だとか、あるいはまた、夫婦だとか、そういう庇護にあるわけですが、恵まれない人たちは一体どういふような生活を送っているだろうか。少なくとも療養所から外へ出ていくと食つていかなくちやならないわけですね。まあ考えることは食糧の問題ですが、そういうようにして非常に低肺機能、あるいは働くための自信がないという状態の中では、生活保護法をまず受けていく。そして現在の日本の生活保護法の基準額ではどういふ食生活をしていく。したがって、ビニール細工をやるとかあるいはまた、時計のバンドを作るとか、そういうような手内職をやるとか、また、大企業には入れないために、零細企業にもぐり込んで、病気を隠して入つていく。しかし、もぐり込んでいふ言葉がぴったりするようには、病気を隠して入るために、特にそういう人は二カ月働いてしまつと、すぐ倒れて、もう二度と働けない、あるいはまた、しばらく休んで、それからまた働くといふような形では、さすがの雇用者も雇用しない、こういうような中で特にこの中小企業における重労働、低賃金、その中からたどつていく道はむしろ再発の方向に進んでいく。したがつて、療養所は出たものの再び前よりも悪化した形で療養所に入つていく。特にその際はもう助からない状態でもつて療養所に帰つてくるという状態があるのではないかと、このように考へるわけですね。その他セールのスマンをやるのか、特にいろいろな、われわれの知つていふ範囲ではこの夏の暑い中で倒れていくとか、あるいは冬の寒い中

か、あるいはまた、夫婦だとか、そういう庇護にあるわけですが、恵まれない人たちは一体どういふような生活を送っているだろうか。少なくとも療養所から外へ出ていくと食つていかなくちやならないわけですね。まあ考えることは食糧の問題ですが、そういうようにして非常に低肺機能、あるいは働くための自信がないという状態の中では、生活保護法をまず受けていく。そして現在の日本の生活保護法の基準額ではどういふ食生活をしていく。したがって、ビニール細工をやるとかあるいはまた、時計のバンドを作るとか、そういうような手内職をやるとか、また、大企業には入れないために、零細企業にもぐり込んで、病気を隠して入つていく。しかし、もぐり込んでいふ言葉がぴったりするようには、病気を隠して入るために、特にそういう人は二カ月働いてしまつと、すぐ倒れて、もう二度と働けない、あるいはまた、しばらく休んで、それからまた働くといふような形では、さすがの雇用者も雇用しない、こういうような中で特にこの中小企業における重労働、低賃金、その中からたどつていく道はむしろ再発の方向に進んでいく。したがつて、療養所は出たものの再び前よりも悪化した形で療養所に入つていく。特にその際はもう助からない状態でもつて療養所に帰つてくるという状態があるのではないかと、このように考へるわけですね。その他セールのスマンをやるのか、特にいろいろな、われわれの知つていふ範囲ではこの夏の暑い中で倒れていくとか、あるいは冬の寒い中

か、あるいはまた、夫婦だとか、そういう庇護にあるわけですが、恵まれない人たちは一体どういふような生活を送っているだろうか。少なくとも療養所から外へ出ていくと食つていかなくちやならないわけですね。まあ考えることは食糧の問題ですが、そういうようにして非常に低肺機能、あるいは働くための自信がないという状態の中では、生活保護法をまず受けていく。そして現在の日本の生活保護法の基準額ではどういふ食生活をしていく。したがって、ビニール細工をやるとかあるいはまた、時計のバンドを作るとか、そういうような手内職をやるとか、また、大企業には入れないために、零細企業にもぐり込んで、病気を隠して入つていく。しかし、もぐり込んでいふ言葉がぴったりするようには、病気を隠して入るために、特にそういう人は二カ月働いてしまつと、すぐ倒れて、もう二度と働けない、あるいはまた、しばらく休んで、それからまた働くといふような形では、さすがの雇用者も雇用しない、こういうような中で特にこの中小企業における重労働、低賃金、その中からたどつていく道はむしろ再発の方向に進んでいく。したがつて、療養所は出たものの再び前よりも悪化した形で療養所に入つていく。特にその際はもう助からない状態でもつて療養所に帰つてくるという状態があるのではないかと、このように考へるわけですね。その他セールのスマンをやるのか、特にいろいろな、われわれの知つていふ範囲ではこの夏の暑い中で倒れていくとか、あるいは冬の寒い中

で呼吸困難を起こしているとか、いろいろこういう低肺機能者の陥っていくそれらの運命といえますか、そういうものを聞くわけですが、こういうふうな形で、特に低肺機能者が非常に苦しい、自分の生命をみずから手で縮めていくような、そういう生活をしていっている。しかも、それは外見上から見るとたいして重症者ではない、こういうふうに見られるけれども、実際には多くの人たちが低肺機能者としていわゆる内部疾患の対象になる。そういうような事情のもとに生活しているという点を特にしんしゃくされて、身体障害者の雇用法の中に内部疾患もすくまやかに適用させる。それだけではなくて、私どもとしては単に身体障害者の雇用法の中に対象者として入れていくだけではなくて、国としては今日結核対策に対してはかなりの力を注いでおり、結核立法くらいに、法律を作つて、そうして予後からあとを保護に至るまでの一貫した国の擁護というものが必要ではなからうかというふうに考えるわけです。

最後に、先ほど申し上げました低肺機能者がたどりつく道の中で、特にここで御報告を申し上げて、皆さん方の注意を喚起し、そして将来これに対して何らかの対策を立ててほしいことは、それは現在ではその人員は三百名くらいであります、全国に約十二カ所から十五カ所くらいに、コロナーといういわゆる微量排菌者、それから非常に今申し上げました肺活量の少ない低肺機能者、こういう人たちが永住集落として生活しているわけです。この人たちは現在御存じのように、国家的

にも、あるいは自治法自体にしても法律でもって、条例でもって、この人たちの保障していないために、自分たちが自分たちのささやかな力を持ち寄つて、そして作業をやったりあるいはまた、豚を飼ったり、あるいは鶏を飼ったりして、細々と生活をしているわけなんです、この問題は即刻国の方としても責任をもつてやはり見なくてはいけないのではないかと思ふのです。特に東京の例をとってみると、東京には東京コロナーというのがあるのですが、ここでは印刷を主としてやっておるわけです。しかし、御存じのように、中小企業の中の企業競争というものが非常に激しい中では、その競争に勝ていかなければやはり生活はやっていけない。せっかく自分たちの手で作り上げたそのコロナーすらは崩壊せざるを得ない、こういう中では重労働をやつてはいけないというふうに医者に言われていても、しかし、それをやらなければ食っていけない、生活を維持することはできない。こういう状態の中ではほんとうに命を縮めながらそして自分たちの手で命を縮めながら生活をしている。こういうところが、今東京コロナーの例だけを取り上げましたけれども、全国に約十五、そしてさらには各県でこれを作ろうという声があるという点、こういった点からその立法化と同時に、やはり一つの身体障害者に対する擁護策として誠意を持って考えていただきたいというふうなわれわれは考えるわけです。

大体内部疾患の問題について簡単に申し上げましたけれども、できるだけ御質問いただいてそしてその中でさらに肉づけして、世にこの内部疾患の問題を大きく訴えていきたいというふうに考えるわけです。(拍手)

○委員長(谷口弥三郎君) ありがとうございます。

○委員長(谷口弥三郎君) 次に、参考人国井社会保険研究所長国井国長さんをお願いいたします。

○参考人(国井国長君) 私は国井社会保険研究所長の国井国長でございます。私は、身体障害者の総合的福祉保障の観点から、原理原則と職業更生、所得保障の個別的な措置対策につきましての概要を申し上げたいと存じます。

身体障害者の福祉を策定いたしますことは、身体障害者の人格の成長を確保するという高い次元でこれを策定していただきまして、全国民の社会連帯の精神でこれを実施推進していただかなければならぬのでございまして、昨年第三十四国会で衆議院で身体障害者雇用促進法の参考人として私が意見を述べたときにもこの点を強調いたしましたのでございます。

そういう点からいたしまして、私は結論をいたしまして、すべての身体障害者それから成人並びに児童の障害を通じまして身体障害者の総合対策というふうなものを確立していただきまして、それを五年程度の長期年次計画でお進めいただきまして、五年たったならば身体障害者並びにその身体障害者の世帯の生活水準はこまで上がるのだ、このように生活構造を改善するのだというふうな施策を国会におきまして、また、各党におきましてお立てを願いたい、このように存じ上げるのでございまして、その一つの前提として身体障害者保障基本法というふう

な、これはおそろく時限立法になると思いますが、そういったふうなものをお作りいただきまして、現行のばらばらな所得保障、生活福祉あるいは職業更生並びに児童の身体障害者の育成の諸対策をおまとめを願ひまして、行政体系におきまして率直に申し上げまして労働行政と厚生行政がいろいろと重なり合っている面もあり、空白もあり、またその間に断層もあり、空白もあり、逆になりますので、こういう点を調整しながら総合的に効果を上げるような施策を、これは政策の問題として打ち立てていただきたいということを冒頭これは結論として申し上げたいのでございます。

次に、個々の問題に入りまして、こまかい問題は諸先生の御質問にお答えいたしまして申し上げますが、荒筋を申し上げますと、昨年身体障害者雇用促進法が実施されましたことは、身体障害者の職業保障を国の責任でこれを行なうのであるというふうなことに一歩前進したのでありまして、私どもはたいへんこれはうれしいことである、これで日本もILOの勧告にこたえるようになったのであるということを楽しんでおるのでございますし、事実このことによりまして身体障害者は自信を持つようになり、希望を持つようになり、さらに無理解でありました一部の事業主の認識も願えるようになり、また、国民もこれに啓蒙されるようになったことは確かでございます。

特にこの雇用法の中で適応訓練、これは諸外国にもないすぐれた制度でございまして、これによりまして、従来中規模以上の事業所に新たに雇われるのが非常に困難でございました重度障害者あるいは中度障害者、それから三

十才以上、四十才以上の中年の障害者が数はわずかでございますが、雇用されつつありますことは、これはまことにありがたいことな制度でございまして、残念ながら初年度の昨年のこの適応訓練の人員が二百五十五人でございまして、本年度が五百六十四人でございまして、身体障害者で雇用労働を希望しております者は九万二千人、このうちで三万人が今適当な訓練をし、この適当な作業設備や作業訓練をいたしますならば、直ちに雇用できるような意思と能力を持っている者であります。そういう点からいたしますと、これは焼け石に水でございまして、せつかくこの問題につきましては、世界にも比類のないすぐれた制度であり、特にわずかな予算で十分な効果もございまして、当委員会の諸先生におかれましては、この面をすみやかに強化充実を願ひたいと存じ上げます。

ところで雇用促進法は、ただいま申し上げました適応訓練はたいへんけっこうでございますが、そのほかは率直に申し上げます、ほとんどの部分をとり上げまして、裏づけ措置がないのでございます。雇用の機会を与えますことに対しては、規制措置がないことはもちろんです、規制措置にかわる担保力にかわりまして、雇用者に、身体障害者に適応しますような作業設備の改善でありますとか、作業補助具の支給でございますとか、あるいは適職を選定してそれに優先雇用させますとか、あるいは事業主に對しますとか、この国の財政補助でありますとか、こういったような裏づけ措置は率直に申し上げます、ほとんどないのでございまして、こういうことでは新しい行政

としてILOの勧告にこたえまして、日本の労働行政の中に身体障害者の問題が大きく取り上げられて、出先の職業安定所の方々が非常に努力いたしまし、これは私は率直に申し上げまして、雇用を増大することが困難であらうと思ひます。事実私が調査したところによりますと、雇用促進法が施行されてから、着実に身体障害者の雇用が伸びておりますのは、高等学校、中学の卒業でありまして、高学級はきわめて軽度の障害者でありまして、せつかくこの雇用法を必要としておりますところの重度、中度の障害者は雇用がほとんど伸びていない。特に官公庁にはこれが私は増加してないという事実を指摘したいのでございます。

このようにいたしまして、官公庁や大企業の雇用は停滞しております中で、ただ一つ日本で誇るべき身体障害者の雇用水準を達成しておりますのは鉄道弘済会でありまして、ここでは両足のない方あるいは両腕のない方など重度十七人を含めまして身体障害者手帳所持者四百十三人が雇用されております。雇用率は二・二％でございます。しかも、最近雇用法が施行されてから一年以内に約十三人の重度、中度の障害者を新たに雇い入れているのでございますが、これは当参議院御出身の議員であられる堀木謙三先生が創立されて、そういう身体障害者の愛護の精神を、現在の早川会長であるとか、あるいは滝理事長であるとか、長尾理事であるとかこういったような人たちが、この経営の方針として確立されたばかりでなく、同僚なり管理者が、身体障害者を雇用することを、そ

うしてそれを一人前に働かせることを誇りとしていたしまして、これを側面から盛り立て、また、身体障害者も自分自覚いたしまして、一〇〇％の仕事はできないにしても、九〇％の仕事ができるように努力しておりますが、側面からは作業設備の改善でありますとか、あるいは適職を選定するとかこういったふうな配慮はされておるのでございます。こういうふうな配慮をしますならば、私は官公庁でも、大企業でも、二・二％程度の雇用率に引き上げ、官公庁は四・八％の雇用率であり、民間も三・一％、西ドイツは官公庁が四・五％、民間は二・六％の雇用率を達成しているのでございます。こういう点からいまして、私は詳しくはあとで御質問にお答えいたしますが、とりあえずの措置をいたしましては、せつかくのよい適応訓練の制度を充実いたしまして、特にこれを結核回復者であるとかあるいは盲人の方々に積極的に活用させまして、重度障害者に対しましては適応訓練の期間を一年にする、あるいは人員を少なくとも毎年三千人以上にふやす、さらに適応訓練期間中に御家族のある、扶養家族のある方々につきましては特別の手当を支給する、こういったようなことをするとか、あるいは作業設備の改善をいたしまして、これを国が補助をする、こういうふうな施策をとり、さらに現在では軽い者を入れますも重い者を使いまして、一人は一人として計算されますので、これは社会党の法案——坂本先生の御提出になりました法案にございまして、重度の者を雇ったときには一人を二人に換算す

る。これは諸外国でもやっておりますので、こんなふうにして重度の者が残されないような措置をとっていただきたいのでございます。もう一つは、国民年金の問題でございますが、これは幸いに政府の御努力で社会保障制度審議会の答申よりは部分的にはよくなった点がございまして、また支給範囲が狭いこと、年金額が非常に小さいこと、その他改善を要すべき点が多々ございしますので、こういう点は身体障害者は対象人員が多いといひながら、これを重度障害あるいは中度障害に重点を置きますなら、そう大きな私は予算措置を要しないで身体障害者の福祉が確立されると、このように存じております。こういう点につきまして、当委員会でも十分に御検討をいたしまして、改善をしていただきたいと思ひます。現在一般的な所得倍増と申しますか、経済成長で一般的に好況になっておりますが、身体障害者の場合には逆に格差がだんだん広がっていくような状態でございます。この高度経済成長に伴う社会保険計画というものが伴わなければ、身体障害者はいつまでたっても救われなれないと思ひます。そういう点で、いろいろなものを総合いたしまして、何と申しますか、率直に申し上げまして、ばらばらの対策でなくて、目標をきめての御対策をお願いいたしたいと存じます。時間がございせんので、いろいろこまかい問題につきましては、諸先生の御質問にお答えいたしまして意見を補足させていただきます。(拍手)

参考人の発言は全部終わりました。これより質疑を行います。御質疑のある方は、順次御発言を願います。○坂本昭君 議長進行。たいへんそれぞれの代表された立場の方々から感銘深い御発言をいただいたに非常なありがたき思ひます。特に御遠方からおいでいただきました方にはまことに感謝にたえません。そこで、私きょうの非常に感銘の深い皆様方参考人に対して多数の質問があらうかと思ひますので、時間の関係もありまして、ちよつとお諮りしたいのは、いろいろ御説明に詳しい方と簡単な方とありましたので、もう一ぺん皆さんに共通した三つの問題点を、それぞれ五分程度で話していただいて、そしてそれからあといろいろとこまかい点について私も幾つかお尋ねしたいことがありますので……

三つの問題というのは、第一点は、身体障害者雇用促進法これによる促進の実際、いろいろお聞きすると促進されてないという人もあれば、若干あるという人もありますから、その雇用促進法による促進の、この促進の実際これをはりとお話したい。それからこの法律についての不備な点、説明もございしましたが、また御説明のなかった方もございしますので、その不備な点の指摘、それから身体障害者福祉法の不備な点、それから年金法の、これは最後に国井さんから話されたが、年金法についての、障害年金、福祉年金、障害福祉年金の御意見、こういう点、三つの法律についての実際と意見をまず述べていただきたい。それから次の問題は、身体障害者の就業状態、職業の実際状態、これ詳しく述べられた方もあれば簡単な方もありましたので、もう一ぺんその点をお話をさせていただきたい。それから三番目は、行政上の欠点、したがって、それに伴う要求ですね、大体その三つの点をもう一ぺん話をさせていただいて、それからそれぞれまた個別的な質問に移たらどうかと思ひますが、ちよつと皆さんのほうに諮りの上、よろしければもう一ぺん順番に説明して下さい。○相馬助治君 私は坂本委員の提案に賛成です。ただそれと一緒にお願いしたいのは身体障害者雇用促進法について、状況と不備の点と坂本先生がおっしゃいましたが、それに加えて、この法律ができたために視力障害者が、病院で雇用された方が逆にこの法律で基準があつたために、今まで雇用されてきた者が逆に悪くなった例すらありますから、そういうふうな早急にこの法律で直さなければならぬというふうな積極的な点を不備という中に含めておっしゃっていただいて、それで坂本先生の提案に私は賛成です、その取り扱ひに。○委員長(谷口弥三郎君) 坂本委員の今の御提案のように、ごく簡単に……。○藤田藤太郎君 そのときに、特に何をやらしてもらいたいというのを、きちんと、端的にここで御要望いただく。○委員長(谷口弥三郎君) それではどのような順序でやっていただいて、もしない方はそれでけっこうです。おありの方は順次ずつと御発言をお願いします。

○参考人(金成基五郎君) 第一点の雇用法の不備な点ということでありますが、私は、法律そのものの不備よりも法律が制定されることによってこうむっておる現在視力障害者の実態を申し上げたいと思います。従来、病院マッサージ師は盲人の雇用先として最も大切なこれは就職の門であったのであります。ところが、雇用法制定以来、○・○八を限度としましてそれ以上を軽度、それ以下を重度、こういうふうな重度と軽度の線を引かれました。重度以上——○・○八度以上の視力障害者は、これは七〇％以上を雇用しなければならぬというような法律的な体裁を整えられました。ところが、同時に昨年の十月、労働省の御指示によりまして○・○八以下の重度の盲人については採用しなくてもよいというような通達が出され、従来は狭い門でありながら多少の採用者を見ておるにもかわらず、この障害者雇用促進法ができたためにかえて病院への就職は困難になったというような現状であります。これについて、昭和三十一年から三十五年までの盲学校卒業生の病院に対する就職状況を考えますと、二百七十九名の盲人が病院マッサージ師として就職しております。そのうちで○・○八以下ゼロまでの盲人が約八十人、三三％ほどの数であります。あとはたいがい○・○八以上の盲人でありまして、これは盲人というよりはむしろ目あきというほうが早い。こういうことで過去五六年間における就職状況は目の見えない、視力の少ない者は、就職はほとんど困難であるという状態でありました。に、さらに加えて、昨

第二点の身体障害者福祉法の上にと
ういう不備があるかというお問いであ
ります。私は、先ほど来、現在の身体障
害者の種類別、程度別からいって、ど
うしても補助、援護を厚くしなければ
ならぬ者がかえって薄いということを
申し上げて、その理由として、身体障
害者福祉法の不備であるということを
申し上げました。

この不備な点を私は三つあげたいと思います。第一は、法律そのものの目的に不備がある。すなわち身体障害者福祉法第一条の目的というところを見ますというと、「この法律は、身体障害者の更生を援助し、」しかも「その」更生のために必要な保護を行い、」ということを書かれております。要するに、これは更生を前提とした法律であります。と同時に、その更生は残存能力の利用を手がかりとした更生である、こういうことに考えられます。これが現在の福祉行政が私どもの期待どおりにはいかない第一の理由だと思ふ。すなわち更生の見込みのある者、残存能力の多い者、言いかえれば障害程度の少ない者ほどこの法律の恩恵を受けることになる。更生見込みのない者あるい

第二の理由は、求めるものが与えられないで求めないものが与えられるような、結局、援助の方法とそれから対象である私ども盲人の要求とが一致していない。求めないものは与えられるようになっておるが、与えられるものとはさほどわれわれの更生に役立っておらぬ、こういうことが言えると思います。たとえば盲人に与えられる補装具

というのは、つえ、義眼、眼鏡、まあ点字板は昨年から加えられました。しかし、これは盲人にとつてはそれほど、いわゆる更生上げひなければならぬものとは違ふのであります。たとえ、ば足のない人が義足をもらうことは、これをもらつてつければすぐ歩ける。ところが、盲人のほうは、つえをもらつても、そのつえをついて今日の社会——この交通のひんばんな社会に出て行つて働くことができない。義眼をもらつて目に入れても、その目が多少でも見えるようになるというわけではないのであります。ここに義足とか義手とかいうものと盲人のもらうつえであるいは義眼というものの本質的な違いがある。で、盲人の立場から言えば、もつと高度なものを要求したのであります。つえとか義眼とかいうものではない。むしろあるにこしたことはない。とほりませんけれども、更生上げひなければならぬという大切な道義ではない。しかも、身体障害者福祉法の上では、つえや義眼はもらえることになつていますが、その他の、それよりもつと大切なものはもらえるよう

第三の理由は、身体障害者の別表の上で示されておる等級表のきめ方そのものの上に私は問題があると思います。第一、あの表は身体障害者にはこういう種類のものがある、こういう形のものがあるということを表示したものであります。私はこういう並べ方は身体障害者の全般を陳列表的に見るならば別であります。これを、ほんとう

に國家が政治的に保護を必要とする程度はどの種類の障害者であるか。また、ほんとうに政治的に援助をしなければならぬ程度はどの程度であるかということを中心としてきめられた等級表でなければならぬと思うのであります。あの表をごらんになってわかりますとおり、一級には両眼を失った者、両足を失った者、両手を失った者とありますが、六級には指三本しかないとか、足関節が動かないとか、あるいは視力で言えば〇・〇二ぐらいまではやはり身体障害者として扱われることになりまふ。これをよく考えますと、全然視力のない者と〇・〇二の視力を持つ者と同時に扱うということに私は大きな疑問を持つ。同時に、両足がない者と指一本ない者と同じ列で扱うということに私は疑問を持っております。そういう点でこの等級表そのものを根本的に改め、ほんとうに國が政治的に援助しあるいは補助をしなければならぬ程度は、一体どの辺にあるかということを中心にして等級表をきめるべきである、私はこう考えております。

以上三点について……。

○委員長(谷口弥三郎君) それでは時

○小柳勇君 議事進行について。非常に大切な意見でございまして全部お聞きしたいのですが、さっきの理事会会長の話もありましたし、私はこの大切な意見はこれは聞いてわれわれノートしておきますけれども、もっと時間があれば言いたい点がたくさんあると思うのであります。したがって、できれば早急に書類にしてそれぞれの団体から

正確に出していただいて、それをまともに取り扱うというのが一番、私、正確じゃないかと思うのであります。私、全部ノートしておりますが、さっきの

お話とダブるものもあります。そういうことでありまして、きょうはせっかく遠方からおいでいただきましたので、質問等が——平素お聞きしたい点があるわけがあります。そういうものを、

時間の許す限り質問させていただいた。たまたま、ほうがもっと効果的ではないか。したた、はがって、今、坂本委員から出されまし。た課題については、非常に範囲が大き。いから、この命題に従って一つ書類で

お出し願えればしあわせだと思ひます。そういうふうな議事進行していただきたく思います。

○委員長(谷口弥三郎君) 速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長（谷口弥三郎君） 速記を始めて。

まず第一番に、今、参考人の方からいろいろな関係官庁のほうの意見も聞きたい。関係官庁の方もお見えになつておりますから、そういう方の御意見も聞き、それから同時に議員の

方々から特に御質問のある点を御質問をしていただいて、そして参考人にお聞きするのはやめまして、「質疑をやるのですよ」と呼ぶ者もあり、参考人の方々は、先刻坂本委員の申されたような点について書類をもつてさつきやっていた……。

○小柳勇君 ただいま私が言いました点で二つの点がある。一つは厚生省から答弁してもらいたいのだが、日患同盟の事務局長からおっしゃった付帯条件がどうなっているのか。若干指導されてないのじゃないか。身障雇用促進法について、これについてどうやうていこうということを言ってもらいたい。そういう点を鮮明してもらおう。

それから○八の、病院ではもう雇わなくてよろしいという通達が出ておるようですが、そういうことがあるのかどうか、この二点だけ説明してもらって、そのあと質問をさしてもらいたい。

○説明員(木村四郎君) それではただいま金成さんの御発言の中に、両眼の視力の和が○・〇八以下の視覚障害のある者は雇わなくてもよろしいというふうな通達が出されたということは、これは誤解でございます。これはおそれる政令におきまして、両眼の視力の和が○・〇八以下の視覚障害者について特定職種としてあん摩師というものを指定いたしました。そのあん摩師として採用する場合に、百分の七十まで採用しなければならぬということ、をきめたわけでございますが、そのあん摩師の下にカッコをいたしまして、主として、この○・〇八以下の者では行なうことができないと認められる労働大臣が指定する業務に従事する

ものを除く。というふうになっておるわけでございます。それがすなわち病院または診療所におきまして医師の指示のもとに局部または全身の状態を識別し及びこれに対する施術の必要を觀察判断しながら行なうことを必要とする業務というふうになっておりまして、あん摩師であっても、病院または診療所において外科手術後のもみ療治というものはやはり視力がないと危険である、その患者に対して危険であるというふうなあん摩師についてはこれはいわずのあん摩師の特定職種としてのあん摩師の中からはすすのだと、こういうこととございまして、全部あん摩師をはずすというのではなくして、あん摩師のうち今言ったような患者に害を与えるというふうなおそれのあるもみ療治につきましては、これは除外する、こういうふうな意味でござい

ます。

○相馬助治君 今参考人の御意見が誤解だと言ったが、御意見が誤解じゃないか、金成さんは事実を述べたと思う。私、栃木ですが、栃木に現実にはそういう事例があるのです。だから、そのむずかしい法律をわざと読み違えたのじゃないかもしれないが、悪意ではないかもしれないが、結局それを読み違えて、そういう視力障害者が法律のない時代は問題にならなかったのに、今度法律ができて助けられる時代になってかえって見捨てられたという例が現実にあるのです。したがって、行政指導をしなくちゃだめですよ。結局あなたの答弁は一部にしかなくていい……。

○藤田藤太郎君 今、相馬委員の意見がありました。これは労働省や厚生省はみっちり勉強して、実情に即してうまくやるように委員会とつやりましよう。そんなことがあって実態と合わないような行政が行なわれているようなら、そんなでもないことだから、法の内容自身をよくしななければいけません。内容はだからそういうことで、各参考人の方々によい機会ですから、できるだけ時間をとって聞かしてもらおうということとどうなんですかね。

○委員長(谷口弥三郎君) それでは委員の方から参考人の方に御質問がありましたら順次御質問を願いたいと思

います。

○坂本昭君 大島さんに先ほど一般論を、実はこの中には医師もだいぶいまして、少し大事な点の御説明が足りなかったと思うので、今私が申し上げた点について簡単に一つ御説明いた

た

○参考人(大島功君) どうも大へん先ほどは釈迦に説法いたしました失礼いたしました。坂本先生からお話の雇用促進法によるものでございます。これは先ほど来他の参考人からもお話がございまして、規制がなされておらないということ、雇わなくとも何となくというところ、これが一番の問題だと思っております。私よくは存じませんが、ドイツの場合には、五、十マルクですか、何か罰金として払う、それを払わなければ税金の滞納のように取り立てるといふことをやっていると、そういうことを聞きまして、それに類するような雇われない者に対する規制がほしいというところを私も同様に考えるわけでございます。そう申しますのは、先ほどのもう一つの第二の就業状

態に關することでございますが、ろう者の就業状態は五一％ということが厚生省で出されております。しかし、この五一％と申しますものの中には、月収から申しまして二万円未満のものが八〇％、これは身体障害者全般のよう

でございます。その就業率の中で家庭の生活の中心をなす者、すなわち自立することのできる者は二五・七％でございまして、補助的な収入を得ている者が二四％でございます。したがって、その他の五〇・三％というものは被扶養者の形になっているというふうな状態

でございます。したがって、五一％の就業率と申して、これははなはだ低いわけ

でございます。そういうわけで、これは先ほど申しましたようないろいろの障害がございしますので、そういうことでは實際上普通の状態では就業しにくいという状態があるわけでございます。このことはろう者の婚姻状態から見ても未婚者が四三・四％というふうなこと、これはやはり結婚をしますと家庭を維持していくことができないという状況からきているわけでございます。そして、そういう点から申しまして、この雇用促進法が一つは規制を持っていただきたい。それからもう一つは、これも先ほどから言われておりますように、もっと一・五％というふうなことでなしに、大幅にそれを上げていただきたい。先ほどのお話では、西ドイツでは四〇％というふうな伺いましたが、私の直接に聞きましたところでは一〇％というところを聞いておるわけでございます。

準が定められているといいますが、実際上補聴器を与える場合にその基準が用いられておるのでありますが、先ほど申しましたようなことからもおわかりのように、ろう者すなわち六〇デシベルくらいから、あるいはそれ以上ずつと一〇〇、あるいは一〇〇という

ようなところになりました。補聴器は有効でございます。これは私どもの実際上の長い経験からそういうことが言えるわけでございます。ところが八〇デシベルよりもっと悪い聴力の者には補聴器は無効である、効果が少ないから与えないという福祉事務所が多い

でございます。けれども、それは十分使えるわけでございますから与えてほしい。なお、六〇デシベルくらいなところになって参りますと、あるいは与えないところもある、そのくらい聞えるなれないだらうというふうなところもある。ところが実際は、先ほど申したような、それらのはたまた非常に有効なのであります。したがって、そういう点、これは法律の問題になり

ます。行政の問題になります。よく私ばかり言いませんが、いずれにいたしましても、そういうろう者には補聴器が十分にどのろう者にも行き渡るように、これは予算的な問題もあると思うのでありますけれども、そこに改正を願いたいと思っております。それから年金法でございまして、これも雇用法と同じように年金を必要とする者が非常に多いわけでございますが、これも年金法の点から申しますと、一級というものが九〇％、二級というものが八〇％、二級までということになっております。しかし、六〇デシベルの

いろいろな差しかえがあるわけでもございまして、これは年金受給の度合いをもっと広げていただきたいということもございします。もちろんこれらの中には単に聴力障害だけではおるべきでないといふ方もあります。これは先ほど申し上げたわけでもございします。

それから就業状態については申し上げましたので、行政上のことで申し上げますと、福祉法によりましてろうあ者更生指導所というものが設けられることになっております。が、これは御承知のように、現在国立の更生指導所が一方所東京に設けられているだけでございします。実際にこの更生施設を必要とする者、これは厚生省の調べでございしますが、全ろうあ者の一二・六%、その人数だけを申ししましても一万八千五百人です。ところが、現に東京にございします国立のろうあ者更生指導所は、収容定員百名でございまして、はるかに及ばないわけでもございします。したがって、そこに収容されます者が数に足りないばかりでなしに、いろいろの意味で限定されまして、先ほど申しましたような教育の機会がなかった者が、こういうところで職業の訓練を施されたりいろいろのことをしなければならぬわけでありますが、むしろ、ろうあ者を卒業した者が多く収容されるような結果になってしまっているわけでもございします。そういった点で、この更生指導所の持つ意義というものが反対になって参りますので、これはどうしても各地にこういうふうなものを、国立あるいは都道府県立などによりますものを作ることができるだけ多く作って、そうしてたくさんそういう必要を感じてどうするか

ともできないでおります者たち、しかも、これに職業訓練をしますならばほかの障害者よりもたやすく更生することのできる人たちにその機会を与えるようにしていただきたい。

それからもう一つは、福祉法によります福祉司のこと、これはやはり行政と申しますかあるいは法律と申しますか、福祉司の絶対数が非常に足りないと思っております。こういう方面は申すまでもなく、専門の福祉司がほしいわけでもございします。現在福祉司がすべてのことをやっておられるわけ、したがって、私どもがお願いをしたいようなものがなかなかお願いできないでおります。たとえば、私は学校の者でございしますが、結婚の問題それから就職の問題というふうなものも、みな学校の教師のところへかかっている限り、これは私どもがお願いできる限り、これはお願いできない社会的な問題でございします。何とかしてこれを福祉事務所に十分に考えていただくようになりたいたいと思っておりますので、何とかして福祉司の数を大幅にふやしていただきたい、そういうふうなことをお願いしたいと思っております。

○坂本昭君 長さんに、これは簡単に内部疾患の人たちの就職の状態、特に低肺機能者の生活の実態、このことが雇用に関係してくるのですが、それについて簡明に説明をお願いしたい。

○参考人(長宏君) 就職の問題については、先ほどの説明の中で非常に簡単に申し上げましたけれども、最近求人ブームとかあるいは就職ブームとかいってありますけれども、実際に結核回復者にとつては、そういうブームは

全然別のところで起きている問題であるといふふうなわれわれは考えております。特に、先ほど申し上げましたような低肺機能者の問題について、そういう人たちがどういふ職業についているかといふことが非常に大切なのではないかと申すわけであります。先般いろいろの人々に聞いてみたのですが、婦人の就職率が低いという、どういふところへ行っているかという、非常に不健康であり、また、不健全であるキャバレーとかバー、こういったところが一つの口になっていっている。それからまた、男子にしても、大企業に就職しているというものは非常に少ない。御存じのように、大企業というものはかなりきびしい身体検査があったり、あるいはまた、その他の調査もあるでしょうけれども、からの問題からいいますと、私たちに比べてはその身体検査が非常にきびしいという点で、特に機能が以前の状態に戻っていない、背中がきつがあるとかあるいはまた、結核をわずらったことがあるということと落とされてしまつて、近い例としては、都庁の最近の何といひますか就職試験のときに落とされたとか、あるいはまた、伊勢丹の就職試験のときに落とされたとかいふようなことを聞いておりますけれども、まあほぼ健康な回復した人でそういう状態なんです。したがって、低肺機能の人たちだとかあるいはそれよりもちょっといいという人に行くところといふのは、結局、身体検査もあまいにやっているとある中小企業、中小企業といふのは御存じのように、非常に長時間労働、あるいはまた、低賃金、これは労働基準法に抵触するようなふうな

企業が非常に多いわけで、そういうところ結核の回復したところに入り込んでいく。そこでは、今申し上げたような長時間労働と低い賃金。そこで、病気を隠して入ったり、あるいはまた、最近のような状態ですから、とにかく来てくれといふので行つても、長続きはしない。特に低肺機能の人たちが結局はそこでもってそういう酷使された状態の中で再び病気を再発させていって、そうして今度はもう相当長い期間からなればならぬといふか、あるいはまた、全然なおらないといふか、いわゆる焦げつき患者といふような形で病院に焦げつき患者といふような形で、さらに結核の状態からいくと、ここに医務局の次長さんといふと、こゝに焦げつき患者、こういう焦げつき患者に対する厚生省の配慮もあつてやはり冷たいのではないかと申すのです。そうして、安閑としてやはり療養ができないといふような状態にあるのじゃないか。療養所内においてそういう冷たいような扱いをされ、そして出ていけばさらにまた冷たいこがらしの風が吹きすさんでいると、こういう状態に絶えず結核の回復者は不安な状態の中からは不安の中へといふふうに行つていふんじゃないかと思ふのです。ですから、先ほど申し上げましたように、単に身体障害者の雇用法というだけの対象だけでなく、結核に対する総合政策といふものを厚生省としては考えなくちゃいけないんじゃないか。そして、憲法の二十五条に基づく生存権をやはり確立していかなければいけないんじゃないかといふふうに私も考えます。

それからまた、雇用の問題につきましても、雇用法を名実ともにとにかく雇用法にしていこうということ、労働の権利といひますか、働く者の権利、働く権利ですか、完全雇用のそういうような施策もぜひ並行して行なわれるべきであるといふふうに私も考えます。

それから第二点目の問題についてですが、コロニーの現況について、先ほど申し上げたように、大体十二カ所から十五カ所くらいあるのじゃないかと思ひます。そして、その中でも特に地方自治体から援助を受けているような熊本とか福岡とかあるいはまた、長野、それからまた、東京で援助しようといふような動きがあるそうです。東京コロニーだとか、こういうところと、それから全く全然何の保証もなくして自分たちの労働力をお互いに合わせながら生活保護をとりながらやっていると、こういうふうな大體二通りに分かれていっていると思ふのです。まあ多くは、たとえば共同募金とかその他NHKの歳末助け合いとか、そういったところから援助を受けているという社会慈善団体からの援助というのもありまふけれども、大別すると二通りになると思ひます。しかしながら、共通している点は、やはり非常に過酷な労働条件とそれから低い賃金、金という中でまあ健康者と変わらぬようなそれ以上のいわゆる労働が強制されてしまつて、お医者さんが五時間の労働時間を超過しなければいけない生活ができないといふようなことで、あえて自分のからだを酷使され、そし

でだんだん悪くなっていくということを知っている、それを続けていかなければならぬというような状態があると思うんです。外国の例なんかと比べてみても、これは厚生省の公衆衛生局の若松課長とか、あるいは医務局の黒木次長さんがいらっしゃいますので、その方からの説明のほうがより造詣が深いものであると思いますが、われわれから見ても、やはり日本の結核対策はきわめて劣っている。それは、日本が結核の死亡率にしてもあるいはまた、結核患者がいるという率に於いても世界的水準をいっているもので、そのこと自身が結核対策の貧困を象徴しているものであると思います。けれども、したがって、回復者の問題については全く対策が行なわれていないというふうに考えてもいいんじゃないかと思えます。わずかにアフター・ケアの問題なんかについての対策はありますけれども、施策上からいっても、予防は予防課とか、治療は医務局、それからその他の社会保険としては保険局というような形で分断政策が行なわれている。そういう点も政治の無系統立ったそういうやり方がそういうふうな回復者の問題に対してもかなり手を省いているのじゃないかと思えますが、そういう中で現代の回復者の処遇というものはきわめて悪い。中でもコロナの問題についてはそういう状態にあって、外国なんかではまず適応検査といいますが、社会復帰がむずかしい人には国の全面的な保護によって医療もし、そうして次に切りかえた場合はそれも遠隔調査的なことをやってやる。あるいはまた、別の形として適応検査ですね。あるいはまた、技

術指導。そういった中でどういう仕事に向いているかと、こういうようなやり方をしたり、それからまた、さらに進んだ段階では、職業訓練を全額国が見てやっていくとか、あるいはまた、さらに進んだ段階では、国が赤字を背負ってそうして一つの工場を作りそうして最低賃金をそこでもって実施していく。いわゆる能力の不十分な点は国が保障していくというところがあるわけですね。特に北欧の近辺だとかあるいは英国を含めてこういう点があるわけだ、という点ですが、わが国においてもそういう点はもっとも強調されなくちゃいけないし、そういう点では先生方から身体障害者の雇用状態とあわせてわれわれは内部疾患をこれに適用してほしいというと同時に、結核対策の総合的な立法化、それからまた、コロナの法的な援助、こういうものをしたいのだと思います。特に現在のコロナについて特に強調したいことは、まず国と地方自治体が積極的に援助してほしいということですね。それから健康管理を十二分にしてお医者さんの指導のもとに労働のできるようにしてほしい。そうして足らない点は国がこれを補助していく。そういうようにぜひしていただきたいと思ふんです。そうしないと、先ほど申し上げた繊維化の低肺機能者が入っていった肺炎をやればすぐに死んでしまう運命を持っている人たちがいるんですから、十分にそういう問題を考慮したいので、内部疾患の問題、雇用法を名実ともに雇用法にしてほしいということ、結核の総合対

策、あるいはまた、労働政策、そういったものを並行してひとつお考えいただきたいと、このように考えるわけですね。

○坂本昭君 金成さんと国井さんにお伺いしたいんですが、先ほど来盲人の問題がずいぶん出ていますが、盲人の方のあん摩以外の就職状態はどうか。ということは、盲人の方のあん摩優先確保の問題がわれわれとしては非常に重大になっておる。したがって、一つは、金成さんからは、あん摩業以外の職業状態の説明をお聞きして、それからあん摩優先確保についてこれをどういうふうな立法的にあるいは行政的にしたらいいか、これは金成さん並びに国井さんから御意見をいただきたい。

○参考人(金成建五郎君) ただいまの質問の第一点、あん摩以外の盲人の職業はどういう状態になっておるかという点であります。これは、最近私どもの団体で調査をいたしましたところによりまして、現在日本の盲人の中であん摩以外の職業をなりたいとして生活しておる者が二百三十人しかございません。ちょうどパーセンテージでいいますと〇・〇一強というところに当たります。この職種の内容を調べてみますと、第一が商業であります。製造工業を含んだ商業であります。これが大体パーセントで申しますと三五・六〇、こういうことになっております。第二は宗教関係、僧侶とか牧師とかいうような関係、これは二・七〇、これがおもなものであります。その他は四、五〇程度のものであります。この二百三十人のあん摩以外の職業についての実態内容を調査したところ

を要点だけ申し上げますと、これらの人々は、多くは公的援助を背景に持っている。厚生年金であるとか、あるいは恩給であるとかいうものを持っておる者が大体六七〇、全然何も公的援助を持たないという人は三三〇しかございません。それからもう一つ特徴的なことは、これらのあん摩以外の職業についておる人で、助手、あるいは協力者を持つておる者が大体六六〇、助手以外のいわゆる協力者を持つておる者が五八〇、こういうことが明かにされております。これを要するに、盲人の特殊職業、いわゆるあん摩以外の職業は、公的援助のような財政的背景がなければ不可能であるということ、第二には、助手または協力者というものの力を借りなければ経営がきわめて困難である、こういうことが実際の調査の上に現れておるのであります。そういう意味からいって、私どもはあん摩以外の職業について現在あまり大きな期待を持ってないという現状であります。したがって、私どもは、しからば何によって今後の日本の盲人が生きていくかという問題であります。そこに出てくるのが、すなわちあん摩優先の問題、これはいろいろ立法的にはあるであります。結局明治憲法時代の内務省令では、甲種、乙種の二つにあん摩を分けまして、目あきの行なうあん摩は甲種として四年間の修業年限を要する。盲人の行なうあん摩は二カ年の修業年限で免許がおりることになっておるのであります。それぞれ資格取得の条件が違っておったのであります。新憲法下における法律改正では、ほとんど目あきと盲人との間の、同じ条件で資格が与えられる。同じ条

件で営業を営まなければならないという法律の内容に変更された。それがために一面では目あきの業者が非常に増加しております。昭和十二年では一万八千であったものが、十年後の昭和二十二年には三万六千ほどにふえておる。昭和三十三年にはそれが四万八千ほどに目あきの業者がふえておるのであります。それだけいけば盲人の職域が狭められた、こういう結果になっておると思えます。そういう意味で、私どもことさらに盲人があん摩に適しておると申し上げるのにはごさいませんが、あん摩以外に選ぶべき仕事がない。これがわれわれの日本盲人を生かすた一つの道だと、今日ではそう言えると思えます。先ほど申し上げましたように、あん摩以外の職業について成功している者が、大体二十二人の盲人のうちで二百三十人しかいないという現状のもとで、私どもの生きる道はただあん摩であるということ、これは当然の問題だと、こう考えます。したがって、私どもは立法的にそういう処置を一つお願いしたいのは、これは日本盲人の血の出るような叫びであるということ、これを御承認願いたい。同時に私どもは、これが無資格営業者として、あるいは治療業者としてこれらのあん摩類似の行為によって生活を営んでおる人の取り締まりを厳重にして、これを法的に認めるといふような処置は絶対に反対したい。これは死を賭しても反対をいたしたいということになっております。これは衆議院のほうでは昭和二十二年に、この法律が出たことを知らなかったために漏れた者を講習あるいは適当な簡易な方法で働けるようにすべきだ

というような附帯決議がこの前の国会で出たのでありますが、幸い参議院においてはそういうような御意見はなかったものでありますが、どうぞひとつ、この委員会におきましても、私どもの趣旨を十分におくみ取りを願ひ、盲人のあん摩優先及び無資格者を公認するような法的処置は絶対におやめを願ひたい。これは今日の私一人の意見ではございません。日本盲人連合全体の声として皆様にお願ひ申し上げたいと思います。

以上でございます。

○坂本昭君 国井さんに今の立法問題をお尋ねすると一緒に、先ほど身体障害者保障基本法のことをちょっと言われておられましたので、今のあん摩優先の法律のことと、基本法のことと一緒にひとつ触れていただきたいと思います。

○参考人(国井国長君) 第一点は、盲人があん摩、はり、きゅう以外のどんな職業についているか、また、どんな職業がよいかという御質問でございます。私時間の関係で要点だけ申し上げますと、本年七月に厚生省が御発表になったところによりますと、視覚障害者で就業しております者は三二%でございます。しかしながら、一級、二級の重度障害者では、あん摩以外の仕事についている者はほとんど少ないのでございますので、一口に視覚障害者と申しましても、盲人と盲人以外の軽い視覚障害者と分けてお考えをいただきたいと思ひます。で、視覚障害者全般といたしましては、三二%の方が職業についておりますし、あん摩師が三八%でございます。一〇〇%のうちの六二%は他の職業でございますが、

その大部分は農林漁業でございます。おそろしくこれは、農林漁業と申しましても、家計の中心でなくて補助的な立場の者が多いのではなからうかと、こう考えるのでございます。しかば一体どんな職業がよいか、この問題につきましては厚生省に先年設けられておりました委員会、東京国立光明療養所の高田秀道先生その他の方が、盲人の公的の職業として幾つかのものをあげられたものがござい

ます。これも私はその中では相当盲人に適した職業があると思うのでございしますが、具体的にそれを盲人の職業として適応させるためには、先ほどちょっと触れました作業設備の改善でありますとか、作業助具の支給でありますとか、こういうような作業能力を補強するような設備をなすっていただきたいと思います。これは私は困難であらうと、こう考えるのでございします。現在官公庁の公務員の中で、視覚障害者が約二千七百三十二人働いております。この中で八百七十四人は三級以上の重度の視覚障害者でございますから、その中で視力がほとんどないような方も私は若干あるだろうと思ひます。おそらくこれは官公庁で起きる業務災害、その他の継続雇用だと思ひますが、とにかく数が少ないけれども、官公庁にこういうふうな方々がお働きになっておりますという実態を御研究いただきまして、官公庁がこういうふうな盲人の方々も進んで受け入れるような、先ほど申しましたようないろいろな作業場の設備をお願いしたい。こう考えるのでございします。

それから第二点は、盲人のあん摩の優先確保の問題でございます。この問題につきましては、盲人会の方々が昭和三十年以来いろいろと陳情運動でお願いしておりますようでございますが、最近まで遅々として進まなかったものでございしますが、当委員会の先生方並びに衆議院の社会労働委員会の先生方の御配慮によりまして、前国会におきましては、盲人の職業の優先確保のためにあん摩優先の特別措置をすみやかにするという御決議をいただきました。これは、盲人の方々に与りまして大きな光明を得たわけでありまして、憲法では職業の自由というものが保障されておりますが、盲人の方々は実際上いろいろな職業につくことを制限されております。制限されておるにもかかわらず盲人の好適な職業であり、現に三万一千人の盲人の方が働いておられます。このあん摩業につきましては何らかの保護がないという、こういうふうな矛盾不合理があるのでございします。そのために先ほど金成さんがお触れになりましたように、最近では晴眼のあん摩師、あえて過当進出と申します。が、そういうふうな過当進出のために昭和二十二年当時、あん摩法施行されまして当時、盲人が七二%で晴眼が二八%だったと思ひます。今その差がずつと縮まって参つたのでございまして、おそらく今後このままの、要するに晴眼のあん摩師と盲人のあん摩師の養成定員が、今後五カ年間このまままで推移いたしますと、盲人のあん摩師と晴眼のあん摩師との比率はほぼ同じくらいになる、こういうふうな状態でございます。先ほど申し上げましたように、所得倍増、一般的な高度成長で、もう若い婦女子の方々はいろいろ

な職場に職業が展開されておりました。一部では求人難というふうな状態でございますので、盲人のあん摩師と競合をしますような部面の方々を他の職業に誘導していただきまして、あん摩の優先の問題を御解決をいただきたいのでございします。それはまさに現在の時期を逸しましては、私は将来なかなか困難だろうと、このように考えるのでございします。

第三の御質問の身体障害者の保障基本法の問題でございます。先ほど来、盲、ろう、それから肢体並びに結核関係の方々からいろいろと御意見が述べられたのでございしますが、おそらく私は精神薄弱を入れませんが、外部障害あるいは結核その他の内部障害を合わせますと、成人並びに児童合わせて約二百万人くらいの身体障害者が日本にあるだろうと、このように考えるのでございします。この方々を、国が近代国家といたしまして保障して、その方々の、憲法で保障いたしますように、健康で文化的な生活を保障し、その世帯の生活をも保全いたします。そのためには、私は身体障害者職業保障法というふうな立法が必要であらうと思ひます。これはこの身体障害者の保障を国の責任で行なうべきであるというふうなことを宣言いたしますと同時に、基本的な計画並びに年次計画の設定、それから年度に実施いたしますことを国会に報告いたしますと、あるいは関係法律の取り扱ひ方をきめますとか、あるいは国民の協力義務を規制いたしますとか、あるいはこの福祉の措置を受けるところの身体障害者の義務、これは西ドイツの身体障害者法では、身体障害者の

義務の規定もございします。で、こういったふうなことなども織り込んでいただき、さらには身体障害者保障審議会というふうなものを置きまして、これを民主的に構成し、民主的に運営していただくというふうなことが内容になっておるのでございしますが、こまかい点につきましては、時間の関係で御質問にお答えいたしましたので補足をさせていただきます。

なお、若干これに触れますが、この際、この基本法と関係いたしました。現在身体障害者の社会保障、所得保障、それから職業更生あるいは税の減免でありますとか、いろいろな諸法律、諸制度に関連いたしましてこの保障の基準をきめました法律の障害等級表がばらばらでございします。そのため認定の基準がまちまちでございします。これが逆に身体障害者が適正な保護を受けられないというふうなうらみがあらうのでございします。私は社会保険審査会の参事という国民年金のいわば官選弁護士的なお仕事を仰せつかつておるのでございしますが、きょうはその方の資格で呼びいただいたのではございませんので、きょうはそれに触れませんが、そこで痛感しておりますことは、まじめな行政官もこの問題につきましては非常に心を痛めておりますので、これも基準を統一すると同時に、認定基準を確立していただきたいことをつけ加えます。

それからさらに、お手元に、諸先生方に御参考にと存じまして意見の要旨と、それからただいま申し上げました総合対策の構想でありますとか、あるいはイギリス、アメリカ、西ドイツ、ソ連の身体障害者の所得保障、職業更

生、福祉の問題、それからこれはぜひ当委員会でも本日御検討いただきたいと思ひますが、身体障害者の雇用促進法につきましては現行の政府案と、政府で出します前に良心的な労働省が、つばな案を作られたのが、これは日の目を見ませんでした、これと社会法案を比較いたしました一覽表あるいは国の身体障害者関係の予算の現状でありますとか、身体障害児の福祉並びにこれの特殊教育関係の予算の現状でありますとか、あるいは国や大企業の雇用の実情と今後の計画さらに身体障害者の等級表と年金の最低支給額、さらには先ほどから触れております身体障害者を雇用いたしますための作業設備や作業補助具の一覽表、それから私が昨年、朝日新聞の土屋論議委員を顧問にいたしました、初めて日本で調査いたしました身体障害者の社会意識の調査の結果がまとめてお配りいたしてございまして、十分にごらんをいただきますと御検討を賜りたいと思ひます。

以上でございます。

○小柳勇君 関連いたしました金成先生に質問いたしますが、私はあん摩に対する盲人優先に對しましては今まで支持して参つておりますが、一部の人の意見として、盲人はあん摩だといふ昔からのそういう考え方、たとえば盲学校教育におきまして、高等部に入りますと、もうほとんどあん摩、はり、きゅうに教育の全時間をとられる。したがって、この盲学校におきましては、あん摩教育である、そういうことであるので、盲人が将来に希望を持たないで、もう自分の将来はあん摩である、しかも、そのあん摩も、卒業してもなかなか仕事も職場もないと

いうふうに、盲学校時代から希望がないのであるから、盲学校における教育は一般普通高等学校の教育を主体として、盲人にあん摩教育するには別途の学校を作るべきである、すなわち盲人はあん摩であるというような考え自体に、これを改むべきであるという意見を出しておるわけです。そういうものについて私は今まで、あん摩は盲人の優先的な職業として確保すべきであるという見解で参つておりますが、そういう意見を聞きますと、それもまた傾聴しなければならぬという気になります。そういう点について学校教育の問題と盲人の教育即ちあん摩教育であるという昔からの考え方については改めなければならぬのじゃないかという、そういう考え方について先生の御意見を聞かしていただきたいと思ひます。

○参考人(金成基五郎君) 現在の盲学校の教育は、全然あん摩一本やりの教育であるといふことは、これはございせん。普通小学校、中学校における義務教育はむろん義務教育として遂行させる。その上にあん摩教育をさせておる。しかも、高等部における教育は、普通科教育と、あん摩の専門教育とを、ちょうど普通の高等学校における実業学校課程と大体同じようなやり方で、同じ分量で教科課程が盛られておる。そういう意味から見て決して現在の盲人教育が、あん摩教育に偏しておるというのではないと思ひます。それから盲人あん摩優先について、一部には盲人即ちあん摩であるというやうな考え方は誤りであつて、どのような職業にでも進出できるやうな方向に新しい職業を開拓していかなければならぬといふことは、これはだれしも理

論として考えておる点であります。しかしながら、実際問題として、新しい職業についてはみたが、実際には生活をささえるだけの力がない。そういうためにやつてはみたけれども不成功に終わつて、再びあん摩にならなければならぬといふやうな事例が多いのであります。そういう観点から見ると、私どもも目が見えなくても各方面の職業に進出するということは大いに奨励したいものだと考えておりますが、しかし、だからといって、それじゃあん摩というものは、全然盲人の手を離れてしまった場合にはどうなるかといふことを考えますときに、盲人の生活を保障するという意味で、私はこの職業だけは確保したいのだ、こういうふうに考えておりますので、決してあん摩優先を主張することによつて盲人即ちあん摩であるといふやうな考え方を深ませようといふやうな意思は毛頭持つておりません。新しい職業に進出しつつ、さらにこのあん摩の確実な一線だけを盲人のためにとっておきたい、こういうやうな精神で優先論を唱えておるのであります。この点御了承を願ひたい。

○藤田藤太郎君 私は、きょう皆さんの御意見を聞きしたのでありますけれども、主として職について、生活の道を立てていくといふところに議論の中心があつたところを思ひわけでありま。身体障害者の皆さん方が、身体障害者雇用法といふものができまして、促進法ができましていけれども、なかなかそれで実を上げていない。そこにはまだ行き違いやその他があつて迷惑しているといふやうなお話がありまして、しかし、私はその問題は、何としても勤労の中で道を立てていくとい

うことが理想ですが、身体障害者の方々が、実際の今日の生活の上に立つて、先ほど少しお話がありましたけれども、なかなか生活上苦勞されておる。で、こういうことについて、たとえば医療の問題の保護であるとか、特別の援護、一番お困りになつておる方は生活保護を受けられておるのだと思ひますけれども、そういう点の要求といふものがうんとあつていいんじゃないかという感じが聞いておつたわけです。ですから生活保護といふものによつて生活するといふのは、私は人生で一番不幸だと思ひます。だけれども、やむを得ずそういうところに陥つておられる、だから身体障害者といふ、ほんとうに社会的に、障害を受けて生存していくといふには、たとえば年金の問題にいたしまして、もっと生活ができればやうな年金に上げてもらいたい。医療給付についても、一般の健康者と違つて、医療給付の問題には特別な恩典をもつてやつてもらいたい。で、そういう私は要求があるのではないかと、いう工合に感じておつたのですがどうでございましょうか。一、二、お聞きしたいのですが……

○参考人(鹽江広吉君) この手足の不自由な肢体障害者の場合に、雇用促進法といふものを取り入れて考えてみますと、非常に軽度な者が多く就職をされ、重度の者は放置される現況にある、こういうことが第一の問題だと思ひます。重度の者の就職をいかに法律的に処理し、實際的に運用するかといふ問題をもう少し検討していただかないことには、現在のやうな状態であるならば、重度の者は放置状態に終つてしまふ。こういう観点をひとつ

よく御研究されて、それに即応されるやうな立場をとつていただきたい。

それともう一つは、福祉法の問題、不備な点でございしますが、私が先ほど売店設置法について、これは専売の、たばこの問題は、全くあるやうな、ないやうな、専売公社に行つてみるとけんもほろろに、君のところはだめだ、もう戦時中にやめた業者がたぐさんあるので、身体障害者に優先といつても、それらの人をほつて置くわけにいかないから身体障害者にはできないのだといふやうな形で、福祉法にあらならからそれを利用する機会が非常に少ない、こういうやうな状態になつておる。それからまた、補装具の状態から判断してみますと、現在の補装具の率といふものが、重度の者に対しての加算といふものがございしますけれども、都市加算が非常に少ない。この少ないのをもっとふやしていただかないと、現在の生計指数から考えてみても、非常にわれわれが利用する価値が僅少だといふ問題、反面、戦傷病者遺族援護法の中の戦傷者に対しては完全国庫保障であり、現在の立場から考えてみますと、同じ身障者でありながら、それらの人々に対しては全部が無償でもつて提供されているにかかわらず、戦後生まれの身障法、また、戦傷病者戦没者遺族援護法といふものは同じ状態で扱われて、平等であるべきではないか。私たちは恩給をくれとは申しません。われわれ日常生活に足るだけの補装具をわれわれに与えてもらいたい、こういうことを痛切に訴えるものであります。それともう一つは、この車いすといふものがございします。下半身が私のよ

うに全然動かぬ者は車いすに乗って歩く。下半身が麻痺した者はその車いすで手を使って歩いて毎日通勤をし、手の仕事をするときはどうであるか。通勤をするときに車いすを回して乗っていきまると一時間くらいは仕事ができないのであります。手がふるえて仕事ができない。そういう人に限って手先の仕事をやらなくては生計を維持することはできないのであります。車いすに乗って行つて、一時間くらいこいで行つた場合には、自分の身の重さによって手が動かぬようになる。そして一、二時間くらいはどうしてもほつて置かなければならぬ。そのためにもどうすればいいかという問題は、五〇〇〇から二五〇〇〇までの自動エンジンをつけた車に乗ればそういう憂えがなく、そういう身体的な消耗が非常に軽減される。そうすると仕事の能率も上がり、非常にその更生意欲も増進させる。こういう観点から肢体不自由者に対しては、あつた五〇〇〇から二五〇〇〇までの自動エンジンをつけたバイク・モーター、また、このごろはマツダにおいてはあの四輪の車までわれわれに当てはまるところの設備を整えた車が製造されております。そういう問題までやはりこの身体障害者福祉法の中の補装具として一応考慮に加えていただくことをお願いを申し上げたいと存する次第であります。

ります。だからそういう点も一応考えていただいて、何とか福祉法が十分に肢体障害者に活用できるところの制度になるような方法に改正をしていただくことをお願いを申し上げておる次第でございます。

それから年金法の、先ほど国井参考人からおっしゃったように、等級表というものが、年金法の等級表と身体障害者福祉法別表六の等級表が全然合わないのではありません。食い違つております。食い違つておるために福祉法のどこからどこまでが、これはどうも勘であやつて当てはめていこうというやうな状態になつております。福祉法というものが先にちゃんとできていたのだから、その等級表に準じて年金が考へられなかつたかという問題を私は痛切に考えます。これはやはりそれと同時に、福祉年金、障害福祉年金の問題は三級以上というのはいや、福祉年金に入れてやつてほしい。三級以上というものは大層の切斷であります。片一方根元からない人です。こういう行き方まで、これは義足をはめたら一人前じゃないか、しかし、あれはそろりして歩けたものじゃない、踏みはせん。ちよつとデッキの上でも、踏みはずせば、感覚というものがないため、ひどい大ケガをした実例もたくさんございまして、かえつて松葉づえをついていけるほうが安全だ、大義義足をはめた方があつたのだということまで、これははつきりとして認めていただきたいと思います。そういう点を考へていただかしまして、大腸切斷以上、これは福祉年金の範囲に適用していただくたいというところをお願いを申し上げる次第でございます。

それからこの職業の紹介あつせん状態でございますが、まずこれは例をあげて申し上げますと、京都の例でございますが、人がなくて仕事のできない、こういうふうにおつちやるのでございまして、これはそういうことを労働省のお方がお聞きになつたら、京都は一体何をしておるのだ、ほかからはそういうことは聞かないがどうだと思つたら、法律を作つて流してくれるならば、やはり指導官もつけて流してほしい、そうしないために、身体障害者に指導する係員が補助的なものになつてしまつて、実際の中心に動くものを作つていくわけにいかないのだ、だからあつたこの係員が指導しなかつたらならぬというやうな形に陥つて、現在雇用法が運用されております。そういうふうな点も一応法を作つたならば、やはりその人をまて割り当てていただくようにお願いをしたい。そうするならば、もう一つ徹底をするのじゃなかつたら、それと同時に、身体障害者の更生相談員制度、先ほどのろうあ者のほうから、ろうあ者に身体障害者福祉司を配置し、手まねのできる福祉司を作つてほしいという、こういういろいろな問題が出ておりますが、この福祉司というものは限度がございまして、ケース・ワーカーにしろ、生活保護法は八十世帯に対して一人のケース・ワーカーがついておる現況でございます。やはりそれを一カ月に何回となく回ろうとするならばなかなかむずかしい、そういう面につきましては、民間身体障害者の更生相談員制度を国が設けて、民生委員と同様な行き方をとつてこの制度を作つていただくならば、経費が少な

部に貸すのだ、身体障害者手帳を持つ者に全員に貸すというやうなことをおつちやつておるのでございまして。それが厚生省の内部ですでにそのやうな変貌をしておりますので、地方に参りましたら全然これは低所得者層、身体障害者の考慮なんというやうなものが全然入らぬやうな行き方に生まれ変わつてしまつたという結果に終わつております。こういう問題を十二分に検討していただくことをお願いを申し上げる次第でございます。

身体障害者の国鉄運賃割引乗車距離制限のあの撤廃、百一キロ制限というものは、国鉄が黒字になつたら百一キロを、再々国鉄のほうに行きますと聞くのでございまして、今年度は六十五億という黒字が出ておる。こういう黒字の状態になつても、これを、われわれに対して百一キロの制限撤廃を考へていただくやうに、黒字の国鉄にひとつこの皆様方から特別にお願いを申し上げるやうに、お願いを申し上げる次第でございます。

次から次と話をすればたいへん長くなりますので、先ほど藤田先生がおつちやつたやうに、十項目、もう十二項目くらい……、しかし、これを話しておれば何は話しても数限りございまして、文書をもつてまた提出するやうにいたしますから、どうぞよろしくお取り計らいのほどをお願い申し上げます。まして、私の説明にかえまして、

〔速記中止〕

○委員長(谷口弥三郎君) それでは速記を中止して下さい。

○委員長(谷口弥三郎君) それでは速記を始めて。

第七部 社会労働委員会会議録第五号 昭和三十六年十月十七日【参議院】

二方面にかけての相談、世話をする行き方がここに試みられるのじゃなかつたらかと思つて。こういう問題はすでに厚生省では研究をなさつておりましたので、これを十二分に研究していただいて、実際の労働省と提携をしていただくための一つの手段として試みていただきたいというところをお願いをしたいと思つて。

そのあとにおきましては、時間があるうたつて参りましたので、更生資金の貸付制度、これも制度は作つていたもので、途中で空中分解をいたしましたので、途中で空中分解をいたしましたので、そのときに、私が社会福祉事業全国大会でどのような人にこれを上げないのか、こう私が質問したところが、三井、三菱のような金満家にはこの貸付はしないけれども、そのほかの者であるならば貸付をする、こういうふうな説明を私は聞いたのであります。そういう説明を聞きまして、ところが、これはなかなかいいものだと思つて帰つたところが、地方に参りますと、貧困家庭、低所得者層というやうな状態で、全くボーダー層、または生活保護法に準ずる家庭のみの貸付資金に変わつてしまつて、身体障害者が期待した身体障害者更生資金をお借りすることができないやうな現況になつてしまつておる。厚生省の内部におきまして、更生課の意見と庶務の意見と全然食い違つた、省内部においても食い違つた意見がそこそこ起つて、庶務の意見としてはたまたま言つたやうな全と、または更生課の意見としては、全

部には貸すのだ、身体障害者手帳を持つ者に全員に貸すというやうなことをおつちやつておるのでございまして。それが厚生省の内部ですでにそのやうな変貌をしておりますので、地方に参りましたら全然これは低所得者層、身体障害者の考慮なんというやうなものが全然入らぬやうな行き方に生まれ変わつてしまつたという結果に終わつております。こういう問題を十二分に検討していただくことをお願いを申し上げる次第でございます。

身体障害者の国鉄運賃割引乗車距離制限のあの撤廃、百一キロ制限というものは、国鉄が黒字になつたら百一キロを、再々国鉄のほうに行きますと聞くのでございまして、今年度は六十五億という黒字が出ておる。こういう黒字の状態になつても、これを、われわれに対して百一キロの制限撤廃を考へていただくやうに、黒字の国鉄にひとつこの皆様方から特別にお願いを申し上げるやうに、お願いを申し上げる次第でございます。

次から次と話をすればたいへん長くなりますので、先ほど藤田先生がおつちやつたやうに、十項目、もう十二項目くらい……、しかし、これを話しておれば何は話しても数限りございまして、文書をもつてまた提出するやうにいたしますから、どうぞよろしくお取り計らいのほどをお願い申し上げます。まして、私の説明にかえまして、

〔速記中止〕

○委員長(谷口弥三郎君) それでは速記を中止して下さい。

○委員長(谷口弥三郎君) それでは速記を始めて。

○委員長(谷口弥三郎君) それでは速記を始めて。

第七部 社会労働委員会会議録第五号 昭和三十六年十月十七日【参議院】

二方面にかけての相談、世話をする行き方がここに試みられるのじゃなかつたらかと思つて。こういう問題はすでに厚生省では研究をなさつておりましたので、これを十二分に研究していただいて、実際の労働省と提携をしていただくための一つの手段として試みていただきたいというところをお願いをしたいと思つて。

そのあとにおきましては、時間があるうたつて参りましたので、更生資金の貸付制度、これも制度は作つていたもので、途中で途中で空中分解をいたしましたので、途中で空中分解をいたしましたので、そのときに、私が社会福祉事業全国大会でどのような人にこれを上げないのか、こう私が質問したところが、三井、三菱のような金満家にはこの貸付はしないけれども、そのほかの者であるならば貸付をする、こういうふうな説明を私は聞いたのであります。そういう説明を聞きまして、ところが、これはなかなかいいものだと思つて帰つたところが、地方に参りますと、貧困家庭、低所得者層というやうな状態で、全くボーダー層、または生活保護法に準ずる家庭のみの貸付資金に変わつてしまつて、身体障害者が期待した身体障害者更生資金をお借りすることができないやうな現況になつてしまつておる。厚生省の内部におきまして、更生課の意見と庶務の意見と全然食い違つた、省内部においても食い違つた意見がそこそこ起つて、庶務の意見としてはたまたま言つたやうな全と、または更生課の意見としては、全

部には貸すのだ、身体障害者手帳を持つ者に全員に貸すというやうなことをおつちやつておるのでございまして。それが厚生省の内部ですでにそのやうな変貌をしておりますので、地方に参りましたら全然これは低所得者層、身体障害者の考慮なんというやうなものが全然入らぬやうな行き方に生まれ変わつてしまつたという結果に終わつております。こういう問題を十二分に検討していただくことをお願いを申し上げる次第でございます。

身体障害者の国鉄運賃割引乗車距離制限のあの撤廃、百一キロ制限というものは、国鉄が黒字になつたら百一キロを、再々国鉄のほうに行きますと聞くのでございまして、今年度は六十五億という黒字が出ておる。こういう黒字の状態になつても、これを、われわれに対して百一キロの制限撤廃を考へていただくやうに、黒字の国鉄にひとつこの皆様方から特別にお願いを申し上げるやうに、お願いを申し上げる次第でございます。

次から次と話をすればたいへん長くなりますので、先ほど藤田先生がおつちやつたやうに、十項目、もう十二項目くらい……、しかし、これを話しておれば何は話しても数限りございまして、文書をもつてまた提出するやうにいたしますから、どうぞよろしくお取り計らいのほどをお願い申し上げます。まして、私の説明にかえまして、

〔速記中止〕

○委員長(谷口弥三郎君) それでは速記を中止して下さい。

○委員長(谷口弥三郎君) それでは速記を始めて。

○委員長(谷口弥三郎君) それでは速記を始めて。

第七部 社会労働委員会会議録第五号 昭和三十六年十月十七日【参議院】

二方面にかけての相談、世話をする行き方がここに試みられるのじゃなかつたらかと思つて。こういう問題はすでに厚生省では研究をなさつておりましたので、これを十二分に研究していただいて、実際の労働省と提携をしていただくための一つの手段として試みていただきたいというところをお願いをしたいと思つて。

そのあとにおきましては、時間があるうたつて参りましたので、更生資金の貸付制度、これも制度は作つていたもので、途中で途中で空中分解をいたしましたので、途中で空中分解をいたしましたので、そのときに、私が社会福祉事業全国大会でどのような人にこれを上げないのか、こう私が質問したところが、三井、三菱のような金満家にはこの貸付はしないけれども、そのほかの者であるならば貸付をする、こういうふうな説明を私は聞いたのであります。そういう説明を聞きまして、ところが、これはなかなかいいものだと思つて帰つたところが、地方に参りますと、貧困家庭、低所得者層というやうな状態で、全くボーダー層、または生活保護法に準ずる家庭のみの貸付資金に変わつてしまつて、身体障害者が期待した身体障害者更生資金をお借りすることができないやうな現況になつてしまつておる。厚生省の内部におきまして、更生課の意見と庶務の意見と全然食い違つた、省内部においても食い違つた意見がそこそこ起つて、庶務の意見としてはたまたま言つたやうな全と、または更生課の意見としては、全

部には貸すのだ、身体障害者手帳を持つ者に全員に貸すというやうなことをおつちやつておるのでございまして。それが厚生省の内部ですでにそのやうな変貌をしておりますので、地方に参りましたら全然これは低所得者層、身体障害者の考慮なんというやうなものが全然入らぬやうな行き方に生まれ変わつてしまつたという結果に終わつております。こういう問題を十二分に検討していただくことをお願いを申し上げる次第でございます。

身体障害者の国鉄運賃割引乗車距離制限のあの撤廃、百一キロ制限というものは、国鉄が黒字になつたら百一キロを、再々国鉄のほうに行きますと聞くのでございまして、今年度は六十五億という黒字が出ておる。こういう黒字の状態になつても、これを、われわれに対して百一キロの制限撤廃を考へていただくやうに、黒字の国鉄にひとつこの皆様方から特別にお願いを申し上げるやうに、お願いを申し上げる次第でございます。

第七部 社会労働委員会会議録第五号 昭和三十六年十月十七日【参議院】

二方面にかけての相談、世話をする行き方がここに試みられるのじゃなかつたらかと思つて。こういう問題はすでに厚生省では研究をなさつておりましたので、これを十二分に研究していただいて、実際の労働省と提携をしていただくための一つの手段として試みていただきたいというところをお願いをしたいと思つて。

そのあとにおきましては、時間があるうたつて参りましたので、更生資金の貸付制度、これも制度は作つていたもので、途中で途中で空中分解をいたしましたので、途中で空中分解をいたしましたので、そのときに、私が社会福祉事業全国大会でどのような人にこれを上げないのか、こう私が質問したところが、三井、三菱のような金満家にはこの貸付はしないけれども、そのほかの者であるならば貸付をする、こういうふうな説明を私は聞いたのであります。そういう説明を聞きまして、ところが、これはなかなかいいものだと思つて帰つたところが、地方に参りますと、貧困家庭、低所得者層というやうな状態で、全くボーダー層、または生活保護法に準ずる家庭のみの貸付資金に変わつてしまつて、身体障害者が期待した身体障害者更生資金をお借りすることができないやうな現況になつてしまつておる。厚生省の内部におきまして、更生課の意見と庶務の意見と全然食い違つた、省内部においても食い違つた意見がそこそこ起つて、庶務の意見としてはたまたま言つたやうな全と、または更生課の意見としては、全

部には貸すのだ、身体障害者手帳を持つ者に全員に貸すというやうなことをおつちやつておるのでございまして。それが厚生省の内部ですでにそのやうな変貌をしておりますので、地方に参りましたら全然これは低所得者層、身体障害者の考慮なんというやうなものが全然入らぬやうな行き方に生まれ変わつてしまつたという結果に終わつております。こういう問題を十二分に検討していただくことをお願いを申し上げる次第でございます。

身体障害者の国鉄運賃割引乗車距離制限のあの撤廃、百一キロ制限というものは、国鉄が黒字になつたら百一キロを、再々国鉄のほうに行きますと聞くのでございまして、今年度は六十五億という黒字が出ておる。こういう黒字の状態になつても、これを、われわれに対して百一キロの制限撤廃を考へていただくやうに、黒字の国鉄にひとつこの皆様方から特別にお願いを申し上げるやうに、お願いを申し上げる次第でございます。

○参考人(国井国長君) 私、第二回目の補足説明をいたしませんでしたので、五分だけやらしていただきます。国民年金の問題につきましては、要点だけ、要望事項だけ申し上げます。

第一点、内部障害に障害年金の支給。第二点、国民年金の二級の障害に障害福祉年金を支給。

第三点、重度障害に對しまして特別一級を設けて年金額を厚くしていただきます。

第四点、所得制限の緩和、特に障害者の場合に、妻の、配偶者の所得制限の緩和をお願いしたいのでござい

ます。第五に、これは非常に重要な問題でございまして、身体障害者の世帯は所得税納付者が一八〇程度でありまして、おおむね低所得層でござい

ます。こういったふうな世帯が主でございまして、国民年金の免除期間中に国庫負担をせひおつけ願いたいのでござい

まして、この点は諸先生方の御努力によりまして、次の通常国会で法律改正と予算措置をしていただきますことを特に特にお願ひ申し上げます。

次に、年金額の保護基準の引き上げに伴いまして増額をお願いいたします。

その次に、せつかくのいい国民年金も、事務機構が不十分なのと、民間の協力機構が整備されておりましたために、この受けられる年金も受けられな

いというふうな事例がしばしばあるの

でございまして、これをせひ予算措置もしていただきまして整備をお願いいたします。

その次に、せつかく国民年金法第百一条で審査の制度がございまして、非常に民主的の制度でございまして、これ

が周知徹底されておられませんので、この周知徹底をはかりまして、受給権者、被保険者を保護していただきたい。

その次に、国民年金並びに公的年金を調整いたしまして、目下、最近に当

委員会が御審議されると思いますが、老齢年金の通算調整に続きまして、障害年金の、さらには遺族年金の調整も

お願いをいたしたいのでございまして。その次に、先ほど申し上げました障害等級の統一をお願いをいたしたい。

それから年金の積立金を身体障害者の更生援護施設並びに障害予防の施設、身体障害の中でも特にお気の毒なのは盲人と小児麻痺、特に脳性小児麻痺の方でございまして、これは私が申

し上げるまでもないのでございまして。この脳性小児麻痺の問題につきましては、坂本先生なり、当委員会の委員長

谷口先生その他の、一々のお名前を申し上げますと時間が長くなりますので、本日御出席の諸先生の非常な御努力によりまして、厚生省も英断されま

して、生ワクチンが採用されましたので、今後この小児麻痺にまつわる私は悲劇は日本からなくなると思っています。

この点は、私身体障害者の一人といたしまして、厚く厚く諸先生方にもお礼を申し上げます。こういったような小

児麻痺以外の障害予防のための年金の積立金を御活用願ひたいのでござい

ます。それからもう一つ、ちょっと職業の問題で二分ばかりつけ加えさせていただきますが、適応訓練の問題、内部障害と盲人の問題を申し上げます。この

で、第三点といたしまして、せつかくよい適応訓練ができましたので、これを官公庁におきまして訓練なり、講

習なりを措置をしていただきまして、官公庁に重度、中度の障害者を受け入れる御措置を願ひたい。

それから第四点といたしましては、作業設備の改善の費用を国が補助して

いただきたいのでございまして。それから第五点、盲人や上肢障害者、そういったような方々の特定職種優先職業を選定していただきたいので

ございまして。その次に、先ほど申し上げましたが、職業安定所の方々が非常に良心的に努力をいたしておりますが、専門

的な知識をお持ちの方が非常に少ないのと、人員が少ないのでございまして。この身体障害者雇用促進法ができましたが、この法律施行のために安定所には特別の人員が配置されておりました

のでございまして、そこでイギリスの労働省で実施しておりますように、身体障害者職業指導官をおもな職業安定所に設置して

いただきますのでございまして。次に、政府関係及び国から特別な優遇措置を受けておられるところの大企業でありますとか、政府関係機関、これは国に準じて雇用を扱かうよう

にしたいのでございまして。ただいま申し上げました雇用促進法関係では、第四点及び第七点は前国会で、三十四国会でこの法律が決議され

ましたときに当委員会が附帯決議をされておるのでございまして。第二点、四

点、六点は、社会党の身体障害者雇用促進法案の中にこれが取り入れられて

おるのでございまして、第七点と第四点は、労働省が一九五九年の十一月に出しました第一次試案に出ておるの

でございまして、ただいま要望いたしましたものの大部分は、各党の先生

方並びに政府といたしまして、御容認される点であろうと思っておりますので、この点をお願いしたいのでござい

ます。それから雇用が進みましても、日本の場合にはやはり自営業という問

題は、これは閉鎖できないのでござい

ます。それからさらに脳性小児麻痺の方々など重度でかつ複雑な障害の方々で雇用にも向かない、それから自営業

にも向かないという方々に対しては、イギリスの例にならしまして保護雇用施設をお作りをいたしたいので

ございまして。さらに先ほど出しました盲人の問題で、国立の光明寮を視覚障害者の更生指導所にいたしまして、総合的なこれを更生指導の施設にしたい

のでございまして。その次に、厚生省と労働省の職業更生の行政を調整をしていただきたいのでござい

ます。第四点といたしましては、貸付資金の整備、それからその次に更生施設の増設、これは厚生省の調査でも三万人の収容を今直ちに必要といたしてお

ります。それからこういったふうな職業訓練、更生指導のことにつきまして、民主的な不服申し立て制度、これは西ドイツの法律でやっておりますの

でございまして、こういったのを設けていただきたいのでございまして。それからせつかく民間の善意の事業主が身体障害者を高率

にまた多数にかかえておられます、何らのこれに対する経済的な裏づけが

ございませんで、国が大きな購買者でございまして、官公庁で購入され

まする物品の一部は身体障害者、特に重度の身体障害者を多数あるいは高率に雇用しておる中からこの製品をお買

い願ひたいとお願ひしたいのでござい

ます。アメリカではこの身体障害者の雇用の問題につきまして一九五九年には、約四千億の多額の金を出し

ておるといふことがこの本に出ております、アメリカではニクソン副大統領が一九五九年の五月七日に、軍備や

それから経済の成長よりも身体障害者の職業更生が大事であるということを

言っておりますことを申し上げます。私の意見の公述を終わらしていただきます。どうもありがとうございます。

○委員長(谷口弥三郎君) 参考人に対する質疑は、この程度にしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ないと認めます。

参考人の皆様には、長い時間御出席いただきましていろいろと御意見を賜

りました。厚くお礼を申し上げます。それでは御退席を願ひます。

○委員長(谷口弥三郎君) 速記を始めて下さい。

○委員長(谷口弥三郎君) まず、国民年金法の一部を改正する法律案、年金福祉事業団法案、児童扶養手当法案、通算年金通則法案、通算年金制度を創設

をするための関係法律の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を願ひます。

○国務大臣(難波弘吉君) ただいま議題となりました法律案につきまして順次御説明を申し上げます。国民年金法の一部を改正する法律案につ

きまして、その提案の理由を

御説明申し上げます。

国民年金法は、昭和三十四年の第三十一国会において成立いたしました。福祉年金の支給に関する部分は同年十一月から実施されたのでありますが、拠出年金に関する部分は、昭和三十五年十月からその適用事務が開始され、本年四月から保険料納付が開始されることになり、これによってこの制度が全面的に実施される運びになった次第であります。

国民年金制度は、すでに御案内のとおり、社会保障制度審議会における全会一致の答申に基づいて策定されたものであります。これに対し、各方面から種々改善の要望が寄せられたのであります。政府といたしましては、すなおにそれらの要望に耳を傾け、関係審議会の意見等をも徴し、慎重に検討を重ねました結果、現段階における国の財政事情等を勘案し、この際実行し得る最大限の改善を行なうこととし、改正法案を第三十八国会に提出いたしました。が、審議未了となりましたので、衆議院社会労働委員会において修正可決された内容をそのまま取り入れた改正案を再度本国会に提出いたしました次第であります。

以下、改正法案のおもな内容について、御説明申し上げます。

まず、拠出年金に関する事項であります。

第一に、老齢年金は六十五才から支給が開始されるのでありますが、この開始年齢を早めることができないかという希望が強いのかをみまいて、六十才に達すれば、老齢年金を繰り上げて支給する道を開きたいと考えたのであります。

第二に、保険料の免除を受けるなり、保険料を納めた期間が足りないために、老齢福祉年金しかもらえない人々に対して、新たに、特例的な老齢年金を支給する道を開こうとするものであります。これにより、これらの人々は、六十五才から七十才までの間老齢年金を受けられるようになり、七十才から老齢福祉年金を受けることと相待ち、低所得の人々に対する所得保障が一段と手厚くなるわけであります。

第三は、祖父が死亡して祖母と孫が残り、あるいは父が死亡して姉と弟妹が残るといふような、母子世帯に準ずる世帯に対し、母子年金の例によつて、準母子年金を支給しようとするものであります。

第四は、障害年金、母子年金、準母子年金及び遺児年金について、従来これを受けるためには三年以上保険料を納めていることが必要であったのを改め、一年以上継続して保険料を納めておれば支給が受けられるようにその期間を短縮しようとしたのであります。

第五は、遺児年金の額の引き上げであります。現行遺児年金の額は、老齢年金の額の四分の一相当額が支給されるのであります。これを老齢年金額の二分の一の相当額にまで引き上げ、あわせて最低保障額七千二百円を一万二千円まで引き上げようとするものであります。

第六は、死亡一時金制度の創設であります。すなわち、年金が受けられる年令に達する前に死亡したという場合に、いわゆる掛け捨てにならぬよう、保険料を三年以上納めておれば、その遺族に対して、保険料を納めた期間に応じて、五千円から五万二千円までの

死亡一時金を支給するという改正であります。

次に、福祉年金に関する改正について申し上げます。

第一は、拠出年金における準母子年金と同様のことを、福祉年金についても、準母子福祉年金として考えようという改正であります。

第二は、義務教育終了前の子、孫、弟妹の生計を維持する場合に福祉年金の所得制限額十三万円に一万五千円ずつ加算されるわけでありますが、この加算額を三万円に引上げようとするものであります。

第三は、母子福祉年金に対する支給制限を緩和する改正であります。現行制度では同一世帯に二十五才以上の子があれば、原則として福祉年金の支給が停止されるのでありますが、今後は、その子供に、一定額以上の所得があるときに限り、支給停止をしようというのであります。

第四は、福祉年金の支給制限について、一昨年の伊勢湾台風に際して制定された特別措置法の内容を恒久化し、災害を受けた場合に特別の考慮を払うことにいたしましたのであります。

その他、拠出年金及び福祉年金に共通する改善事項といたしまして、第一に、従前から身体に障害がある者に、拠出制度加入後新たな身体障害が生じましたときは、前後の障害を併合して障害年金または障害福祉年金を支給できるようにした。

第二に、年金を受ける権利が確定しながら、これを受け取る前に本人が死亡したという場合には、未支給の年金を、その遺族に支給するようにいたしますのであります。

以上の改善事項は、原則として、本年四月一日にさかのぼって適用することとしたしております。

次に、年金福祉事業団法案について、その提案の理由を御説明申し上げます。御承知のように、本年四月から拠出制の国民年金が発足することにより、国民皆年金がようやく実現の運びとなりましたが、その主柱をなす厚生年金や国民年金の積立金につきましては、厚生年金においては昭和三十六年度分のみでも一千四百億円の増加となり、また、国民年金においても初年度三百億円の増と推定されております。

この両年金の積立金の運用をどのような行なっていくかは年金制度の今後の発展にきわめて密接な関係を有する問題であり、また、国民が十分に重大な関心を寄せているところであると存するのであります。

政府といたしましては、これらの積立金が、被保険者や事業主から集められた零細な保険料の集積である点にかんがみまして、かねてからその性格にふさわしい運用の方法を種々検討いたし、また、資金運用部資金運用審議会、社会保険制度審議会、国民年金審議会などの各種審議会の御意見もあ

り、昭和三十六年度におきましては、積立金を被保険者の福祉の増進のために運用する一つの方法として従前から行なわれていた厚生年金の還元融資と、さらにこれとほぼ同様の性格において新規に開始いたします国民年金の特別融資とのワクを、積立金の増加額の二五％、すなわち厚生年金と国民年金を合わせて三百三十五億円に増額いたしたのであります。

しかしながら、従来から行なわれて

おります厚生年金の還元融資のうち、地方公共団体を通じて民間に転貸される部分は、この転貸という方式に伴い、融資先等におのずから制約がある等種々の不合理な点があるものであります。これを改善し、還元融資及び特別融資を円滑に実施するため年金福祉事業団を設置せんとするものであります。

すなわち資金運用部から資金を借り入れて、これを直接厚生年金、国民年金及び船員保険の被保険者の福祉増進に必要な施設を設置または整備しようとする者に貸し付ける特別の法人を設置せんとするのであります。昭和三十六年度におきましては、厚生年金と国民年金の還元融資の総額三百三十五億円のうちから地方公共団体以外のものに直接貸し付ける分として五十億円がこれに充てられることとしております。

なお、本事業団は、当面、右の融資を行なうことを主たる事業とすることとしたしておりますが、厚生年金、国民年金、船員保険の各法に基づく福祉施設を設置または運営する道を開くこととしたのであります。

本法案は、このような事業団設立の趣旨に基づいて事業団の目的、融資の相手方や融資の対象となる事業等の業務の範囲を定めるとともに、役員員の任命など事業団組織に関する、予算決算その他会計の方法、事業団の業務についての厚生大臣の監督等について規定しているものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、児童扶養手当法案について、その提案の理由並びにその要旨を御説明申し上げます。

政府は、かねて児童の福祉施策の充

実に努めて参つたのでありますが、父母の離婚後父と生計を異にしている児童、父と死別した児童、父が廢疾である児童等については、社会的経済的に多くの困難があり、これらの児童を育てる家庭の所得水準は、一般的にいって低い場合が多く、児童の扶養の資に欠ける事例が見られるのであります。

政府といたしましては、このような事情に対しまして、社会保障制度の一環として母子家庭の児童及びこれに準ずる状態にある児童について、一定の手当を支給する制度を設け、これによって児童の福祉の増進をはかりたいと存じ、この法案を第三十八回通常国会に提出いたしました。が、審議未了となりまして、衆議院社会労働委員会において修正可決されました内容をそのまま取り入れて再度本国会に提出いたしました次第であります。

次に、児童扶養手当法案の内容について、その概略を御説明申し上げます。

第一に、支給の範囲であります。この手当は、父母の離婚、父の死亡等の理由で義務教育終了前の児童を母が監護している場合及び父母の不在義務教育終了前の児童を父母以外の者が養育している場合に支給することといたしております。ただし、すでに公的年金制度による年金を受けている場合は、その所得が十三万円に児童一人につき三万円を加算した額以上である場合等には、支給しないことといたしております。

第二に、児童扶養手当の額であります。月額で児童が一人の場合は八百円、二人の場合は千二百円、三人以上の場合は、千二百円に三人以上の一人につき二百円を加算した額を支給する

ことといたしております。

第三に、児童扶養手当に関する費用であります。給付費及び事務費とも全額国庫で負担することといたしております。

第四に、施行期日であります。昭和三十一年一月一日から施行いたしますことといたしております。

以上が児童扶養手当法案の提案理由及びその要旨であります。

次に通算年金通則法案及び通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案についてその提案の理由を御説明申し上げます。

国民年金制度が創設され、本年四月から全国民がいずれかの公的年金制度の適用を受けることとなったのであります。今までは厚生年金保険、船員保険、各種共済組合など多くの公的年金制度が大部分相互に関連もなく創設され、実施されて参りました関係上、一つの制度において年金を受け取るに必要な資格期間を満たすことなく他の制度に変わった者につきましては、いずれの制度からも年金制度による所得保障が行なわれないという欠陥があったのであります。したがって、真に全国民に対する年金による所得保障の体制を確立するためには、一方において公的年金制度の適用を全国民に及ぼすとともに、他方において各制度の間の資格期間の通算措置を講ずることが必要とされていたのであります。今回の両法案は、各公的年金制度におきまして、その制度における本来の老齢年金または退職年金を受けるに必要な資格期間を満たしていない場合においても、各制度の加入期間を通算すれば一定の要件に該当する者に対し

て、通算老齢年金または通算退職年金を支給することとし、国民が老齢または退職に際しあまねく年金を受けられる道を開こうとするのであります。

次に、両法案による通算年金制度の概要を御説明申し上げます。

まず第一に、通算年金の支給要件であります。通算年金は、各公的年金制度の加入期間を合算して二十五年以上であるが、国民年金以外の被用者年金の加入期間を合算して二十年以上である者に対して、国民年金におきましては六十才から支給するものであります。この二十五年という資格期間は、経過措置として、制度が発足する本年四月一日現在において三十一才をこえる者につきましては、その者の年齢に応じて十年から二十四年までに短縮することといたしております。

次に、通算年金の額であります。通算年金の額は、国民年金におきましては通常支給される本来の老齢年金の額をもととして、年数に応じて定められた額、被用者年金におきましては厚生年金保険において通常支給される本来の老齢年金の額と同様の水準の年金額を保障することといたしました。

第三に、被用者年金におきまして従来の脱退手当金または退職一時金との調整であります。通算年金の支給に必要な費用は従来の脱退手当金または退職一時金の原資をもつて充て、この際特に保険料を引き上げる等の措置は避けるものとしたしました。しこうして各共済制度におきまして財源に余裕のある場合はその限度において従来の退職一時金を存置することとし、さらに通算年金を受けられなかった者に対して

は、返還一時金または死亡一時金を支給することといたしております。

なお、本制度開始後一定期間内に退職する者等に対しましては、経過措置として、本人が特に希望する場合に、従来の脱退手当金または退職一時金を支給することができるといたしました。

最後に本制度は、本年四月一日にさかのぼって実施することといたしました。本法案は前国会に提出し、審議未了となったのでありますが、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(谷口弥三郎君) 右法案に対する補足説明及び質疑は、次回以後にしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(谷口弥三郎君) それでは続いて、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○坂本昭君 最初に、この前いただいた資料の数について若干お伺いいたします。

資料の二十一ページには、「届出医業類似行為業者状況調」に、昭和三十三年四月一日届出者数一万四千七百三十五、昭和三十三年十二月三十一日現在業者数八千六百十二名とあります。二十二ページのところに、「就業施設者数(昭和三十三年末現在)」として四万九千九百九十四名合計としてあがっ

ています。ところが、毎年文部省所管並びに厚生省所管であん摩師、たとえばあん摩師の教育の課程を経て出てくる人の数は、文部省所管で千二百九十名、厚生省所管千四百五十名、したがって、昭和三十三年からすでに十年以上を経ておりますから、かりにこの数にそれぞれ十倍をして加えたとしても、現在のこの四万九千九百九十四名という数には少く足りないのではないのか。もちろんその間死亡とか転職とかいうのもあるはずですので、この四万九千九百九十四という数は少く多きに過ぎるのではないかと思うのですが、その説明をしていただきたい。

○政府委員(川上大馬君) 最初のお尋ねの二十一ページのこの業者数は、これは医業類似行為者の数でございます。まして、あん摩、はり、きゅうは別になっておりますから、そういう点で……最初の二十一ページのこの届出医業類似行為業者の業者数というものは、これは、あん摩、はり、きゅう、柔道整復などをやっている人の数は除いてありまして、それ以外の医業類似行為の数であります。

○坂本昭君 前回説明を十分聞かなかったもので、ちょっと誤解いたしました。

それでは次に、この法律の十二条に「何人も、第一条に掲げるものを除く外、医業類似行為を業としてはならない。」という規定がありますが、この十二条は十分に守られているかどうか。お答えいただきたい。

○政府委員(川上大馬君) 建前は、届けた者と、医業類似行為という届け出られた、つまり昭和三十三年の一月から三月までに届け出られた医業類似

行為でしよう。そういう者が公認せられておる以外のものはやっではならぬという事になっておりました。その方針で従来やってきたわけでございます。

○坂本昭君 それはもう法律できまつたことだから、それは当然のことであつて、それは建前くずしたりしたらえらいことになる。それでは、どういふふうにしてこの建前が守られてきたか、どういふふうで監督をしてきたか、もちろんその間行政的な指導をすれば、いろいろな成績が出てくるし、その建前をくずすような事例もあつたと思う。したがつて、処罰したりいろいろな実例もあらうと思う。そういう実例を厚生省はどれほどつかんでおられるか。その具体的な行政的なあなたの方の経験をもつと説明いただきたい。

○政府委員(川上六馬君) これは地方におきましては、保健所が、特に届け出たところの医業類似者、医業類似行為の人たちなどの協力も得まして、そうして無届けの医業類似行為というものに対して取り締まりをやつてきたわけです。今ここでその取り締まりの実績は持ち合せておきませんけれども、そういうことで、(坂本昭君)取り調べていないんだと述べておられます。それは相当やつてきたように考えております。

○坂本昭君 取り調べておつたら、それくらいの実例は今までに出さなくちゃいけないのだけれども、今までやっておられぬから、そういう事例も一つも出てきていない。大体無免許のあん摩業といふものは、これはもちろん十二条の当然の違反だと思ひます。そうして第二十二回の特別国会で、附帯決

議として両院で附帯決議された第三項には、無免許あん摩その他これに類するものに対する取り締まりを厳にし、その根拠を期すること、こういうことがはつきり第二十二特別国会で附帯決議にされている。そうして、われわれは前の通常国会のときからこの問題については厚生省を鞭達して、そうしてこつて十二条違反をさせないやうに、また、盲人のあん摩業を守るために、行政的な、十分納得をするやうに、ということをやつてきました。で、それに対して十月一日付に、「最近の無免許あん摩業の状況と対策」という書類を厚生省に配付していただいておりますが、これを見るとき、「実態把握困難」「実態把握困難」と、これは幾つも書いてあります。「実態把握困難」それから上のところは、警察と保健所がこれは調べたようですが、とにかくこの附帯決議にはつきり示されているにかかわらず、ここに出た最近の事実では「実態把握困難」「実態把握困難」ばかり並んでいる。これは大体把握困難というよりも、把握しようという意思がないのではないかと思う。それからさらに、ここを見ますと、たとえば愛知県、無免許あん摩業が「相当数」と推定され、調査中、この相当数というものが、これは愛知県、岡山県は「相当潜在」と書いてあるのですね。潜在、それから和歌山県ですね。これは相当の潜在といふ。どうもこれは大臣、厚生当局の行政指導というものはなだたよりにならないので、この件については警察庁の調査の具体的な御説明を求めたいと思ひます。

○説明員(小野沢知雄君) ただいまの御質問でございませうけれども、私どもでも全国的にわたりましての、いわゆる数なりあん摩がどのくらいいるかという数はちょっとつかめぬのでございませうけれども、幸いにいたしまして、ただいま手元に東京、いわゆる関東でございませう。一番まあひどいといふ関東、熱海地方を含めまして関東管区警察局からの報告がございませう。これにつきましてお答えしたいと思います。で、これによりまして、昭和三十六年の八月三十日現在におきまして、この関東地方におきましては、これはまあこの資料は、風評その他によりましておそろく無許可であつたやうにしていてと推定しているわけでございます。これがはつきり確証がつかめればもちろんこれは業法の違反でございませうけれども、それそれ処分されるわけでございます。それから、そこまでに至らない、しかし、いろいろな風評その他の情報からどうもぐつてあん摩をしていてのじゃないかと推定される数でございませう。御了解を得たいと思ひますけれども、これがこの免許を持っている者は一万二千四百五十五名あるわけでございます。それから、いわゆるあん摩が千三百十一名でございます。

○藤田藤太郎君 どこですか、地区は。○説明員(小野沢知雄君) 地区は関東地方、東京都を除きます関東地方全部でございませう。で、これを特に温泉観光地、それからその他の都市、それから農村地帯というふうに分けて、その分布がどうなつておるかといふふうに見て参りたいと思ひます。そうしますと、温泉観光地にはこれは特に伊豆地方の熱海、長岡、あるいは湯河原等のいわゆる静岡県が多いのでございませうけれども、そこに千二百三十三名、これは七八割に当たる数でございませう。それからその他の温泉観光地でない都市部が百四十一名、これが全体の一〇・八割、その他の地域、これはまあいなかでございませうけれども、これが百四十七名でございませう。パーセントでは一一・二割でございませう。それから、第一の温泉観光地におきましては免許者が二千八百十一名でございませう。ところが、ここに無免許者が一千二百三十三名、この割合が免許者は七三割、無免許者は二七割、まあ合計いたしまして三千八百三十四名、それから第二のこの範疇に属します都市部でございませうけれども、ここには免許者が二千三百九十四名、これは全体の九四・五割に当たります。それから無免許者が百四十一名、これが全体の五・五割、合計いたしまして二千五百三十五名になるわけでございます。その他いろいろのいなかにおきましては、免許者が一万三千名、これは九九割、無免許者が百四十七名、これが一割でございませう。合計いたしまして一万七千七百七十七名になるわけでございます。いまして、結論いたしますと、温泉観光地が二七割もぐり、それからその他の都市部が五・五割、それからいなかに行きましては一割といふことになつてございませう。これがおそろくこういふような推定は全国的にも当てはまるのではないかとおもうのでございませう。以上でございます。

○坂本昭君 それでは警察としてはこういう無免許の取り締まりをあと具体的にどういうふうに取り締めておられるか、その内容を御説明いただきたいと思ひます。

○説明員(小野沢知雄君) 警察とい

たしまして、主務官庁でございませう。厚生省と緊密なる連絡のもとにこの情報をもらい、あるいはまた、免許を持つた業者の通報あるいはその他の連絡によりまして確証をつかみますと、とにかくこれは現認しなくちゃならぬといふ、いわゆる証拠をとらなくちゃならぬといふので、警察官が実際に無免許で業をしている状態を現認するか、あるいはまた、現認しないで、できない場合にはその証人を立てまして、そうしてこれを事件にするといふことをしておるわけでございます。ただ非常に困ることは、この無免許あん摩といふものはまづ業としてあん摩をしていてのやうな基盤を持っていない、当り当りであるかといふ点に非常なむづかしい問題がある。特にトルコボロにおきましてはいわゆるトルコボロ娘がなでたり、さすたりしているやうでございませうけれども、それがどの程度に至つたならばあん摩と言へるものかどういふ点につきましては非常に苦しい点でございませう。あるいはまた、業でございませうので、継続反復して行なうといふことの立証が必要であるわけでございますけれども、これも非常に温泉地のようなところはお客さんがたびたび入れかわるというやうなことでどのあん摩に、何というあん摩に、あんましてもらつたという証人として立ててくれない、あるいは旅館は知つてゐるわけでございますけれども、旅館はやはり協力してくれないといふやうなこと、しからばどうしてやるかと申

たしまして、主務官庁でございませう。厚生省と緊密なる連絡のもとにこの情報をもらい、あるいはまた、免許を持つた業者の通報あるいはその他の連絡によりまして確証をつかみますと、とにかくこれは現認しなくちゃならぬといふ、いわゆる証拠をとらなくちゃならぬといふので、警察官が実際に無免許で業をしている状態を現認するか、あるいはまた、現認しないで、できない場合にはその証人を立てまして、そうしてこれを事件にするといふことをしておるわけでございます。ただ非常に困ることは、この無免許あん摩といふものはまづ業としてあん摩をしていてのやうな基盤を持っていない、当り当りであるかといふ点に非常なむづかしい問題がある。特にトルコボロにおきましてはいわゆるトルコボロ娘がなでたり、さすたりしているやうでございませうけれども、それがどの程度に至つたならばあん摩と言へるものかどういふ点につきましては非常に苦しい点でございませう。あるいはまた、業でございませうので、継続反復して行なうといふことの立証が必要であるわけでございますけれども、これも非常に温泉地のようなところはお客さんがたびたび入れかわるというやうなことでどのあん摩に、何というあん摩に、あんましてもらつたという証人として立ててくれない、あるいは旅館は知つてゐるわけでございますけれども、旅館はやはり協力してくれないといふやうなこと、しからばどうしてやるかと申

しますと、いわゆる警職法——警察官職務執行法第六條第二項の規定によりまして、「犯罪の予防又は人の生命、身体若しくは財産に対する危害予防のため」踏み込めると、こういうことになつてゐるわけでございませうけれども、これも大体旅館のロビー、廊下という所は行けるのでございませうけれども、いわゆる客室になりますと、これはプライバシーの問題になりますので、そこへたびたび踏み込むというこゝとは参りませんので、これはやはり令状をもらひまして入らなくちゃならない、そうなりますと勢い証人を必要とする、あるいはまた、警察官の現認調査を必要とするというようなことから問題がもとに戻りますので、なかかこれはむずかしい捜査の一つであるというふうに申し上げざるを得ないのでございませう。

○坂本昭君 大体あれですね、温泉地あたりでは三分の一程度今のような無免許あん摩がおる事実を認定された上で、たとえばこれには、厚生省の出された対策としては、身分証明書の発行、そういったことをやっておられるようですが、そういったことにもかかわらず、こうもやっぱりひつかかる人があるので、とにかく三分の一程度の無免許あん摩という者を見つけておられるのは事実なんです。そのときにあつたという処置をしておられるか、そのことをお尋ねしているのですが、全然処置しないのか、もうただ言葉でいかぬぞというだけで、そのままほつたらかしておるのか、それとも嚴重説諭を加えておるとか、あるいはもっとさらに処分をし

ておられるか、これはちやうど今私の手元に罰則の規定を持っていますせんが、警察でどういふことをしておられるかということ、厚生省としては、警察と緊密なる連絡をとつてという話ですが、今の罰則規定などはどういふふうに適用しておられるか、両方から伺いたい。

○説明員(小野沢知雄君) 警察といひましてはつきりともうそれがいわゆる業といひたしてもぐりあん摩をしておるといふことになりまして、これはもう当然取り締まりしなくちゃならぬわけでございませう。その数はこれは御承知かと思ひますけれども、私どもが、今手元にあるのでございませうけれども、ただ、これもまた罰則が御承知のとおり、最高五千円以下の罰金ということになつておりました、検察庁に送つた者の、たとえば三十四年について見ますと、検察庁に送致した者の二四〇名だけが起訴されておる、そしてそのほかの大半は不起訴になつておる、こういうわけでございませう。結局これはつきりと警察官が現認するからあるいは証人を立てるかということになるのでございませうけれども、これがなかなか困難なために、検挙した者の数もその起訴される者は二四〇名しかないといふような実情になつておるわけでございまして、こういう点、さらに捜査といひましてはなお検討いたしまして、少なくとも警察で検挙した者についてにはなくちゃならぬと考へておるわけでございませうけれども、警察といひましては、できるだけ極力証拠を固めまして、事件といひまして固く立

てようと努力はしておるのでございませうけれども、実情がそういう困難性があるといふことを御了解いただきたいと思ひます。

○坂本昭君 今起訴が二四〇名というところですが、あとでさうね、どういふ処分になつたかもうひとつ説明いただきたい。罰金何千円が何名……

○説明員(小野沢知雄君) わかりました。そうしますと、昭和三十四年中に検察庁に送りましていひゆるあん摩師等の違反の被疑者は二百四十三名でございませう。これは当然前年度の分がやはり入つてきておりますから、昭和三十四年中にあげた件数あるいは人員とちよつと違ふかと思ひます。そのうちで起訴された者が五十八名でございまして二四〇名、不起訴——起訴されなかつた者が七十一名でございませう。起訴中止が六名、検察庁が起訴、これは住所が違ふといふので送られまして、その他八十一名、処分の未済が二十七名、こういうことになつておりました、しからばその起訴された五十八名につきましてはどうなつておるかといふふうなことでございませうけれども、これは起訴されました五十八名はすべて一応略式命令の請求となつたわけでございませう。ところが、そのうちの五十六名が略式でついでございませうといふので、正式に裁判を仰がないで、その略式命令に服したといふわけでございまして、その五十六名の内訳は、罰金五千円以上が九名、これが一六〇名、罰金が三千円以上五千円未満、これが二十一名、三四・五〇、それから二千円以上三千円未満、これが二十三名、四一・〇、それから千円以上が三名、五・五〇となつておりました、

その他の二名は正式裁判を仰ぎました結果、罰金三千円が一名、罰金二千円が一名という結果になつております。

○坂本昭君 それでこの三十四年度と三十五年度と、この起訴件数あるいはあとの罰金の件数、これは増加していますか、減つていますか。

○説明員(小野沢知雄君) 実は三十五年の分は十一月になりましたと司法統計として現われて参らないのでございませう。しからば三十三年の結果はどうかと申しますと、ちよつと今手元になつてございませうけれども……

○坂本昭君 私のお聞きしたいのは、こういう問題は警察当局が行政的にきびしくしようか、甘くしようかということではないかと思ひます。そうして一番の所管の厚生省は一体これどういふふうな緊密に連絡をとつて、どういふふうなこれを行政指導し、監督してこられたか、ひとつこの点は局長から明らかにしていただきたい。

○政府委員(川上六馬君) この問題は、毎々国会でも問題になりますので、私のほうといたしましては、昭和三十三年の十一月に厚生事務次官から警察庁長官あてと、それから厚生省の医務局長から各都道府県知事あてに通牒を出しておりました、これはその通牒の大体内容は、警察と協力して取り締まりをするように、それから無免許の若い女子を雇用して旅館、料亭に出張して施術をさせるというやうな業者がおりますので、そういう者は共犯で処罰しよう、そうして業務の停止または免許取り消しをやれ、それから業界とよく連絡をとりまして取り締まりを徹底するように、それからなお、無

免許あん摩がよく出入りいたしますところの旅館や料亭などの協力を求めまして、先ほどお話がありましたやうに、証明書の写しを持たせまうとか、あるいは免許のあん摩の名簿をそういうところに置きまして、その名簿にある者をお客にあつせんするように、そういうことを通牒の内容に盛つてあるわけであります。その後たびたび取り締まりを嚴重にするやうにしようという御注意もありましたので、今年に入りまして七月に、さらに厚生省医務局長から警察庁の保安局長及び各都道府県の知事あてに通牒を重ねて出して、前申しましたやうな内容、そういう簡単なあん摩講習なんぞをやつて、それでやつてそれがあん摩をやつてゐるやうなことも決して正當なものじゃないのだといふやうなこともつけ加へまして、さらに取り締まりを嚴重にするやうにいたしておるわけでございませう。その結果、最近のまあ取り締まり状況を取つたところが、今御指摘のやうに、はなはだその内容といたしましては不徹底のものでありますけれども、まずやり方といたしましては、そういうやうに厚生省から都道府県知事に、あるいは警察庁に連絡をいたしまして、あるいは指示をいたしまして、

そうして厚生省といたしましては、御承知のやうに、保健所を通してこの取り締まりをやつてゐるわけでございませうが、先ほど警察庁からお話がありましたやうに、まず行政指導をやる、始末書を取るとか、あるいは説諭をするとかいふやうなことで大部分はそういう行政指導、それからあるいは一部ではあん摩業の業務の停止などのやうな行政処分をやつております。そ

ういふやうな行政指導、それからあるいは一部ではあん摩業の業務の停止などのやうな行政処分をやつております。そ

れから悪質なもの告発をしております。罰金などに処せられているような実情でございます。まあ全体といたしましてやはりその問題は温泉地、観光地あるいは都市などにございまして、こういう点におきますところの無免許のあん摩の取り締まりというものは、なお今後十分やっていくように考えております。

○坂本昭君 今取り消しの処分なぞしたというけれども、一番、さっき私が伺ったらしい具体的な例はようあげなかったじゃないですか、そうして今度警察の方からは略式の命令での罰金の数をあげられたのであって、あなたの方では取り消しをやったというふうな数は一つもあげていない、それはどういふわけですか。

○政府委員(川上六馬君) 先ほど坂本委員のお尋ねは、無免許のあん摩のようなことではなかったように私は承知いたしております。これは無届の医業類似行為者の処分の実例を聞かしてくれというものであったものですから、今手元の一部持っておりますけれども、詳しいものはありませんので申し上げなかつたわけでございます。

○坂本昭君 今私が伺っているのは、無免許のあん摩のことを伺っているのであつて、警察当局が送検して、そして略式命令で罰金をやった数はある程度わかりました。が、厚生省のほうは、それに対して保健所にいろいろな行政指導をさせているということだが、その中で、たとえば無免許あん摩を雇い入れた免許のある業者も私はあり得ると思う。大体警察のさっきの報告によると、三分の一くらいですから、独立した業者でなくて、その中に三

分の一程度無免許のものを入れているような人もあると思う。十分あり得ると思う。そういう場合には、そういう業者に対して取り消しをさせるというやうなことは、保健所の権限で十分でき得るはずだと思ふ。そういう事例はないかと思つて聞いています。

○政府委員(川上六馬君) 最近のものはお手元にございます。「最近の無免許あん摩業の状況と対策」というこの表にありますが、さういふ表に、ここに多少の数字なども入っておりますけれども、御指摘のように不十分だといふふうな考へております。今後さらに嚴重に取り締まりをいたしたいと思ひます。

○藤田藤太郎君 関連して、この表によつて質疑応答が行なわれているけれども、たとえば東京の、どこがどういふ判定してどこが書いたのか知らないけれども、東京の欄を見て下さい。「数百数千実在の噂あり、把握困難、三五年十二月」こう書きつづりというものが、厚生省の資料として平気で出しているのか。それだけ聞くのだ。「数百数千実在の噂あり」という書き方というのは僕はないと思ふ。ちよつと不見識じゃないかな。実情は困難なら困難でいいのだけれども、そこまで認める。数百数千うわさあり、そこまで認めておいて、調査困難とはちよつとひどいじゃないか。(これが厚生省の資料ですか)と呼ぶ者あり)なかなか調査難というなら困難である

と……。

○政府委員(川上六馬君) どうも確かにそういう点は御指摘のとおりだと思ひますが、なかなかやはり把握困難、一応地方から報告されたままあれにし

たといふことでございまして、これで決つてよいといふふうには考へておりません。

○藤田藤太郎君 それはさうでしようけれども、ちよつと資料としては不見識だ。

○坂本昭君 きようは今の法案の審議に入る前に、実は公述人の方々に、身体障害者の問題をいろいろお聞きしておつたのです。局長もおられないし大臣もおられないので、実は、きようの法案を審議するために、身体障害者の方を呼んだのではなかったのです。たまたま大臣が朝来られるという約束が夕方になつたために公述人の話の先になつたのです。そこではこ

ういふ話があつたのです。盲人のあん摩の問題について、現在盲人が二十万人いる。二十二万人のうちにあん摩以外の仕事をやっている人がたつた二百三十人しかいない。今日の現実の世の中では、あん摩のみがわれわれの生きていく唯一のかたである。したがつて、このかたの、生きていく道を守つてくれないければ、われわれは死ぬのみだ。そういう非常に悲惨な声をわれわれは聞かされたのです。そういう中でこの問題は、もうきのうやきょうの話でない。ところが、これを行政指導しなればいけない厚生省は、今のよう

な「数百数千実在の噂あり」といつたやうな、これは要するに何もしてやらぬといふことなんですよ。実に怠慢きわまりない。私はきょうこういうやうなことをやつていって、この法案を何とかしてくれといふことならば、これは私たち厚生省の言うことを聞きませんよ。もう前から、もつと一生懸命やつてくれと——この身体障害者の福祉

と援護のために、厚生省が行政指導すれば、これだけでずいぶん救われる道がある、だからこれをこの春の国会から、ずつと申し上げてきた。しかもこのほかの統計を見ますと、たとえば厚生省は、盲人のあん摩師となるための養成を年間千八百名やつております。盲人に対しては三百八十人やつておられる。文部省のほうは盲人に対して千三百、これを見ますと、うんと厚生省は、あん摩師とするための養成の数は、盲人三百八十人に対して、盲人千八百、非常に多数の盲人の教育に熱心だといふことですね。これはひとつこの理由をお聞きしたい。なぜこんなにも盲人のあん摩師としての養成に熱心であるか、その理由をひとつ聞かして下さい。

○説明員(黒木利克君) 文部省のほうは、御承知のように盲学校で、あん摩、マッサージ師の養成をしているわけでございます。厚生省のほうは、中途失明者のあん摩、マッサージ師の養成をやつておりますので、盲人のあん摩師の養成は数が少ないわけでございますが、盲人のほうは、法令に基づきまして、あん摩、マッサージ養成施設の認可の制度がございまして、その認可に基づきまして、要件を具備するものは認可いたしているものであります。ところが、認可の申請は、主として盲人を対象にしているものでござい

ますから、このやうな結果になつてゐるのでございます。

○坂本昭君 それはもうあなたたちの前々からの理論なんです。認可の基準がある。基準にあつたら、これは認可せざるを得ない。しかし、それで、身体障害者の福祉を守るといふ厚

生省の行政の一番大事な目的は果たされないじゃないですか。たとえば施設についても、盲人の施設が九カ所、そうして盲人に対しては施設が十八カ所、私は今後もとにかく基準に合つてさへいけば、盲人の教育をどんどんやつて、そうして盲人のこの業を圧迫してもこれはしょうがないのだ、そういう態度でおやりになるつもりかどうか、これはひとつ厚生大臣に伺いたい。

○国務大臣(瀬尾弘吉君) この問題は、前々からの問題であつたと思ひます。なかなか御質問になります。坂本さんのお気持は、私もよくわかる氣持がいたしております。この際實際問題として、処理が非常に問題だといふことではないかと思つてございします。先ほど来お話のございました、いわゆる無免許のあん摩の取り締まり、これは禁止されていることでございます。もちろんこの法の趣旨を徹底してやつていくべきは、これは当然だと思ひます。先ほど来お話のありましたやうに、實際問題として、把握困難といふことはあると思ひますけれども、われわれの氣持はいたしましては、どこまでも取り締まりの趣旨は徹底したいといふことで、やつて参りたいと思ひしております。

それから盲人の方の福祉の増進をはからなければならぬといふことは、われわれの任務だと考へております。できるだけ福祉増進の指導をすることとは、これまでも努力して参つたことと思ひますけれども、今後私どもとしましては、極力努力していかなければならぬといふことは、十分考へるところでございます。さういふ意味にお

きまして、行政運用上の問題としましては、まだまだ工夫する余地があるのではないかと、かようにも考える次第でございます。法律上の問題につきましても、御承知のとおりでございます。できれば行政運用の面において、何かうまい方法がないかということについて、私もひとつ検討をさせていただき、また、盲人福祉増進のためには、できるだけの努力をしたいということをお願いして、お答えいたします。

○坂本昭君 今の問題は、最後にまたもう一ぺん大臣に確かめておきたいと思いますが、とりあえずは今も確かに施設については基準にさえ合えば許可せざるを得ないということは、それは法律の建前でしょう。しかし、もう一つは、たとえ無免許あん摩が十二条違反であつてこれは禁ぜられるべきものだというのを大臣率直に言っておられる。そうしたら禁ぜられるべきものを行政的に十分に監督し、そして禁じているかという、そのほうはあまりやっていない。これは先ほど来この質疑を通して大臣も感じになったと思う。実際のところ、私は為政者があまりやっていないと思うのです。また、非常にやりにくい問題だということとを理解はしますけれども、しかし、これはやりにくいということでも済ますべきことではないのです。したがって、現在の養成施設、一応基準に定められているから許可はする。許可したあととはたらかしてやる。あと、たとえばそういうところではいわゆる学生アルバイト風、修業中の者がアルバイトとしてあん摩に出かけて行くということも今まで非常に多かった。そして

てこれはこの委員会が一昨年くらいからやかましく言つて、あるものは学校の閉鎖を命ぜられたものもあります。しかし、私はそれは目にあまるものの場合であつて、そういうものに対する指導監督というのはいくらも私には十分だと思つていない。そういう点で私はあともう一ぺん最後に大臣にその点を確かめますが、その前にもう少し伺いたい点があります。

これは局長から御答弁いただきたいのですが、昭和二十二年の十二月の二十日に法律が公布になった当時です。その当時、この法律を知らないで届出をしなかつた者がどれくらいあるというふうなことを考へておられるか。まあその当時一万四千数百名の方が届出をしたのですが、法律を知らずに届出をした者がどれくらいあるというふうな所に厚生当局としては見ておられるか。

○政府委員(川上六馬君) 無届の報告では千二百くらいあると、こういつておられますけれども、まあそれがはたして真実かどうかということについては確かめておりません。その当時の手続上のそのなかで多少おくれたものはさかのぼつてその当時措置をした県が多いようございまして、今になつて千二百人あるということも聞きましても、多少この点については疑問を持っておるわけでございます。

○坂本昭君 そうしますと、昭和二十二年の十二月ごろに医業類似行為をしてたという証明は一体だれがするのですか。何かそれを証明する客観的なことがありますか。これはもう簡単な質問ですが。

○政府委員(川上六馬君) 組合などが

やつておつたということでもあります。○坂本昭君 それでは、組合などがやつておつたものはわかるでしょう。しかし、わからないものもたくさんあると思う。必要によればこの千二百名について、私は一々根拠をお尋ねするつもりですが、とにかくそういうふうな昭和二十二年のことに対しててもう十四年もたつてゐるのにこういう届出をしなかつた人に対してさらに講習などをやつてゐる。もう今までも四十七回くらい講習をやつておられますが、こういう人に対して講習などの指導をして救済するという考えを厚生当局はお持ちになつておられるかどうか、念のために聞きたい。はつきりと答えて下さい。

○政府委員(川上六馬君) そういう人に講習会を厚生省としていたしておりません。この講習会が当時――資料に書いておられます講習会は、これは届け出た医業類似行為者、こういう人たちに、御承知のように、現在では一応三十六年の末をもつて、その業を廃止するようという制度になつておるわけでございますが、その間におきましてこれをあん摩に転業させたいというところで、届出業者のあん摩への転業の講習会をございまして、今おっしゃつたような無届業者に対する講習会ではございせん。

○坂本昭君 それはもちろんのことです。ただしかし、昭和二十二年のころは実は知らなくて、届出をしなかつた。だからひとつ好意的にやつておつたというこの証明をし、そしてまた、講習もやり、資格も与えてくれな

いか、そういう申し入れに対して救済をする考えが私はあるかどうかを聞いて

てゐるわけです。○政府委員(川上六馬君) 御承知のように、法は今一応そういうものは禁止をする建前でございますので、今さら十三年たつた現在、そういうものを認めていくという考えはございません。○坂本昭君 局長としては珍しく明快な御答弁でありました。

それで昭和二十三年の四月一日以後講習も受けない、また、受験もしなかつた、こういう人、これは届出をしておつた人ですよ、これが今残つておると思うのです。これが、つまり既得権の保証されてゐる人です。これはどれくらいおるといふふうに見ておられますか。○政府委員(川上六馬君) 資料の二一ページにあげておられますように、三十五年十二月末現在で八千六百十二人ということになっております。

○坂本昭君 この今の八千人ですか、こういう人の中には法律によらないで自分勝手にいいますか、ブライベイトに弟子を養成して、そうして無免許業者を社会に送り出しているものがあるというふうな聞いてゐるのですが、あなたの方では調査されておりますか。○政府委員(川上六馬君) いえ、そういうものはまだ報告を受けておりません。

○坂本昭君 調査をしておるかというのです。○政府委員(川上六馬君) まだいたしてありません。○坂本昭君 何にもしておらぬということじゃないですか。私たちが聞くとところによると、こういう種類の無免許業者が数万いるというふうな話があるのです。私も合点がいかない。だから調べて数万もいるということなら、一

人や二人と違ふのですから、あなたの方で当然調査せられて、そしてそういうものはいないとか、あるいはどうも若干いるらしいとか、何らか回答があつてしかるべきだと思ふのにかかわらず、調査もしておらぬということは、これは行政上の怠慢じゃありませんか。○政府委員(川上六馬君) そのようにたくさん無届の無免許業者を養成しておるような講習会が行なわれるとすれば、これは法の趣旨に反することでありまして、ひとつ一応調査をしてみたいと思ひます。

○坂本昭君 しかし、警察庁のさっきの報告でも、温泉地では三分の一くらい無免許のものがおるのです。したがつて、こういう人たちがどこから出てくるかというところは当然あなたの方では調査せらるべきではないかと思ふ。そういうことも一切しておられないのはおかかりをしておるのじゃないか。それを思ふのでこうやつてお尋ねをしておるのです。そしてまた、盲人のあん摩師の人たちは、その点を一番懸念しておられるから繰り返して私にお尋ねしておる。調査もしておらぬ、一応これから調査をする、そんななまぬいことでは困る。もっと明確な、先ほど非常な明確な御答弁をいただきましたから、ついでにもう一つ明確な答弁をして下さい。

○政府委員(川上六馬君) その無免許あん摩あるいは無届の医業類似行為者というものを養成しておるような講習会がそれほどあるということとを伺つたわけでありまして、そういうことは放置できない問題と思ひますので、十分調査をして指導をいたしたいと思います。

○坂本昭君 それでは最後に、大臣に先ほどの問題ですが、私はこの盲人のあん摩師の問題は、身体障害者の生活を守る上において非常に重要な問題だと思ふんです。そして、今まで毎年三年延ばすというふうなことで、これは実はあん摩師だけの問題ではなく、盲人だけの問題ではないので、法律的にはこう扱われてきたのです。で、たくさんさんの問題点があります。しかし、きょうは、特に盲人の切実な問題を中心として、厚生当局の行政指導もはなはだ不十分なので、特にこの点を、前回もすでに審議は尽くしたのですけれども、あらためてここで取り上げてきたのです。が、この盲人の福祉の問題、たとえば優先雇用問題、こうした特別措置については、前回も当委員会では附帯決議までつけたんです。そのときに特に大臣にお願いしたのは、いつまでもぶらぶらといたらずにじんぜんとして年を送っていかれたのでは困るので、行政的にも、また、立法的にもひとつ責任を持つことを言っていたきたい。それは二年、三年後というふうなことでなくて、なるべく近い機会に厚生省としてはこの盲人の優先的な福祉の扱いについて考えていきたい、そういうひとつ明確な意思を表示していただかないかという、事務当局はなかなかやらないんです。非常にむずかしい内容は確かにあるけれども、なかなかやらない。ですから、なかなかやめようというとならば、われわれとしてもこれは政府の御要望に沿ひかねるので、この際、新任大臣としての、特に社会福祉については御経験が深いんですから、この際、身体障害者である盲人のあん摩師の問題について

大臣の積極的な御見解を披瀝していただきたいと思ひます。

○国務大臣(難尾弘吉君) 無免許のあん摩さんと申しますか、無免許でやっている人、その他のいわゆる医業類似行為というものの対する措置は、なかなかむずかしい問題だと思つております。ただ禁止すればそれでいいというだけの問題でもないと思ひます。いろいろな角度からやはり検討していかなくちゃならぬと思ひますが、むずかしいだけに年限を切つては延ばしながらじんぜん日を送つたような形になつて

いることは、いかにも残念に思ふ次第でございます。私といたしましては、この問題について、この法案について御賛成をいただきますならば、この三年の間に何とかひとつ厚生省としてももう少しはしっかりした線を出したいという心持をいたしております。特にお尋ねになりました盲人の福祉の増進の問題については、私も重大なる関心を持っておりまして、できるだけわれわれの手においてやり得ることはやってみてみたい。これからひとつ実情もよく調べてみたい。また、取り締まりの不徹底の点がありますれば、ひとつ取り締まりを徹底するように厚生省も考え、同時にまた、警察当局の御協力もいただいて、進めて参りたい、こういう心持でおります。

○藤田藤太郎君 私は、大臣の気持はわかりました。しかし、むずかしい問題でありますと言われるように、この問題はむずかしいです。行つてしまふというものが私は結論だと思ひます。だから、私は、何とかしなけりやならぬというなら、何とかせられるよう具体的な方向を、具体的なところ

までいかなくても、基本的な方向だけ、ここで一応大臣は考え方を明らかにしておいてもらいたいと思ふんです。私の言いたいの、坂本委員がいろいろ言いましたから、もううごく申し上げません。しかし、無免許あん摩というものがたくさん出て、そして盲人のあん摩さんの職を狭めていくという問題が一つございます。それから医業類似行為の方々をあん摩にしているんだという努力をせなけりやならぬ問題があつて、このために三年間延長という法案が出てきているというのが、私は筋道だと思ふんです。その八千六百十二人の以外にあるかどうかというのは、私は、やっぱり医業類似行為として行なわれている業者というものは早急に洗つてもらわなけりやならぬというものがこれに関連して出てくると思ふ。これは行政指導でやれる問題です。しかし、私は、それだけでは盲人のあん摩の問題は救われぬ。むずかしい問題だという状態を済んでいくのではないかと、こう思ふんです。憲法における職業の自由はございます。しかし、この職業の自由というのは、無制限の自由であつていいのかどうか。社会共同生活でございますから、やっぱりその社会共同生活の中でみんながよくなるというなら、他から規制を加えない限り、自由に放任しておけばできない問題です。だから、盲人の方々に特にどうするんです。暗眼者のあん摩の学校と盲人の養成学校とをどういう工合にしていくかという基本的な方向というものが出てこなければ、今のままでどうにもならぬ。暗眼者の学校は一ぺん免許したから既得権があります。千八百人も千八百人もこしらえて

いる。そうしてこちらのほうの盲人の方々は、この資料に出ていますように暗眼者が千八百人、盲人が厚生省の学校では三百八十人、それから文部省の学校でこれが千三百人、合せてまだ暗眼者のほうが多いわけです。多い人が出てくる。こういう学校の現状を維持しておつたら、いつまでたつたて既得権があるんだということだけで、盲人の福祉を守ることは私はできないところ思ふんです。二つの取り締まりとあわせてやれば盲人がもっとたくさん社会に出てその業につけるような方策というものをやらなけりやならぬ。需要と供給で何万人おつても何十万人おつてもいいという職業じゃないわけですから、おのずから需要と供給に限界があるわけですから、そこで、どこでコントロールするかというなら、盲人を優先して養成をする機関をふやして暗眼者の学校は縮小していくという基本的な態度が出てこなければこの問題は解決しないと私は思ふんです。この基本的な考え方がここで明らかにしないと、よろしくやりますだけではよくしなけりや。大臣がおやりになろうとしても、そういうことの基礎に立たなければ、いかに大臣が努力されましても解決しない問題ではなけりやかとおもんばかつて私はそういう工合に申し上げる。だから、そういう方向をやつぱり出してもらわなければ私はこの問題は解決しないのじゃないかと思ふ。まあ今大臣はそういう問題について即答できなければ、短い時間の機会にわれわれの委員会にそういう方向を出してもらふということ、これは野党と与党の問題では私はないと思ふんです。だから、そういうことをひとつ大

臣ここで確約して下さい。

○国務大臣(難尾弘吉君) この問題につきましましては、いろいろ現在の法律、制度あるいは憲法というふうな問題までひっくりまわつてなかなかむずかしい問題があるように伺つておるのでございます。私の率直な気持を申し上げますれば、おっしゃつたような心持で行政を運用して参りたいという気持を持っております。ただ、いろいろな行政は法律のもとなんです。これを申し上げるわけにも参りません。で、その点はひとつ十分検討していただきたいと存じますが、行政運用でできることについては極力御趣旨に沿うようにやつて参りたいと思つております。

○藤田藤太郎君 それは難尾大臣は文部大臣もおやりになつてこの問題の御経験者でありますから、私はしいてあなたをどうこうということはいたしません。が、ちょうど三年前に非常に温情のあるといひますか、大臣も、それはそう、挙一致でこういう問題を処理しなけりやならぬと時の大臣がそうお答えになつた。みんな大臣もわれわれもそういう気持になるんです。なるんですけれども、そういう規律をつければこの問題は解決しないかということに迫り込まれてくるというところを私は申し上げておるんです。だから、今大臣が憲法の関係からこの程度の問題があるかどうかということのお話がありましたから、これ以上あなたにきょう明かにせよとは言ひません。私はやっぱり憲法の職業の選択の自由といつたところから社会的規制を受けるべきものがある。それでなけれ

ば意味がない、生きた憲法の運用とは
言えない。私はそういう立場に立って
いる。だから行政面でおやりになつて
もらうことはそれでいいけれども、実際に
全部暗黙者のあん摩行為をシャットア
ウトするとは言っていない。しかし、お
のずから社会の規制を受けなきゃなら
ぬという、こういう立場が貫かれなけ
ればこの問題は解決しない。暗黙者の
方がどんなに毎年たくさん出てくれれば
盲人の方々の職場が圧迫されることは
当然でございます。これには社会の規
制を加えるというところに生きた私は
政治があるんだ、こういう工合に思
うわけです。だからどの程度の、憲法上
の解釈がどうなるか、どうこうとい
うことは、ひとつ至急に検討していただ
いて、この国会中に私は大筋の結論
を、大筋だけは厚生大臣からわれわれ
は承りたいと思う。そうでなければ私
は結局また大臣のお氣持が、何とかした
いというお氣持を、それに対して私
ちが半年か何年かの先に大臣を攻撃せ
ざるを得なくなるのではないか。だか
ら委員会が全部が一致している氣持の
中で、私は厚生行政というのはいさ
さな踏み切つてもいいところには私
は厚生行政のやういふところがあるの
じゃないか、こう思うのでありますから、ぜひそ
ういう工合にしたい。だいたい。

○国務大臣(藤尾弘吉君) お心持は了
承いたしました。私にお勉強させてい
ただきまして、他の機会に所見を申し
たいと思ひます。お氣持のあるところ
は十分了解しております。

○藤原道子君 私は、同僚からいろ
ろ御質問がございましたから、多くを
言わなくてもいいと思うのですが、た
だ一つ申し上げておきたいことは、厚
生当局に熱意があるかどうかどうし
ても納得いかない。私はいつかの委員
会で、業者の名前もあげて、そうして
まだ無免許の者に業務をやらせて、そ
うしてほとんど若い娘ばかり、私もそ
れにもんでもらったことがある。こう
いうことで取り締まりを強く要望した
ことがあるんです。ところが、それが
いまだにそのままやっています。これ
はおかしいと思うのです。実態調査がで
きないとおっしゃるけれども、私は業
者の名前と実態を申し上げて、取り締
まりを要求したことが委員会であつた
と思う。ところが、それが今なおそのま
ま放置されている。これで実態把握が
困難でございます。こんなべらぼうな
話は私はないと思う。この点、私は非
常に不満でございます。

それから大臣にひとつ申し上げてお
きたいのでございますが、実は占領軍
が参りました当時、あん摩はりきゅ
う、接骨等は全部禁止命令が出た。
そのときに、谷口先生も御存じだと思
ひますが、七十日間私たちはGHQに
通いました。そうして日本においては盲
人問題がどうやら解決しているのは、
このあん摩はりきゅうというものが
あるからだといふことで、ずいぶん折
衝いたしました。そうしてこれがこう
いうことになったのです。そのときに、
他の医療類似行為は禁止するといふこ
とになったことは御案内のとおりなん
です。ところが、それが今日まで、先
ほど来申し上げているように、何やら
割り切れないような当局の方針がその
ままだらだらと続いて参りました。そ
うしてまた本日、十何年かたった今日な
おかつ三年間延長する。ほかの法律で
禁止した業態を十何年も法の延長々々

でやつてきた例があるでしようか。私
はもう少し身障者に対し、ここに盲人
に對してお考え願ひますと同時に、法
の規律は規律としてしっかり守るよう
な政治をやつていただきたいといふこ
とを大臣に強く要望いたしたいといふ
ころいふ申し上げたい点はあるのです
けれども、もう時間もたいへんおそ
くなつておりますので、基本を忘れない
ようにやつていただきたい。大臣に強
く要望いたします。

○小柳勇君 昭和三十三年の三月の二
十九日のこの委員会、最高裁の判決
が出たあとの委員会、最高裁で一月
の二十七日の日に、無届あん摩が裁判
になりました。弱電の電気器具をもつ
ていわゆる無届であん摩しておつた
者が起訴されました。最高裁でついに
無罪の判決になった。こういうこの無
罪の判決に對して当委員会ではいろいろ
論議がありました。結論として高野委
員が、われわれはこうやって論議して
いる法律が最高裁判所で無罪になりま
ないではないか、したがって、法務委
員会と社労の合同委員会を開いて
結論を出しておかなければ無届あん摩
の取り締まりなどいふても、警察が
行つてつかまえても、起訴されま
しても、最高裁では無罪だと、こうい
うことになったら取り締まりも何も
きない、したがって、ひとつ早急に法
務委員会と社労委員会の合同委員会で
結論を出さうではないか、そういう申
し合ひになつておつたわけです。そ
れがまあ私も忙しかつた、合同委員
会を持つ機会もなかつた、政府当局も
こまで熱意が足らなかつたので忘れた
と思うのだが、こういうものを最も早

い機会に結論を出しておきませんと、
大臣は今決意を披瀝されましたけれ
ども、実際は厚生省で取り締まらうと
してもさつき医務局長が言われたとお
り、保健所から行きまして実際これ
は取り締まりができぬ問題でありま
す。速記録には載りましたけれども、
実際具体的になかなか困難ではない
か、検察庁からも取り締まらうと、具
体的に言われましてけれども、それは九
牛の一毛にすぎぬでしよう。したがつ
て、その根源にあるそういうものをい
つかの早い機会にひとつ合同委員会な
どで結論を出して、そうして最高裁の
判決は無罪であつた、しかし将来こ
うしなければならぬといふようなこと
で結論を出すことを私はここでひとつ
お互いに忘れてしまつておるかも知
りませんけれども、思い出しながら緊急
に対策を立てられることを要請してお
きたいと思ひます。

○委員長(谷口弥三郎君) 速記をと
めて。

午後五時三十八分速記中止

午後五時五十六分速記開始

○委員長(谷口弥三郎君) 速記を始
めて。

別に御発言もなければ、これにて質
疑は尽きたものと認めることに御異議
ございませんか。

○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ない
ものと認めます。

これより討論に入ります。御意見の
ある方は、賛否を明らかにしてお述べ
を願ひます。なお、修正意見のおあ
りの方は、討論中にお述べを願ひま
す。別に御意見もなければ、これ
にて討論は終結したものと認めて御異
議ございませんか。

○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ない
ものと認めます。

これより採決に入ります。あん摩師、
はり師、きゅう師及び柔道整復師法等
の一部を改正する法律案を問題に供し
ます。

本案を原案のとおり可決することに
賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(谷口弥三郎君) 全会一致で
ございませう。よつてあん摩師、はり
師、きゅう師及び柔道整復師法等の一
部を改正する法律案は、全会一致をもつ
て、原案どおり可決すべきものと決定
いたしました。

○鹿島俊雄君 私は、この際、ただい
ま可決されました法律案につきまして、
附帯決議の動議を提出いたします。

○委員長(谷口弥三郎君) ただいま鹿
島委員から提出の動議を議題とするこ
とに御異議ございませんか。

○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ない
ものと認めます。それでは鹿島委員。

○鹿島俊雄君 それではただいま提出
いたしました附帯決議案の案文を朗読
いたします。

あん摩師、はり師、きゅう師及び柔
道整復師法等の一部を改正する法律案
に対する附帯決議案

医療類似行為に關し、漫然と就業
年限の延長を図るのみでは、その業
に従う者の社会的経済的地位を不安
定なものにし、かつ国民保健の上か
ら問題があると思われるので、政
府は速かに左記について検討を加え

必要な措置を講ずべきである。

記

一、医業類似行為業者の処遇に関する方針を確立すること。

二、身体障害者であるあん摩師の職域優先確保の特別措置を速かにすること。

三、無免許あん摩師その他これに類する者に対する取締りを強化すること。

右決議する。

○委員長(谷口弥三郎君) 提案理由の説明をお願いいたします。

○鹿島俊雄君 ただいま案文を朗読いたしました附帯決議案は、当委員会の各党各会派一致いたしましたので、決議でございます。

提案理由の趣旨は、ただいま朗読の案文で尽きておりますので省略したいと存じます。

ただし、第二項の盲人あん摩師の職域優先確保の特別措置は、次期通常国会においてすみやかに措置されたい趣旨でございます。

以上であります。

○委員長(谷口弥三郎君) ただいまの決議案に対して御質疑のある方は、順次御発言をお願いします。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(谷口弥三郎君) 別に御発言もなければ、これより本案を採決することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ないと認めます。

鹿島君提出の附帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(谷口弥三郎君) 全会一致と認めます。よって鹿島君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

この際、灘尾厚生大臣より発言を求められております。これを許可することにいたします。

○国務大臣(灘尾弘吉君) ただいまの附帯決議の御趣旨を尊重いたしまして、誠意をもって善処をしたいと考えております。

なお、第二類の特別措置につきましては、できる限り努力、検討を尽くしまして、相なるべくは、できるものは次の通常国会に提案することができまうように、最善の努力をいたしたいと考えています。

○委員長(谷口弥三郎君) なお、議長に提出する報告書の作成などにつきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ないと認めます。よってこれを決定いたします。

以上をもって本日の審議を終了いたしました。次回の委員会は十月十九日木曜の午前十時より開会いたします。本日はこれをもって散会いたします。

午後六時三十分散会

十月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、原爆被害者救済に関する請願(第二七〇号)

一、小児マヒ完全予防対策に関する請願(第二七五号)(第三一八号)

一、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する

る請願(第二九七号)

一、結核患者保護のための立法化等に関する請願(第三二〇号)

一、保育事業関係予算に関する請願(第三二〇九号)

一、失業対策労働者に対する寒冷地手当支給等に関する請願(第三二一〇号)

一、失業対策事業労働者に対する石炭手当支給制度に関する請願(第三二一一号)

一、失業対策事業の根本的改正に関する請願(第三二七号)

第二七〇号 昭和三十六年十月三日受理

原爆被害者救済に関する請願

請願者 東京都港区芝新橋七ノ二日本原水爆被害者団体協議会内 森滝市郎

紹介議員 谷口弥三郎君

原爆被害者の援護措置を完全にするために、(一)医療を無料にするため、現行医療法の特別被爆者の取扱いを全被爆者に拡大し、医療手当のわくを撤廃し増額すること、(二)生活困窮の被爆者に特別生活援護手当を支給すること、(三)障害者に障害年金を支給すること、(四)死没者に対する弔慰金と遺族に年金を支給すること、(五)現行法律の実施に必要な十分な措置をとるとともに事務費を増額すること、(六)原爆症についての総合的研究機関を設置すること等措置を講ぜられたいとの請願。

第二七五号 昭和三十六年十月四日受理

小児マヒ完全予防対策に関する請願

請願者 田中 茂穂君

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 長野県議会議長 中村環

紹介議員 棚橋 小虎君

小児マヒの完全予防のため、(一)生ワクチン投与の年齢六才以下を最低十二才以下まで引き上げその不足ワクチンを緊急追加輸入すること、(二)今後輸入される生ワクチンについては、十分調査のうえ安全性の強いものを輸入すること、(三)今回の生ワクチン投与にあつては、行政指導に基づく希望接種の措置をとられるようであるが、一人ももれなく接種をうけられるようその周知徹底を期すること、(四)治療薬ガランタミンを必要だけ緊急輸入し、健康保険の適用を認めること、(五)治療施設を緊急に完備し無料で治療がうけられるようにすること、等の緊急措置を講ぜられたいとの請願。

第三一八号 昭和三十六年十月五日受理

小児マヒ完全予防対策に関する請願

請願者 長野市妻科町長野県議院内 佐藤武久外一名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第二七五号と同じである。

第二九七号 昭和三十六年十月五日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 鹿児島県鹿屋市米町鹿屋同業組合同業組合肝付支部内 坂元良明

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

する法律が施行されてから、早くも三年を経過したが、環境衛生同業組合とその事業の運営において、立法内容の不備から法の主旨実現が望み薄い上に、幾多の困難な問題が発生し、ために組合員の不満動搖、役員の辞職等の傾向が次第に広がり、このまま推移するならば混乱はさらに拡大深刻化し、ついには組合は崩壊のやむなきに至り、本法の目的はとうてい達成できないから、これが根本的対策として、

(一)出資に関する措置、(二)営業施設の配置の基準の設定に係る法的効力に関する措置、(三)福利厚生に関する措置、(四)組合事業の員外利用に関する措置、(五)適正化規程の自動的発効に関する措置、(六)独禁法適用の排除に関する措置、(七)組合交渉権に関する措置、(八)加入命令に関する措置、(九)設備新設制限命令に関する措置、(十)規制命令の自動的発効に関する措置、(十一)税法上の減免に関する措置等の万全を期して本法の一部を改正する等の措置を講ぜられたいとの請願。

第三〇〇号 昭和三十六年十月五日受理

結核患者保護のための立法化等に関する請願

請願者 岡山県議会議長 蜂谷初四郎

紹介議員 加藤 武徳君

今回の結核予防法の改正により、入所命令措置は大幅に拡大され、感染防止と同時に医療保障の性格が多分に加味されたことは、結核予防行政上まことに喜ばしいことであるが、結核という疾患は、ただ単なる医学の問題にとどまらず生活そのものにつながる疾患で

うち死亡を支給事由とする給付を受けることができる者
六 第五条第二項第六号に掲げる給付を受けることができる者
七 第七条第二項第六号の次に次の一号を加える。

七 第一号から第四号までに掲げる者の配偶者

「第三章 年金給付」を「第三章 給付」に改める。

第十五条の見出しを「(給付の種類)」に改め、同条中「(以下「年金給付」という。)」を「(以下単に「給付」という。)」に改め、同条第三号中「母子年金」の下に、「準母子年金」を加え、同条に次の一号を加える。

四 死亡一時金
第十六条中「年金給付」を「給付」に改める。

第十七条中「年金給付を受ける権利」を「年金たる給付(以下「年金給付」という。))を受ける権利」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

(死亡の推定)

第十八条の二 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗つていた者若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた者の生死が三箇月間分らない場合又はこれらの者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、死亡を支給事由とする年金給付の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆

し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又はその者が行方不明となつた日に、その者は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその航空機に乗つていた者若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた者の生死が三箇月間分らない場合又はこれらの者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合にも、同様とする。

(未支給年金)

第十九条を次のように改める。

第十九条 年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付がまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその年金を請求してゐなかつたときは、同項に規定する者は、自己の名で、その年金を請求することができる。ただし、第五十三條第一項、第五十六條第一項、第六十一條第一項又は第六十四條の三第一項の規定によつて支給される年金については、この限りでない。

3 第五十三條第一項、第五十六條第一項、第六十一條第一項又は第六十四條の三第一項の規定によつて支給される年金に係る第一項の

請求は、受給権者の死亡の日から起算して六箇月以内にしなければならない。ただし、この期間内に請求をしなかつたことにつきやむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

4 未支給の年金を受けるべき者の順位は、第一項に規定する順序による。

5 未支給の年金を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその金額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

第二十一条第二項中「母子年金」の下に「又は準母子年金」を加える。

第二十二條から第二十五條まで中「年金給付」を「給付」に改める。

第二十八條の見出しを「(支給の繰下げ)」に改め、同条第一項中「老齢年金受給延期」を「老齢年金支給繰下げ」に改め、同条第四項中「前条」を「第二十七條」に改め、同条を第二十八條の三とし、第二十七條の次に次の二條を加える。

(特例支給)

第二十八條 保険料納付済期間が一年以上であり、かつ、その保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が三十年をこえる者が六十五歳に達したときは、第二十六條各号のいずれにも該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、その者に老齢年金を支給する。

2 前項の規定により支給する老齢年金の額は、保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に

定める額とする。	
保険料納付済期間	年金額
一年以上四年未満	五、〇〇〇円
四年以上七年未満	七、〇〇〇円
七年以上	九、〇〇〇円

(支給の繰上げ)

第二十八條の二 第二十六條各号のいずれかに該当する者又は前条第一項に規定する老齢年金の支給要件に該当する者で、六十歳以上六十五歳未満のものは、六十五歳に達する前に、厚生大臣に老齢年金支給繰上げの請求をすることができ。

2 前項の請求があつたときは、第二十六條及び前条第一項の規定にかかわらず、その請求があつた日から前項に規定する者が六十五歳に達するまでの期間内でその者が希望する時から、その者の老齢年金を支給する。

3 前項の規定によつて支給する老齢年金の額は、第二十七條及び前条第二項の規定にかかわらず、第一項の請求があつた日の前日における保険料納付済期間に応じて、それぞれ第二十七條又は前条第二項の表の下欄に定める額から政令で定める額を減じた額とする。

2 第二十八條の規定によつて支給される老齢年金の受給権は、前項の規定によつて消滅するほか、受給権者が七十歳に達したときは、消滅する。

第三十條各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、その者が初診日において第二十八條の二の規定により老齢年金の支給を受けていたときは、この限りでない。

第三十條第一号中ハをニとし、ロの次にハとして次のように加える。

ハ 初診日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続き一年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてが保険料納付済期間で満たされていること。

第三十條に次の一項を加える。

2 初診日が二十歳に達する日前である傷病により廃疾の状態にある者が、二十歳に達した日以後にさらに疾病にかかり又は負傷した場合において、前項各号の要件に該当し、かつ、新たに発した傷病に係る廃疾認定日において、前後の廃疾を併合して別表に定める程度の廃疾の状態にあるときは、その者に前後の廃疾を併合した廃疾の程度による障害年金を支給する。

ただし、新たに発した傷病に係る廃疾が厚生大臣の定める程度以上のものであるとき、その者が初診日において第二十八條の二の規定により老齢年金の支給を受けていなかつた場合に限る。

「第四節 母子年金、遺児年金及び寡婦年金」を「第四節 母子年金、遺児年金、遺児年金及び寡婦年金」に改める。

第三十七條の見出しを「(母子年金

の支給要件」に改め、同条第一項中「被保険者たる妻」を「妻」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、その者が夫の死亡日において第二十八条の二の規定により老齢年金の支給を受けていたときは、この限りでない。

第三十七条第一項各号を次のように改める。

一 死亡日において被保険者であつた者については、死亡日の前日において次のいずれかに該当したことを要する。

イ 死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が十五年以上であるか、又はその保険料納付済期間が五年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものの三分の二以上を占めること。

ロ 死亡日の属する月の前日における直近の基準月の前月まで引き続き三年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてが保険料納付済期間又は一年六箇月をこえない保険料免除期間で満たされていること。

ハ 死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続き一年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてが保険料納付済期間で満たされていること。

ニ 死亡日の属する月の前月までの被保険者期間につき、第二十六条各号のいずれかに該当

当していること。

二 死亡日において被保険者でなかつた者については、死亡日において六十五歳未満であり、かつ、死亡日の前日において第二十六条各号のいずれかに該当したことを要する。

第三十八条の見出しを「(母子年金の額)」に改め、同条(表の上欄を含む)中「妻」を削る。

第三十九条の見出しを削り、同条第三項第五号中「妻によつて生計を維持し」を「妻と生計を同じくし」に改める。

第四十条の見出しを「(母子年金の失権)」に改め、同条第一項第三号を次のように改める。

三 養子となつたとき(直系血族又は直系姻族の養子となつたときを除く)。

第四十一条の見出しを「(母子年金の支給停止)」に改め、同条第二項中「公的年金各法に基く年金たる給付」を「公的年金給付」に改め、同条の次に次の四条を加える。

(準母子年金の支給要件)

第四十一条の二 準母子年金は、夫、男子たる子、父又は祖父が死亡した場合において死亡日の前日において次の各号のいずれかに該当し、かつ、死亡者の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した女子が、死亡の当時準母子状態にあるときに、その者に支給する。ただし、その者が死亡者の死亡日において第二十八条の二の規定により老齢年金の支給を受けていたときは、この限りでない。

一 死亡日において被保険者であ

つた者については、死亡日の前日において次のいずれかに該当したことを要する。

イ 死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が十五年以上であるか、又はその保険料納付済期間が五年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものの三分の二以上を占めること。

ロ 死亡日の属する月の前日における直近の基準月の前月まで引き続き三年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてが保険料納付済期間又は一年六箇月をこえない保険料免除期間で満たされていること。

ハ 死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続き一年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてが保険料納付済期間で満たされていること。

ニ 死亡日の属する月の前月までの被保険者期間につき、第二十六条各号のいずれかに該当していること。

二 死亡日において被保険者でなかつた者については、死亡日において六十五歳未満であり、かつ、死亡日の前日において第二十六条各号のいずれかに該当したことを要する。

2 前項に規定する準母子状態とは、次の各号に定める状態をいう。この場合において、第一号及び第二号に規定する孫並びに第一

号及び第三号に規定する弟妹は、死亡者の死亡の当時十八歳未満であるか又は二十歳未満で別表に定める廃疾の状態にあり、かつ、死亡者の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した者(死亡者の死亡の当時父又は生計を同じくする母若しくは父の妻がいた者を除く。)に限るものとする。

一 夫が死亡した場合において、孫又は弟妹と生計を同じくすること。

二 男子たる子が死亡した場合においては、孫と生計を同じくし、かつ、配偶者がいないこと。

三 父又は祖父が死亡した場合においては、弟妹と生計を同じくし、かつ、配偶者がいないこと。

(母子年金に関する規定の準用等)

第四十一条の三 第三十八条から第四十一条までの規定は、準母子年金について準用する。

2 前項において準用する第三十九条第一項の規定によりその額が加算された準母子年金については、同条第三項の規定によつて年金額を改定するほか、孫又は弟妹のうち一人又は二人以上がその母又は父の妻と生計を同じくするに至つたときは、その生計を同じくするに至つた日の属する月の翌月から、その生計を同じくするに至つた孫又は弟妹の数に応じて、年金額を改定する。

弟妹が、孫又は弟妹が二人以上であるときは同時に又は時を異にしてそのすべての孫又は弟妹が、その母又は父の妻と生計を同じくするに至つたときは、消滅する。

(準母子年金の額の調整)

第四十一条の四 一の準母子年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となる孫又は弟妹が、同時に他の準母子年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となるときは、これらの準母子年金の額は、前条第一項において準用する第三十八条及び第三十九条第一項の規定にかかわらず、その受給権者のうち保険料納付済期間が最も長い者の保険料納付済期間に基づきこれらの規定によつて計算した額をその受給権者の数で除して得た額とする。

2 前項の場合において、その受給権者に同項に規定する孫又は弟妹以外の孫又は弟妹があるときは、その孫又は弟妹に係る前条第一項の規定による加算は、前項の規定による調整を行なつた後に行なうものとする。

3 第一項の場合において、同項に規定する準母子年金の受給権者のうちいずれかの者の受給権が消滅したときは、その消滅した日の属する月の翌月から、他の受給権者に支給する準母子年金の額を改定する。

4 前条第二項の規定は、第一項に規定する孫又は弟妹が二人以上ある場合における同項の準母子年金

について準用する。

5 一の準母子年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつてゐる孫又は弟妹のうちの一又は二人以上が、さらに他の準母子年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となるに至つたときは、そのなるに至つた日の属する月の翌月から、従前その孫又は弟妹が支給の対象となり、又はその額の加算の対象となつてゐた準母子年金の額を改定する。

第四十一条の五 準母子年金は、その受給権者又は当該準母子年金の支給の要件となり若しくはその額の加算の対象となる孫若しくは弟妹と生計を同じくすることによつて支給され若しくはその額が加算される他の準母子年金の受給権者が、母子年金の受給権を有する期間、その支給を停止する。

2 前項の場合においては、当該準母子年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となる孫又は弟妹は、第三十九条の規定の適用については、妻が当該母子年金の受給権を取得した当時第三十七条第一項に規定する要件に該当し、かつ、その妻と生計を同じくしたその妻の子とみなす。

3 母子年金の受給権者が準母子年金の受給権を取得したときは、その取得した日の属する月の翌月から、前項の規定により妻の子とみなされる者の数に応じて、当該母子年金の額を改定する。

第四十二条第一号中ハをニとし、ロの次にハとして次のように加え

る。

ハ 死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続き一年間被保険者であり、かつ、その期間のすべて

が保険料納付済期間で満たされてゐること。

第四十三条の表を次のように改める。

死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に 係る死亡日の前日における保険料納付済期間	年 金 額
二六年以上二七年末満	一一、〇〇〇円
二六年以上二七年末満	一二、六〇〇円
二七年以上二八年末満	一三、二〇〇円
二八年以上二九年末満	一三、八〇〇円
二九年以上三〇年末満	一四、四〇〇円
三〇年以上三一年末満	一五、〇〇〇円
三一年以上三二年末満	一五、六〇〇円
三二年以上三三年末満	一六、二〇〇円
三三年以上三四年末満	一六、八〇〇円
三四年以上三五年末満	一七、四〇〇円
三五年以上三六年末満	一八、〇〇〇円
三六年以上三七年末満	一八、六〇〇円
三七年以上三八年末満	一九、二〇〇円
三八年以上三九年末満	一九、八〇〇円
三九年以上四〇年末満	二〇、四〇〇円
四〇年	二一、〇〇〇円

第四十七条第一項中「当該父の死亡についての妻が」を「その受給権者の父の妻又は祖母若しくは姉が」に、「母子年金」を「母子年金又は準母子年金」に改め、同条第二項中「母子年金」を「母子年金又は準母子年金」に、「第六十一条」を「第六十一条又は第六十四条の三」に、

「第六十七条」を「第六十六条第六項」に改め、「全額につき支給を停止されているとき」の下に「第六十七条第二項の規定によりさかのぼつて停止されることとなつたときを含む。」を加える。

第四十九条第一項ただし書中受給権者であつたことがあるとき」の下

に「又は第二十八条の二の規定により老齢年金の支給を受けていたとき」を加える。

第五十二条の次に次の一節を加える。

第四節の二 死亡一時金

第五十二条の二 死亡一時金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が三年以上である者が死亡した場合において、その者に遺族があるときに、その遺族に支給する。ただし、老齢年金、通算老齢年金、障害年金（第五十六条第一項の規定によつて支給されるものを除く）、母子年金（第六十一条第一項の規定によつて支給されるものを除く）又は準母子年金（第六十四条の三第一項の規定によつて支給されるものを除く）受給権又は受給権者であつたことがある者が死亡したときは、この限りでない。

（遺族の範囲及び順位等）

第五十二条の三 死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとする。

2 死亡一時金を受けるべき者の順位は、前項に規定する順序による。

3 死亡一時金を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（金額）
第五十二条の四 死亡一時金の額は、死亡日に属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に 係る死亡日の前日における保険料納付済期間	金 額
三年以上五年未満	五、〇〇〇円
五年以上一〇年末満	七、〇〇〇円
一〇年以上一五年未満	一四、〇〇〇円
一五年以上二〇年末満	二一、〇〇〇円
二〇年以上二五年未満	二八、〇〇〇円
二五年以上三〇年末満	三六、〇〇〇円
三〇年以上三五年未満	四四、〇〇〇円
三五年以上	五二、〇〇〇円

(支給の調整)

第五十二条の五 第五十二条の三の規定により死亡一時金の支給を受ける者が、第五十二条の二に規定する者の死亡により遺児年金又は寡婦年金を受けることができるときは、その者の選択により、死亡一時金と遺児年金又は寡婦年金とのうち、その一を支給し、他は支給しない。

「第五節 特例による老齢年金、障害年金及び母子年金」を「第五節 福祉年金」に改める。

第五十五条中「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改める。

第五十六条第一項第一号ロ中「二十歳に達した後」を「被保険者となつた後」に改め、同項第二号中「六十五歳」を「七十歳」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 初診日が二〇歳に達する日以前である傷病により廃疾の状態にある者が、二十歳に達した日以後にさらに疾病にかかり又は負傷した場合において、前項各号の要件に該当し、かつ、新たに発した傷病に係る廃疾認定日において前後の廃疾を併合して別表に定める一般に該当する程度の廃疾の状態にあるときも、同項と同様とする。この場合においては、第三十条第二項ただし書の規定を準用する。

3 第三十一条第二項及び第三十二条の規定は、前二項の規定による障害福祉年金の受給権者が、第三十条第二項又は前条第二項の規定

により当該廃疾と新たに発した傷病に係る廃疾とを併合した廃疾の程度による障害年金の受給権を取得した場合に準用する。

第六十一条第一項各号列記以外の部分中「死亡日の前日において次の各号のいずれにも該当せず」を「次の各号の要件に該当し」に、「被保険者たる妻」を「妻」に改め、同項各号を次のように改める。

一 死亡日において被保険者であつた者については、死亡日の前日において次のいずれにも該当しなかつたこと。

イ 死亡日の属する月の前月までの被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが五年以上である場合においては、その期間のうちの保険料納付済期間が、その期間の三分の二に満たないこと。

ロ 死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続く三年間のうち被保険者となつた後の期間に限る。が、保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていないこと。

二 死亡日において被保険者でなかつた者については、死亡日において七十歳未満であり、かつ、死亡日の前日において第五十三条第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したること。

第六十四条の次に次の五条を加える。
(母子福祉年金についての適用除外規定)

第六十四条の二 第四十一条第二項の規定は、母子福祉年金に関して、適用しない。

(準母子福祉年金の支給要件)

第六十四条の三 夫、男子たる子、父又は祖父が死亡した場合において、死亡日の前日において次の各号のいずれかに該当してかつ、死亡者の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した女子が、死亡者の死亡の当時準母子状態にあるときは、第四十一条の二第一項に定める準母子年金の支給要件に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、その者に準母子年金を支給する。ただし、その者が、死亡者の死亡日において、日本国民でないとき、又は日本国内に住所を有しないときは、この限りでない。

一 死亡日において被保険者であつた者については、死亡日の前日において次のいずれにも該当しなかつたこと。

イ 死亡日の属する月の前月までの被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが五年以上である場合においては、その期間のうちの保険料納付済期間が、その期間の三分の二に満たないこと。

ロ 死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続く三年間(その者が被保険者となつた後の期間に限る)が、保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていないこと。

二 死亡日において被保険者でなかつた者については、死亡日において七十歳未満であり、かつ、死亡日の前日において第五十三条第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したること。

かつた者については、死亡日において七十歳未満であり、かつ、死亡日の前日において第五十三条第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したること。

2 前項に規定する準母子状態とは、第四十一条の二第二項各号に定める状態をいう。この場合において、同項第一号及び第二号に規定する孫並びに同項第一号及び第三号に規定する弟妹は、死亡者の死亡の当時義務教育終了前であり、かつ、死亡者の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した者(死亡者の死亡の当時父又は生計を同じくする母若しくは父の妻がいた者を除く)に限るものとする。

3 第一項の規定により支給する準母子年金は、準母子福祉年金と称する。

(母子福祉年金に関する規定の準用)

第六十四条の四 第六十二条から第六十四条の二までの規定は、準母子福祉年金について準用する。

(準母子福祉年金の額の調整)

2 前項の場合においては、第四十一条の四第二項から第五項までの規定を準用する。

3 第四十一条の四の規定は、その支給の要件となり、又はその額の加算の対象となる孫又は弟妹を共通にする二箇の準母子年金のうち、そのいずれか一方が準母子福祉年金であるときは、適用しない。この場合においては、当該準母子福祉年金は、その支給を停止する。

(母子福祉年金と準母子福祉年金との調整)

第六十四条の六 第四十一条の五の規定は、準母子年金の受給権者が母子福祉年金の受給権を有する場合及び準母子福祉年金の受給権者が母子年金の受給権を有する場合に、適用しない。

2 準母子年金(準母子福祉年金を除く)の支給の要件となり又はその額の加算の対象となる孫又は弟妹と生計を同じくすることによつて支給され又はその額が加算される他の準母子年金の受給権者が母子福祉年金の受給権を有するときは、第四十一条の五第一項の規定にかかわらず、当該母子福祉年金の支給を停止する。

第六十五条第一項中「及び母子福祉年金」を「母子福祉年金及び準母子福祉年金」に改め、同項第一号中「公的年金各法に基く年金たる給付」を「公的年金給付」に改め、同条第四項中「子」の下に「孫又は弟妹」を加え、「二万五千元」を「三万円」に改める。

第六十六条第一項及び第二項中

「公的年金各法に基く年金たる給付」を「公的年金給付」に改め、同条第四項中「次項において同じ。」を「以下同様」に改め、同条第五項中「扶養親族」を「控除対象配偶者及び扶養親族」に、「同年分の所得税額を基準として」を「同年分の所得税額を基準とし控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びに扶養親族の数及び年齢に応じ」に改め、同条に次の一項を加える。

6 母子福祉年金にあつては受給権者と生計を同じくする義務教育終了後（十五歳に達した日の属する学年の末日後をいい、同日以後引き続き中学又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学する場合に、その在学する間を除く。以下同じ。）の子又は夫の子、準母子福祉年金にあつては受給権者と生計を同じくする義務教育終了後の子、孫又は弟妹のうち、前年における所得が最も多額であつた者の同年の所得につき所得税法の規定により計算した同年分の所得税額が、前項の規定に基づき政令で定める金額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月まで、当該母子福祉年金又は準母子福祉年金は、その支給を停止する。

第六十七条を次のように改める。
第六十七条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額

を除く。）がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の四月までの福祉年金については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得又は所得税額を理由とする第六十五条第四項又は前条第四項から第六項までの規定による支給の停止は、行なわれない。

2 前項の規定により福祉年金の支給の停止が行なわれなかつた場合において、次の各号に該当するときは、それぞれ当該各号に規定する福祉年金で同項に規定する期間に係るものは、当該被災者が損害を受けた月にさかのぼつて、その支給を停止する。
一 当該被災者が、損害を受けた年において十三万円（当該被災者がその年の十二月三十一日において当該被災者又はその配偶者の子、孫又は弟妹であつて義務教育終了前のものの生計を維持したときは、十三万円にその子、孫又は弟妹一人につき三万円を加算した額とする。）をこえる所得を有したこと。当該被災者に支給する福祉年金
二 当該被災者の所得につき、所得税法の規定により計算した当該損害を受けた年分の所得税額があること。当該被災者の配偶者に支給する老齢福祉年金及び障害福祉年金
三 当該被災者の所得につき、所得税法の規定により計算した当該損害を受けた年分の所得税額

が、前条第五項の規定に基づく政令で定める金額以上であること。当該被災者を扶養義務者とする者に支給する老齢福祉年金及び障害福祉年金並びに当該被災者の母又は父の妻に支給する母子福祉年金及び当該被災者の母、祖母又は姉に支給する準母子福祉年金
3 前項第一号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、第六十五条第四項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。
第七十条中「年金給付」を「給付」に改める。
第七十一条第一項中「遺児年金又は寡婦年金」を「準母子年金、遺児年金、寡婦年金又は死亡一時金」に、「被保険者若しくは被保険者であつた者又は夫」を「夫、男子たる子、父、祖父又は被保険者若しくは被保険者であつた者」に、「又は遺児年金」を「準母子年金、遺児年金又は死亡一時金」に改め、同条第二項中「遺児年金」を「準母子年金又は遺児年金」に改める。
第七十二条第二号中「子」の下に、「孫若しくは弟妹」を加える。
第七十四条中「三月三十一日」を「四月一日」に改める。
第七十五条第一項中「明治三十九年四月一日から明治四十四年三月三十一日」を「明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日」に改める。

第七十六條中「第二十八條第一項」の下に、「第二十八條の二第一項、第二十八條の三第一項」を加え、「第

三十條」を「第三十條、第三十七條第一項、第四十一條の二第一項、第四十九條第一項及び第九十九條第一項」を「及び第四十九條第一項」に改め、同条の表（備考を除く。）中「三月三十一日」を「四月一日」に、「四月一日」を「四月二日」に改める。
第七十七條第一項中「三月三十一日」を「四月一日」に改め、同条第三項中「大正十五年四月一日から昭和五年三月三十一日」を「大正十五年四月二日から昭和五年四月一日」に改め、同条第四項中「第二十八條第二十八條の二第三項及び第二十八條の三第四項中「第二十七條」とあるのは、それぞれ「第二十七條」とあるのを、「それぞれ」に改める。
第七十八條中「第五十二條第一項」を「第二十八條第一項及び第五十三條第一項」に改め、「第五十六條第一項」の下に、「第六十一條第一項及び第六十四條の三第一項」を加え、同条の表（備考を除く。）中「明治四十四年四月一日から明治四十五年三月三十一日までの間」を「明治四十五年四月一日以前」に、「四十九歳をこえ、五十歳をこえない者」を「四十九歳をこえる者」に、「四月一日」を「四月二日」に、「三月三十一日」を「四月一日」に改め、同条に次の一項を加える。
2 昭和十年四月一日以前に生まれたる者（昭和三十六年四月一日において二十六歳をこえる者）については、第二十八條第一項中「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間」とあるのは「保険料納付済期間又は保険料納付済

期間と保険料免除期間とを合算した期間」と、第五十三條第一項（第五十六條第一項、第六十一條第一項及び第六十四條の三第一項の規定を適用する場合を含む。）中「保険料免除期間又は保険料免除期間と保険料納付済期間とを合算した期間」とあるのは「保険料免除期間、保険料免除期間と保険料納付済期間とを合算した期間又は保険料納付済期間」と、それぞれ読み替へるものとする。
第七十九條を次のように改める。
（廢疾の併合認定についての特例）
第七十九條 昭和十六年四月一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において二十歳をこえる者）については、第三十條第二項及び第五十六條第二項中「二十歳に達する日」又は「二十歳に達した日」とあるのは、それぞれ「昭和三十六年四月一日」と読み替へるものとする。

第八十條第一項中「七十歳以上である」を「七十歳をこえる」に改め、同条第二項中「三月三十一日」を「四月一日」に、「七十歳未満である」を「七十歳をこえない」に改める。
第八十一條第一項中「二十歳以上である」を「二十歳をこえる」に改め、同条第二項中「当該傷病により」を削り、同条第三項中「三月三十一日」を「四月一日」に改め、「当該傷病により」を削る。
第八十二條第一項中「二十歳以上である」を「二十歳をこえる」に改め、同条第二号中「直系姻族」を「直系血族及び直系姻族」に改め、同条第二項中「六十歳未満」を「七十歳

期間と保険料免除期間とを合算した期間」と、第五十三條第一項（第五十六條第一項、第六十一條第一項及び第六十四條の三第一項の規定を適用する場合を含む。）中「保険料免除期間又は保険料免除期間と保険料納付済期間とを合算した期間」とあるのは「保険料免除期間、保険料免除期間と保険料納付済期間とを合算した期間又は保険料納付済期間」と、それぞれ読み替へるものとする。
第七十九條を次のように改める。
（廢疾の併合認定についての特例）
第七十九條 昭和十六年四月一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において二十歳をこえる者）については、第三十條第二項及び第五十六條第二項中「二十歳に達する日」又は「二十歳に達した日」とあるのは、それぞれ「昭和三十六年四月一日」と読み替へるものとする。

未滿」に改め、同条第三項中「三月三十一日」を「四月一日」に、「六十歳以上であつた」を「七十歳をこえていた」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(準母子福祉年金の特別支給)

第八十二条の二 夫、男子たる子、父又は祖父の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した昭和十六年四月一日以前に生まれた女子(昭和三十六年四月一日において二十歳をこえる者)が、昭和十六年四月一日において第六十四条の三第二項に規定する準母子状態にあるときは、同条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の準母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 女子が、現に婚姻をしているとき。
二 女子が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてゐるとき(その死亡者の死亡後に養子となつた場合に限る)。
三 女子と生計を同じくする孫又は弟妹のすべてが、現に婚姻をしてゐるか、又は女子以外の者の養子となつてゐるとき(その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る)。

2 明治四十四年四月一日以前に生まれた女子(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえる者)であつて、昭和三十六年四月一日以後に夫、男子たる子、父又は祖父が死亡し、死亡者の死亡の当時その死亡者によつて

生計を維持したもの(死亡者の死亡日において七十歳をこえた者を除く)が、死亡者の死亡の当時第六十四条の三第二項に規定する準母子状態にあるときも、前項と同様とする。ただし、当該死亡者の死亡について第四十一条の二第一項又は第六十四条の三第一項の規定により準母子年金の受給権を取得すべきときは、この限りでない。

第八十三条中「前三条」を「前四条」に改める。
第八十九条第一号中「母子福祉年金」の下に「若しくは準母子福祉年金」を加える。
第九十二条第三項中「納期限までに」を削り、同条に次の一項を加える。

4 国民年金印紙に關して必要な事項は、厚生省令で定める。
第九十三条第一項中「都道府県知事の承認を受け、」を削り、同条第二項中「市町村長」を「都道府県知事又は市町村長」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「国民年金印紙によつて納付する場合を除き、」を削る。

第九十九条を次のように改める。
第九十九条 削除
第一百一条第一項中「年金給付」を「給付」に改める。
第一百二条第一項中「第八十三条第二項の規定に該当する場合において、その権利につき裁定の請求をすることができるとなつた日」を削り、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「第九十九条の規定による還付金を

受ける権利を含む。」を「及び死亡一時金を受ける権利」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 前項の効力は、当該年金給付がその全額につき支給を停止されてゐる間は、進行しない。

第一百四十四条中「母子年金」の下に「若しくは準母子年金」を、「子」の下に「孫若しくは弟妹」を加える。
第一百七条第二項中「受給権者、」を「受給権者又は」に改め、「母子年金」の下に「若しくは準母子年金」を加え、「又は疾病、負傷若しくは廢疾の状態にあることにより第六十七条ただし書の規定によつて母子福祉年金の支給が停止されてゐない子」を「孫若しくは弟妹」に改め、「疾病若しくは負傷」を削る。

第一百八条中「被保険者、受給権者又は世帯主若しくは被保険者の配偶者」を「受給権者、受給権者の配偶者、扶養義務者若しくは義務教育終了後の子、夫の子、孫若しくは弟妹、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主に、」公的年金各法に基く年金たる給付」を「受給権者若しくはその配偶者に対する公的年金給付」に改める。
第一百九条の見出し中「年金給付」を「給付」に改め、同条第一項中「年金給付」を「給付」に、「通信大臣」を「政令で定めるところにより政令で定める機関に取り扱わせる場合を除き、郵政大臣」に改め、同条第二項中「前項の支払に必要な資金を通信大臣」を「前項の規定により郵政大臣が給付の支払に關する事務を取り扱う場合には、その支払いに必要

な資金を郵政大臣」に改める。
第一百十一条中「年金給付」を「給付」に改める。
附則第二条中「年金給付」を「給付」に改める。
附則第四条中「第九條」を「第九條の二」に改める。

附則第五条中「明治四十四年四月一日」を「明治四十四年四月二日」に改める。
附則第六条第一項中「明治四十四年四月一日」を「明治四十四年四月二日」に、「都道府県知事の承認を受けて、」を「都道府県知事に申し出て、」に改め、同条第二項中「承認を受けた」を「申出をした」に改め、同条第三項中「承認」を「申出」に改め、同条第五項第二号中「第七号」を「第八号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六條の二 明治四十四年四月二日以後に生まれた被保険者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえない者)であつて第七條第二項に該当しない者が同項第二号から第八号までのいずれかに該当するに至つた場合において、その者がこれに該当するに至らなかつたならば納付すべき保険料を、その該当するに至つた日の属する月以降の期間について、第九十三条第一項の規定により前納してゐるとき、又はその該当するに至つた日の属する月後における最初の四月の末日までに納付したときは、その該当するに至つた日において、前条第一項の申出をしたものとみなす。

附則第七條第一項中「明治三十九年四月一日から明治四十四年三月三十一日」を「明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日」に改める。
附則第九條中「第三号」を「第四号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九條の二 疾病にかかり、又は負傷し、二十歳に達する日前におけるその初診日において第七條第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者の当該傷病による廢疾については、第三十條第二項及び第五十六條第二項の規定を適用しない。

2 昭和十六年四月一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において二十歳をこえる者)が疾病にかかり又は負傷し、昭和十六年四月一日以前におけるその初診日において第七條第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した場合には、第七十九條の規定を適用しない。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して、この附則に特別の定めがあるものを除き、昭和三十六年四月一日から適用する。

(死亡の推定に關する経過措置)
2 この法律による改正後の第十八條の二の規定は、この法律の施行前に船舶若しくは航空機が沈没し、転覆し、墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際に乗つており、又は船舶若しくは航空機に乗つていて、その航行中に行方不明となり、この法律の施行の際

年四月一日から明治四十四年三月三十一日」を「明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日」に改める。
附則第九條中「第三号」を「第四号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

まだその生死が分らないか、又は三箇月以内にその死亡が明らかとなりこの法律の施行の際まだその死亡の時期が分らない者についても適用する。

(未支給年金に関する経過措置)

3 昭和三十六年四月一日前に死亡した年金の受給権者に係る未支給の年金の支給については、なお従前の例による。第五十三条第一項又は第五十六条第一項の規定によつて支給される年金の受給権者で、その年金を請求しないで昭和三十六年四月一日以後この法律の施行前に死亡したものに係る未支給の年金の支給についても、同様とする。

4 昭和三十六年四月一日以後この法律の施行前に死亡した年金の受給権者に係る未支給の年金につきこの法律による改正後の第十九条第四項の規定によりその年金を受けるべき遺族の順位を定める場合において、先順位者たるべき者(先順位者たるべき者が二人以上あるときは、そのすべての者)がこの法律の施行前に死亡しているときは、この法律の施行の際におけるその次順位者を当該未支給の年金を受けるべき順位の遺族とする。(福祉年金の支給停止に関する経過措置)

5 この法律による改正後の第六十五条第四項及び第六十六条第六項の規定は、昭和三十六年五月以降の月分の福祉年金について適用し、同年四月以前の月分の福祉年金についての受給権者の所得による支給の停止及び同月以前の月分

の母子福祉年金についての受給権者が妻又は夫の子と生計を同じくすることによる支給の停止については、なお従前の例による。

6 昭和三十五年分の所得につき、

この法律による改正後の第六十六条第五項の規定を適用する場合においては、同条中「同法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第三十五号)による改正前の所得税法に規定する扶養親族」と、「控除対象配偶者及び扶養親族の有無並に扶養親族の数及び年齢」とあるのは「扶養親族の数」と、それぞれ読み替えるものとする。(被保険者の資格に関する経過措置)

7 明治三十九年四月一日に生まれた者の被保険者の資格については、第七十五条第一項及び附則第七条第一項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 明治四十四年四月一日に生まれた者であつて、昭和三十六年四月一日において第七条第一項に該当し、かつ、同条第二項第一号に該当しなかつたものは、第七十五条第一項及び附則第七条第一項の規定による申出があつたものとみなす。(時効に関する経過措置)

9 この法律による改正後の第二百二条第二項の規定は、この法律の施行前に福祉年金がその全額につき支給を停止されていた間についても、適用する。(地方税法の一部改正)

10 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第二百六十二条第三号の二及び第六百七十二条第三号の二中「年金給付」を「給付」に改める。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

11 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。
第三条第三号中「年金給付」を「給付」に改める。

昭和三十六年十月二十五日印刷

昭和三十六年十月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局